

点検・評価報告書

2020（令和2）年度申請

新潟リハビリテーション大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	7
第2章 内部質保証	16
第3章 教育研究組織	39
第4章 教育課程・学習成果	47
第5章 学生の受け入れ	78
第6章 教員・教員組織	89
第7章 学生支援	101
第8章 教育研究等環境	111
第9章 社会連携・社会貢献	122
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	129
第2節 財務	139
終章	142

序章

新潟リハビリテーション大学は、2007年4月に新潟リハビリテーション大学院大学として開学し、2010年4月に医療学部を開設すると同時に新潟リハビリテーション大学に名称変更している。本学は、医療分野に特化した専門大学であり、地域の医療従事者を養成することを使命とするとともに、地域社会の医療・福祉分野での拠点施設となることを目指しており、医療分野での教育研究への貢献と地域社会への貢献を大きな目的に掲げている。

このたび、大学基準協会による2回目の認証評価を受けるにあたり、これまでの大学の教育研究活動、社会活動等を包括的に点検・評価することで、今後、さらなる大学改革に結びつける機会を得たことは、大学にとって、たいへん意義深い。本報告書は、学長を中心にまとめ、本学の内部質保証の推進に責任を負う「大学運営委員会」をはじめ「自己点検・評価委員会」、その他の関連する委員会等の協力を得て完成させた。

全国に発信するような有名大学とは異なる大学のあり方、地方の小さな大学の存在意義等について忌憚のないご意見を賜われれば幸いである。

大学を取り巻く外部環境は、前回受審した7年前と比べて大きく変化し、たいへん厳しいものとなっている。たとえば、全国的に東京一極集中がますます加速する中、特に新潟県においては、その影響がはなはだしい。新潟県から他都道府県への転出超過数は、2019年に一気に増加し、超過者数は全国ワースト1（日本人の転出超過者数8,162人）となった（総務省 住民基本台帳人口移動報告より）。特に、15～29歳までの若者の流出が顕著であり、その多くが東京圏へ流出している（内閣府報告）。若者の意識調査の結果では、やりがいのある仕事や成長企業があり、娯楽や文化、芸術に触れる機会が多く生活環境が良いことが、東京へ向かう主な理由として挙げられている。新潟と東京は高速道路や新幹線で結ばれ、比較的近い距離に位置することもあり、それらのことが東京志向の強さに繋がっているという見方もある。

一方、東京一極集中是正を目指した国の地方創生は、残念ながら現在までに、目に見える形での結果に繋がっていないと言わざるをえない。地方創生は2020年4月から第2期に入り、東京圏への転入超過を今度こそ食い止める狙いのようなのだが、道は険しそうである。同時に、国は都市に住みながら地方と交流する関係人口の拡大を主要政策に掲げており、将来的な移住に繋がたいようだが、即効性への期待は乏しく、息の長い取り組みが必要となる。以上のことから、厳しい社会環境の改善は、しばらく困難であると予想される。

そして、上述してきたような影響を、新潟県の中でも、とりわけ本学のある県北地域は、ことさら強く受け、若年人口の減少のほか、自治体の財政難、過疎化、経済衰退などあらゆる難局に翻弄されている。このような社会環境の中、学生確保や大学運営は年々厳しさを増してきており、本報告書に記載したような、大学の創意工夫に満ちあふれた、たえまない改善努力も、結果に繋がりにくい状況になっていることは否めない。また、若者が県外へ流出する傾向が強くなっていく一方で、ここ7年の間に、県内には3校（うち1校は2020年4月開学、3校の入学定員合計420名）の新設大学が開設され、また本学と教育研究領域が競合し立地条件も良い大規模な大学で、3学科の増設及び学部学科の改組により、大幅な定員増が行われた。

さらに、2019 年 6 月には、本市北部で震度 6 強を観測した山形県沖地震が襲った。幸いなことに市南部に位置する本学は、人的・物的被害を受けることなく済んだ。しかし、本市北部の、特に高齢過疎化が著しい地域においては大きな被害があり、いまだに不自由な生活を強いられている世帯も多い。大地震に伴う本市全体への風評被害、その他により、本市のイメージダウンや経済的ダメージも起こっている。

以上のとおり、本学単独の努力では定員確保が困難を極めるような外部環境が急速に進展していることは明らかである。そのような中、大学は生き残りをかけて、日々努力を行っている。他のどのような大学にも負けない努力を重ねていることを、ここに証明したい。7 年前の大学評価を受けた後、絶え間ない努力を続け、実際に、その成果が認められ、文部科学省から毎年度複数の補助金を獲得している。以下に、7 年前の受審以降に、大学として改善に取り組んできたことの概要を記載する。

学生確保のための方策として取り組んできたこと（組織改編、入学定員管理、教育の充実）

2015 年度に、入試における総括的な役割を担うアドミッション・オフィスを新たに立ち上げ、2016 年度の医療学部入試（2015 年度実施）以降、多面的総合的な入試を導入する等、さまざまな入試改革を実施してきている。

一方で、学部、研究科の組織改編や入学定員見直しも、毎年度実施してきている。

学部では、2016 年度に、リハビリテーション心理学専攻を設置（入学定員 15 名）し、一方で、言語聴覚学専攻の入学定員を 40 名から 25 名に削減した（医療学部全体の入学定員は 120 名のまま）。さらに、新専攻設置に合わせて、専攻間の異動を容易にするため、転専攻制度を整備した。その後、定員割れが続く言語聴覚学専攻については、世界的な動向も鑑みて、言語聴覚士養成教育を、学部ではなく大学院で行うこととした。そこで、学部の言語聴覚学専攻の学生募集は 2017 年度を最後に停止し、これにより、学部の 2018 年度からの入学定員は、同専攻の 25 名分が減り、95 名となった。2020 年度からは作業療法学専攻の入学定員を 40 名から 20 名に減じ学部の入学定員は 75 名（理学療法学専攻 40 名、作業療法学専攻 20 名、リハビリテーション心理学専攻 15 名）となる。

研究科では、母体となる学部が 2013 年度に第 1 期の卒業生を輩出したことにより、2014 年度より、はじめて本学の卒業生を迎え入れることが可能となったのに伴い、新たに運動機能科学コースを開設した。また、従来からの特待生制度を拡充し、本学卒業生が入学した場合の経済的負担がより軽減されるよう改善した。社会人に対しては、働きながらも通いやすい新たな受講システムとして、科目等履修生から学修を始め、その後に正規課程へ入学する場合は、学費を減免するとともに取得単位も条件付きで認定する等の制度を整備した。また、2016 年度に東京サテライトキャンパス高次脳機能障害コースを開設し、社会人の獲得に繋がっている。さらに、大学院では、学部を設置した、リハビリテーション心理学専攻から接続し発展的内容を学べる履修コースとして、心の健康科学コースを 2017 年度に村上に設置し、2020 年度からは東京サテライトキャンパスにも設置する。2018 年度は、サテライトキャンパスに運動機能科学コースを、村上キャンパスに言語聴覚障害コースを設置し、2019 年度は、村上キャンパスに公認心理師養成のための履修課程を心の健康科学コース内に設置した。

学部の定員充足率に影響を及ぼす学生教育については、国家試験の合格率向上及び休・退学者の防止に主眼を置いて取り組んできた。これらの取り組みについては、新しく設けた学長裁量経費の教育研究テーマにも据え強化目標とし、休・退学者の数の減少に繋がった。また、留年者の経済的理由から退学に繋がらないための方策として、留年者の学費減免制度を設け、2016年度から運用を開始している。しかし、国家試験合格率の改善については、まだ効果がみられておらず、引き続き強化していく必要がある。

多様な学生を確保する観点から、海外からの留学生も積極的に受け入れていく方針を決め、2015年度に中国の山東医学高等専科学校と、2017年度に東北師範大学人文学院との間に「日中共通教育プロジェクト」に関する協定を締結し、留学生の受け入れを開始している。

学部では、2016年度に新潟県内の2つの高等学校（私立新発田中央高等学校、県立村上桜ヶ丘高等学校）と高大連携協定を締結（県内高等学校と県内大学間の協定締結は本学が初）し、高大連携特待生制度及び地域特待生制度を創設した。

広報活動については、若者の情報取得源である動画サイトYouTubeでの、本学プロモーション動画の掲載や、情報発信手段についてSNSに比重を増やしていく等、時代の流れに沿うように変更してきており、2017年度は本学ホームページのリニューアルも実施した。あわせて、大学のブランド力を強化するために、2016年度に、タグライン、スクールカラー、キャラクター、ロゴマークを制定した。

一方で、受験生に本学を選んでもらえるよう、より魅力的で特徴的なカリキュラムを提供できるよう、学部では、2018年度にカリキュラム改革を実施した。従来型の教育プログラム（4年間・学部教育）だけでなく、高度化・国際化する医療技術者の養成を目指す大学院進学プログラム（6年間一貫教育・学部+院）等を編成したほか、1コマの授業時間を90分から45分×2に変更した。教育指導体制としてゼミ制を敷いた。また、地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワークなど、学生が主体的に地域と関わる授業を必修として取り入れた。卒業年次において、わずかな単位不足等により卒業できない学生のうち、翌年度の前期終了時に卒業要件を満たした場合は、9月末での卒業が可能となる、いわゆる「秋卒業制度」を2016年度の医療学部4年生から設けている。さらに、2020年度からは、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改定に伴い、再度、新しいカリキュラムを整備し、運用することになっている。

研究科でも、カリキュラム改定を実施し、共通科目として「教育指導法」や「職場マネージメント」などを新たに開講し、高等教育機関や臨床現場でリーダーとして活躍できる人材を育成するための科目を強化している。「医療倫理」科目では、国際基準を満たしたe-learningを、県内の大学の中では一番早く導入した。さらに、全授業において、授業収録システムを活用した授業の録画・配信を行い、復習などに活用している。科目ナンバリング制度や、標準テストの一種であるPROG (Progress Report on Generic Skills) テストも導入している。また、修士研究指導においてリサーチループリックを導入し、修士研究の進捗状況を客観的に把握・管理するようにした。さらに、単位の実質化等を目的として、シラバスフォーマットの更改を行い、院生の主体的な学修を促す内容を盛り込んだ。

学習・生活環境の改善のために取り組んできたこと

2016年度に、新たに学習センターを立ち上げ、学び力の向上のため、科目授業以外のさまざまな対策や指導法の開発を行ってきた。たとえば、身体・心理的健康管理や相談、

コミュニケーション力の向上、基礎学力の補強、教科受講に必要な知識や情報の補強、科目試験対策などのほか、ワークショップやレクリエーションも実施している。これらの活動を通して学習のつまずき等による休退学を減少させるとともに、学生生活の満足度向上に努めている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたのに伴い、学内の教職員が行うべき対応や指針、支援体制に関するフローチャートを作成した。数名の学生が合理的配慮の対象として認定され、ウェブ授業での対応や、定期試験時の別室受験、通院時の配慮等を実施している。

学習環境に対する要望を把握し改善に繋げるために、「学習状況実態調査」「授業評価アンケート」「学生と教職員との授業改善ミーティング」等を継続的に実施してきている。その結果から、「授業スタイル、学生自身の受身の学修態度、施設面」などの問題が特に指摘されているため、IT化を推進するための「情報セキュリティ委員会」、施設設備や教室の整備を担当する「教室利用ワーキンググループ」を設置し、学習環境の改善に努めてきている。学バスの増便やアクティブ・ラーニングエリアの設置、新校舎建設計画等に繋がっている。

また、日常的に、学生の意見・要望を吸い上げて、学生生活支援の充実を図ることを目的として、学生意見箱の設置や学生生活満足度調査を行っている。2015年度から設置している学生意見箱は、投函目的をより明確化させ、大学への提案も寄せてもらうため、翌年「提案箱」と「感動箱」の2つに分けてリニューアルした。学生の意見を吸い上げることで、教育や大学運営の質的向上につなげている。さらに、卒業生が就職した施設・病院を対象として「本学の教育と卒業生についてのアンケート」も実施し、大学と卒業生に対する社会的評価を収集し大学運営委員会や教授会で議論している。

スポーツ・文化・ボランティアなどの正課外の領域における活動の推進及び学生の意欲向上を目的として学長賞を新設し、対象学生の表彰を行ってきている。

管理運営体制の改善のために取り組んできたこと

2014年12月に、新学長（現学長、著者）が、理事会において選出された。新学長は本学の特色を打ち出すために、全学的な研究プロジェクトの実施が必須であると考え、2015年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に、プロジェクトリーダーとして、自ら書類をまとめ申請し採択された。

2015年4月、学校教育法が一部改正になり、学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革の促進が強く求められ、学内の規程類をすべて見直すとともに、管理運営体制を刷新した。学長の活動や考えを常に明確に表明し続けることが重要となり、新しく開設した本学ホームページ上の学長ブログ（facebook, twitterとも連動）を通じて、学内外に向けて高頻度に発信を続けてきている。大学を取り巻く環境が厳しさを増す中、さまざまな改革にスピード感を持って取り組んでいく必要が生じ、いち早く高等教育情勢の変化や他大学の動向をヤッチする必要性からは、日本私立大学協会に新たに加盟した。

また、2015年9月には本法人が「学校法人北都健勝学園中・長期計画」を策定したことにより、大学は基本理念に基づく運営はもとより、同計画にも調和する運営が求められた。

一方、学部では、リハビリテーション領域に関する認証評価機関である一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による教育評価認定審査を専攻別（2015～2016 年度）に受審し、教育水準を満たしていると認定評価された。

2016 年度には、“教育 NPO 法人 NEW VERY” に、本学の組織力についての分析を依頼した。その後、同 NPO 法人の講師による、“組織力強化のための FD・SD 研修会”を 3 回開催した。全教職員で共通の課題に取り組むという作業を通して、各人が大学を支えていること、また、ひとり一人が大学の発展に貢献していくための意識づけがなされた。

地域連携については、地域連携推進室（2019 年度現在、地域・産学連携推進室）を設置したことにより、地域との関係が強化され、2015 年度には、複数の近隣自治体や産業界等と包括連携協定を締結した（村上市（7 月）・岩船商工業会（9 月）・栗島浦村（12 月）・関川村（3 月））。大学全体で地域との交流事業を多く進め、学生と地域との繋がりも発展・強化させてきている。

財政基盤の安定に向けて取り組んできたこと（特別補助金の獲得）

中・長期計画に基づき、さまざまな教育改革や運営の改善、特色ある研究の推進等を進めるとともに、補助金等の多様な収入源を確保することができ、それにより財政基盤の安定化と教育研究等のさらなる活性化に繋がるよう努めてきた。

2014 年度は、「私立学校施設整備費補助（私立学校教育研究等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））ICT 活用推進事業（繰越追加募集）」採択により、無線 LAN 環境の充実と AV 機器の更改を行い、大学院の遠隔授業などに適応する施設設備の整備等を進めた。また、新教務システム「Campus Magic」を導入し、2015 年度から運用を開始した。これにより、学生自身が自分の履修科目・授業スケジュール・試験結果をパソコンやスマートフォンから確認できるようになったほか、成績情報・入試情報管理も大幅に改善され事務作業効率が向上した。

2015 年度は、「私立大学等改革総合支援事業タイプ 1」「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」「私立大学等経営強化集中支援事業タイプ A」に採択され、アクティブ・ラーニングエリアの開設や ICT 環境の整備等を行った。全学的な研究については、学長をプロジェクトリーダーとする「文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業：地域高齢者の日常生活機能を向上させるプロジェクト（テーマ 1：「摂食嚥下機能の向上」、テーマ 2：「身体機能・認知 機能の向上」）」が採択され、3 年計画でプロジェクトを推進した。本事業に付随して、地域の高齢者を対象に「転倒予防教室（本学および隣接する関川村で開催）」「食べる力をつける教室（本学で開催）」を、現在も継続して開講している。このように、地域連携を視野に入れた特色ある研究活動を推進し、研究成果を地域社会へ還元している。

2016 年度は、「私立大学等改革総合支援事業タイプ 1（教育の質的転換）及びタイプ 2（地域発展）」、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」「私立大学等経営強化集中支援事業 タイプ A」に採択され、図書館システムのリニューアル、AV ブースの設置、閲覧席増加等を図った。

2017 年度は、「私立大学等改革総合支援事業タイプ 1（教育の質的転換）及びタイプ 2（地域発展）」に採択された。新潟県内で複数のタイプにおいて採択されたのは本学のみにあった。さらには、「私立大学等経営強化集中支援事業タイプ A」にも採択された。

2018年度は、「私立大学等改革総合支援事業タイプ1（教育の質的転換）」及び「私立大学等経営強化集中支援事業」に採択され、2019年度は、「私立大学等経営強化集中支援事業」に継続採択された。

以上のように、毎年度、特別補助金を獲得してきており、さまざまな大学運営のための資金源となっている。

ここまで、前回7年前（学部完成年度前）の受審以降に行ってきたことの概要を述べてきた。今回の申請時は、学部開設から10年が経ち、学部は完成年度を過ぎ、教員も定数配置され、点検・評価する学内体制も整った。さらに、2018年度から、学内の各委員会の活動についても、自己点検・評価を通じて、十分に機能しているかどうかの検証を開始し、新潟リハビリテーション大学年報にその記述を加えて公表している。

学部は、7年前の受審時は、理学療法学専攻と言語聴覚学専攻の2専攻のみだったが、専攻の増設や教育課程の大学院への移行など、毎年度不断の検証を行ってきた結果、現在の姿となっている。リハビリテーション学の主要分野である理学療法、作業療法はもちろん、建学の精神として掲げている「心」の領域をカバーする「リハビリテーション心理学専攻」を2016年度より新たに開設した。また接続する大学院の履修コースとして「心の健康科学コース」を2018年度より新たに開設した。これにより、「身体」のみならず「心」の面からも支えるリハビリテーション専門職を目指す、「人の心の杖であれ」の精神・理念・目的が一層、明確になったと評価できる。2019年度は、こころとからだの健康づくり研究センターを新たに設置し、これら大学の教育研究の成果を地域に効果的に還元する仕組みを整えた。

学部・研究科ともに、理念・目的に基づき展開している既存の制度や仕組みについて、その効果は認められるが、今後も本学の特色を活かし発展的に推進していくために、引き続き、専攻やコースの統廃合や再編を含めた組織の在り方等について、検討していきたい。

令和2年3月

新潟リハビリテーション大学

学長 山村千絵

追記： 本報告書を準備していた最後の数か月の間に、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、わが国の社会は大きく変化しつつある。ここに記述したことも、今後、変更や修正を余儀なくされる場合があるかもしれない。また、令和2年2月中旬頃からは、感染症対策に追われる日々が続く、自己点検・評価に十分な時間をかけられない状況となったことを付け加える。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、
学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部及び研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の
設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

新潟リハビリテーション大学は、我が国の中でも高齢化・過疎化の進行が著しい新潟県北地域の、人口7万人弱の村上市に位置する。大都市圏等にある大学とは、社会環境も立地条件も規模も異なり、また冬場の気候も過酷であるなど、さまざまな不利な条件を背負って存在している。

本学の存在意義のひとつとして、本地域唯一の医療系大学であることを挙げることができる。地域の住民が、生涯を通じて健康でQOLの高い生活を送ることができるよう、他の地域にも増して、充実した保健・医療サービスを提供できる環境を構築していくことが強く求められている。

そのために必要な人材の育成、及び、学術研究の進展に寄与することを目的として、2007年4月に、本学の母体となる「新潟リハビリテーション大学院大学」が設置された。その後、2010年4月に医療学部が開設され、大学の名称を現在の「新潟リハビリテーション大学」に変更した。2020年は、大学設立から10周年となる記念すべき年に当たる。

本学は、医療学部リハビリテーション学科及びリハビリテーション研究科の1学部1研究科から成り、地域に根ざした地方の高等教育機関としての使命・役割を果たすべく、医療系分野に特化した大学として、地域の医療機関等の人材養成の期待に応える大学を目指している。建学の精神として「人の心の杖であれ」を掲げ、「人間愛や道徳心に満ちた豊かな人間性及び専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、地域住民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する。」ことを目指している（根拠資料 1-1【ウェブ】、根拠資料1-2【ウェブ】）。

本学は、大学名称を「リハビリテーション」と謳っており、医療学部では、リハビリテーション学科の中に理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻（言語聴覚士養成教育にかかる学生募集については、2018年度より学部での募集停止、研究科での募集開始）、リハビリテーション心理学専攻の4つの専攻を置き、リハビリテーション研究科では、リハビリテーション医療学専攻に、摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース、心の健康科学コース、言語聴覚障害コースの5つの履修コースを設けており、本学の理念・目的に合致した教育研究活動を行っている。

本学の理念・目的は、建学の精神である「人の心の杖であれ」の趣旨を的確に踏まえて、新潟リハビリテーション大学学則第1条において「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理感を備え、優れた医療人としての厳格さと慈愛を併せ持つ全人教育を目指し、わが国の医療分野に貢献することを目的とする。」と定めている。

また、中・長期的な教育目標として、以下を掲げている。

- (1) 崇高な倫理観と医療従事者としての使命感を常に有する人材の育成
- (2) 地域社会に貢献できる人材の育成
- (3) 文化教養に精通し、国際社会に貢献できる人材の育成

上述した本学の理念・目的に基づき、学部、研究科ともに教育研究上の目的を次のように定めている。

学部・学科・専攻の教育研究上の目的は、学則第3条に次のように記載しており、人材養成の目的を明確に位置付け、本学の建学の精神及び理念・目的を踏まえた内容に設定されている（資料1-1【ウェブ】）。

医療学部

本学の目的を踏まえ、豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療従事者及び教育研究者の育成を目的とする。

リハビリテーション学科

リハビリテーション分野において、総合的・学際的な高い能力を養うことを念頭に置いた教育・研究を行うとともに、人間愛や道徳心に満ちた人間としての基本的態度を兼ね備えたリハビリテーションの専門職業人を育成することを目的とする。

理学療法学専攻

リハビリテーション医療の中でも中核となる理学療法の専門分野において、他職種と連携できる幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね揃えた理学療法士の育成を行う。さらには障害者や高齢者だけでなく、疾病予防から健康増進に至るまでの、包括的な能力を兼ね備えた理学療法士の育成を目的とする。

作業療法学専攻

心身に障害をもつ対象者に対して応用的動作能力又は社会的適応能力を回復するために行う作業療法の知識・技術を獲得するだけでなく、その人の人生の質（クオリティ・オブ・ライフ）にまで踏み込んで考えることができる作業療法士の育成を目的とする。

言語聴覚学専攻

摂食・嚥下障害や言語及び認知機能についての評価や治療が的確に行えるだけでなく、より広義の言語を介する治療に関する知識を培う教育研究を行い、深く心の対応が可能な言語聴覚士の育成を目的とする。

リハビリテーション心理学専攻

医療・保健・福祉及び教育等の領域で用いられる、対人援助の心理学理論と技術を修得・研究し、暮らしと社会の中で、人間相互の理解と共助を積極的に促進し貢献する、高い意志と知識を備えた人物を育成することを目的とする。

研究科の教育研究上の目的は、大学院学則第1条に次のように記載しており、人材養成の目的を明確に位置付け、本学の建学の精神及び理念・目的を踏まえた内容に設定されている（資料 1-3【ウェブ】）。

リハビリテーション研究科

新潟リハビリテーション大学大学院は、広い視野に立ってリハビリテーション医療に関する専門的な学術の理論と応用の教授研究を行い、高度な技術力を身につけたリーダー的医療従事者及び研究者を育成し、もってわが国の医療分野の発展に寄与することを目的とする。

さらに、設置の趣旨の中に以下のように明記されている。（資料1-4【ウェブ】）

弱者に目を向けた学び中・高年齢者の介護予防とリハビリテーションを中心として－（理念）

○当該分野における最先端の知識と技術を有した人材を輩出し、教育研究成果を通して幅広い領域で社会に貢献する。

○医療・福祉の現場で日夜その職に徹している医療補助職の資質および地位の向上に貢献する。

（目標）

○リハビリテーションを機軸とするさまざまな角度から、中・高年齢者の医療を基盤とした福祉医療に関する教育研究活動を展開し、その成果を社会に公開し還元する。

○深い洞察力と科学的データから弱者（患者）の疾患を客観的に把握し、それに対する治療技術を十分に駆使することができ、さらに弱者（患者）の心の痛みを理解しつつ、抱えている問題を軽減できる知識と技術を培い、臨床現場や福祉施設でリーダーとなって活躍できる医療従事者、また大学や専門学校あるいは関係企業等でその力を発揮できる教育・研究者としての人材を養成する。

以上のように、本学の理念・目的は適切に設定されている。また、本学の教育研究組織である、医療学部、リハビリテーション研究科の教育研究上の目的は、いずれも建学の精神・基本理念及び大学の教育研究上の目的を踏まえたものであり、大学の理念・目的と学部・研究科の目的とは極めて関連性の深い内容になっている。したがって学部・研究科の目的は適切に設定されているといえる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部及び研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念・目的及び学部・研究科の目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表する手段としては、大学（学部）設置認可申請書における設置の趣旨（根拠資料 1-4【ウェブ】）の本学ホームページ上での公開、大学案内パンフレット（根拠資料 1-2【ウェブ】）、学生便覧（根拠資料 1-5、根拠資料 1-6）、年報（根拠資料 1-7）、ウェブサイト（本学ホームページ：根拠資料 1-8【ウェブ】、大学ポートレート：根拠資料 1-9【ウェブ】）等を活用し周知している。また、2019 年度には、新潟リハビリテーション大学 ガバナンス・コードを設け、その第 1 章に、建学の精神・理念を掲載し、ウェブサイト等を介して公表している。（根拠資料 1-10【ウェブ】）

教職員に対しては、毎年発行しているパンフレット、年報、学生便覧、学生募集要項等を配布し、また、ガバナンス・コードを行動規範とすることで、理念・目的の周知・再確認を行い、全教職員の意識統一を図っている。新任教職員に対しては FD・SD 活動の一環として行われる新任教職員研修会時に、スライドを併用して説明し、周知徹底を図っている。

学生に対しては、学部・大学院ともに、学生便覧の冒頭部分に「理念・目的」を明記しており、さらに学則（学則第 3 条、大学院学則第 1 条に定めている）の全文を資料として掲載している。（根拠資料 1-1【ウェブ】、根拠資料 1-3【ウェブ】）学生便覧は、毎年、新年度が始まる時期に学生及び教職員に配付し、さらに新入生に対しては新入生オリエンテーション時に説明しているほか、在学生においては在学生オリエンテーション時に再確認している。

さらに、学内の随所に、「人の心の杖であれ」という、建学の精神、理念のキーフレーズを掲示して、いつでも目に入るようにしているほか、学生・教職員の学生証・職員証の入ったネックストラップの収納ケースに、上述したキーフレーズを印刷したカードを一緒に入れ、常に携帯させて意識づけている。これは本学独自の周知方法と思われる。

社会に対しては、関係各所に年報の配付を行うとともに、ウェブサイト（本学ホームページ：根拠資料 1-11【ウェブ】、大学ポートレート：根拠資料 1-9【ウェブ】）や大学案内パンフレット、学生募集要項等を通して、本学の理念・目的を理解してもらう努力を行っている。（根拠資料 1-12【ウェブ】、根拠資料 1-13【ウェブ】）ウェブサイトでは、学則や設置の趣旨、ガバナンス・コード等を掲載することにより理念・目的を公開している。

受験生や保護者、高校教員等に対しては、オープンキャンパスや高校訪問時、大学院受験生にあっては、大学院進学相談会時等において資料配付するとともに説明を行っている。

また、養成する人材像についても、学部各専攻及び研究科各コースにおいて定め、学生便覧等に明示している。教育目標を達成するための 3 つのポリシーはウェブサイト（本学ホームページ：根拠資料 1-14【ウェブ】、根拠資料 1-15【ウェブ】、大学ポートレート：根拠資料 1-9【ウェブ】）等で明示している。建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりである。

医療学部

理学療法専攻

リハビリテーション医療の中でも中核となる理学療法の専門分野において、他職種と連携できる幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を

持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね揃えた理学療法士の育成を行う、さらには障害者や高齢者だけでなく、疾病予防から健康増進に至るまでの、包括的な能力を兼ね備えた理学療法士の育成を目的とする。以上の教育により、次のような人材を育成する。

○現代社会に頻発する脳血管障害や高齢者の骨折等に対する一般的な医学的知識と今後必要とされる高度で専門的な知識を持ち、臨床の場で即戦力と問題解決能力を兼ね備えた理学療法士。

○障害者や高齢者だけでなく、健常者の疾病予防から健康増進に至るまでの、包括的な能力を兼ね備えた理学療法士。

作業療法学専攻

身体、または精神の障害によって失われた様々な能力を、各種作業を用いた治療で回復させることのみならず、その方にとって意味のある作業を賦活させることによって、地域生活(近隣社会、学校、職場)を支えることのできる作業療法士の育成を教育目標とする。以上の教育により、次のような人材を育成する。

○対象者の障害のみではなく、生活、価値観、社会的役割などを評価し、その対象者にとって意味のある作業を賦活する能力を有する作業療法士。

○対象者をめぐる保健医療の専門職と協業し、対象者の地域生活を支える能力を有する作業療法士。

言語聴覚学専攻

言語聴覚士は、人と人とが関わりながら生活を営む上で大切なコミュニケーション機能(聞こえやことば)や認知機能(記憶や思考)、そして人が生きて行く上で欠かせない摂食・嚥下機能(食べる・飲み込む)に対するリハビリテーションを担っている。本専攻は、それらの機能に障害を抱えている人の“痛み”を聴き、誠意をもって専門的知識技術に基づくリハビリテーションを実施できる言語聴覚士を育成する。以上の教育により、次のような人材を育成する。

○摂食・嚥下障害や言語及び認知機能についての評価や治療が的確に行えるだけでなく、今後必要とされる高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた言語聴覚士。

○言語に関する幅広い知識を備え、対象者に対して言語聴覚学的なアプローチだけでなく、深く心理面からのアプローチも可能な言語聴覚士。

リハビリテーション心理学専攻

医療・保健・福祉及び教育等の領域で用いられる、対人援助の心理学理論と技術を修得・研究し、暮らしと社会の中で、人間相互の理解と共助を積極的に促進し貢献する、高い意志と知識を備えた人物を育成する。以上の教育により、次のような人材を育成する。

○心理学の知識を社会で実践し、活躍できる人材になることを目指します。

○大学院進学を視野に入れ「公認心理師」や「臨床心理士」などの心を支援するスペシャリストを目指します。

リハビリテーション研究科

摂食・嚥下障害コース

主として摂食・嚥下障害を持つ患者に対して、

- 病院・老人保健施設・障害児福祉施設・特別養護老人ホーム・重症心身障害児施設・在宅等の臨床現場において、迅速な評価やQOL向上のために最善のアプローチを行うことができ、リーダー的役割を担う医療従事者。
- 教育現場あるいは食品・医療関係企業等で、新しい評価方法や訓練方法を研究したり、家庭や介護施設等で利用可能な嚥下食等の開発ができる創造力豊かな教育・研究者。

高次脳機能障害コース

- 主として高次脳機能障害を持つ患者に対して、
- 病院・老人保健施設・障害児福祉施設・特別養護老人ホーム・重症心身障害児施設・在宅等の臨床現場において、適切な評価やリハビリテーションを行い、さらに心理的サポートも充分考慮できる、より高度な医療従事者。
- 機能改善のためのアプローチ方法や、AAC（代替コミュニケーション）などの良好な人間関係の修復などに関する開発および教育等に携わる教育・研究者。

運動機能科学コース

- 主として運動機能障害を持つ患者に対して、
- 医療施設・老人保健施設・福祉施設・在宅等の臨床現場において、適切な評価やリハビリテーション医療を行い、さらに心理的サポートも十分考慮できる、より高度な医療従事者。
- 教育現場や研究施設等で健康増進や機能改善のためのアプローチ法を開発する、能力障害を補てんする方法、活動やQOLを改善する方法等を開発する、あるいはその基礎となる研究を行える教育・研究者。

心の健康科学コース

- 主として心理・精神面での生活障害を抱えるクライアント・患者に対して、
- 医療・福祉・教育・司法・産業などの領域において、支援対象者の多様な課題や価値観をつねに意識し、適切な心理アセスメントやサイコセラピーを行い、あわせて、心の健康に関する諸問題を社会的課題として介入・コンサルテーションできる、心の健康に関わる第一人者。
- 心の健康を支援する心理臨床実践を指導し、その知見を深化・啓発させることのできる教育・研究者。

言語聴覚障害コース

- 主として言語聴覚障害の患者に対して、
- 臨床現場において、対象者の全人的な観点から、多職種と連携してQOLの向上に寄与できること、また地域包括ケアシステムなど変化する社会的ニーズに適確に対応し、率先していけるより高度な医療従事者。
- 種々の訓練手技などのエビデンスを構築する臨床研究を行うことができ、また生理学的基盤から臨床を支える基礎研究も行える教育・研究者。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学の中・長期的な計画については、学校法人北都健勝学園全体の第一次中・長期計画（2015～2025 年度）の中に、法人全体の施策の一翼を担うかたちで位置付けられている（根拠資料 1-16）。そして、大学の理念・目的、学部・研究科における目的を実現していくため、学則第 46 条及び大学運営委員会規程で定める大学運営委員会（学長が議長を務める）が、大学の管理運営の中心を担う最高意思決定機関として、大学の将来を見据えた各種重要事項について審議する（根拠資料 1-18【ウェブ】、根拠資料 1-10【ウェブ】）。また、法人全体の管理運営における最高意思決定機関は学校法人北都健勝学園理事会であり、外部理事からの意見を踏まえながら、重要事項について審議・決定する。学長のリーダーシップのもと、大学の理念・目的、学部・研究科における目的を実現するために法人と緊密な連携をとりながら、毎年度、大学運営委員会において、中・長期計画の進捗管理及び適宜計画の変更や修正を行い、その内容を理事会に諮りつつ、大学の管理運営を行っている。（根拠資料 1-19）

さらには、大学運営委員会が中心となり、大学の現状及び将来を見据えた上で、2015 年度以降は、毎年度、事業計画（大学全体、学部、研究科の 3 部構成）を策定しホームページ上で公開している（根拠資料 1-20【ウェブ】）。事業計画書は当該年度の自己点検・評価報告書の検証を踏まえて次年度分を作成しており、これらを毎年、繰り返すことによって、大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性についても、検証を行っている。大学の自己点検・評価報告、事業計画は法人全体の事業報告書及び事業計画書にも組み込んでいる。（根拠資料 1-21【ウェブ】）

学部、研究科ともに、開学から 3 年目までは、検証事項を設置計画履行（留意事項実施）状況報告書に反映させて文部科学省に報告を行い、大学設置・学校法人審議会の実地調査による評価も受けている。設置計画履行（留意事項実施）状況報告書は、本学ホームページ上で公開しており、該当ページは文部科学省のホームページからもリンクが設定されている。（根拠資料 1-4【ウェブ】）

理念・目的の適切性や達成状況について、多元的に確認・検討する観点から、本報告書の作成と大学基準協会による外部認証評価の受審のほか、本学は 5 年ごとにリハビリテーション教育評価機構による評価を理学、作業、言語の専攻ごとに受審している（根拠資料 1-22【ウェブ】）。また、2018 年度～（3 年間予定）文部科学省経営強化集中支援事業に選定されたことから、日本私立学校共済事業団による経営相談や、文部科学省による中間評価を受ける機会を得ており（根拠資料 1-23）、その際にも中・長期計画等に関する外部からの意見をいただいている。

（２）長所・特色

大学の建学の精神、理念に基づいて教育研究上の目的は適切に設定されている。さらに、医療学部、リハビリテーション研究科の教育研究上の目的は、大学の建学の精神、理念、大学の教育研究上の目的に基づいて適切に設定されており、その関連性は極めて強い。また、これらは学則に明記されている。さらに、本学独自の周知方法として、学内の随所に、「人の心の杖であれ」という、建学の精神、理念のキーワードを掲示して、いつでも目に入るようにしているほか、学生・教職員の学生証・職員証の入ったネックストラップの収納ケースに、上述したキーワードを印刷したカードを一緒に入れ、常に携帯させて意識づけている。

養成する人材像についても、学部、研究科ともに定められており、ウェブサイト等で社会に公表している（根拠資料 1-14【ウェブ】、根拠資料 1-15【ウェブ】）。

研究科では、学則に定める目的のもと、日本でも他に例を見ない摂食嚥下障害や高次脳機能障害など、超高齢社会に必須とされる学際的な分野に特化した履修コースを開設し、社会に有為な人材を輩出し続けている。

毎月開催される大学運営委員会、教授会、研究科委員会及び FD・SD 研修会における議論の展開は、構成員の共通認識を深めるために、それぞれの理念・目的を確認しながら行われている。理念・目的は、大学構成員や社会に周知されつつあるといえる。

（３）問題点

理念・目的の適切性を検証する手続きは確立しているが、検証結果をどのようにしたら効果的に反映させていくことができるかについては、継続的に議論を重ねていく必要がある。また、事業計画に目標期限と数値を設定することでその実行性を高め、各年度末に達成率を具体的な数値で検証し、新たな目標を設定するという PDCA サイクルを、より有効に機能させ、目標の実現性を一層高めていく必要がある。

（４）全体のまとめ

本学の教育研究上の目的は、開学時の建学の精神・理念に基づいて設定され、大学学則に明確に示されている。学部、研究科、学位課程ごとの教育研究上の目的も、本学の建学の精神、理念及び教育研究上の目的に基づいて適切に設定されていることから、その関連性は強く、それらも大学学則及び大学院学則で明確に示されている。学部・研究科の養成する人材像は教育研究上の目的に基づいて設定され、大学のウェブサイトや学内掲示等、様々な媒体を通じて広く学生・教職員や社会に公表している。また、学生・教職員は「人の心の杖であれ」のキーワードを記載したカードを携帯し、常に理念の意識づけを行っている。

本学の理念・目的を実現する教育研究組織として、現在、学部では、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻（2018 年度より学部での募集停止、大学院での教育へ移行）、リハビリテーション心理学専攻の 4 つの専攻を設置しているが、「リハビリテーション学」をさらに発展させ、本学の理念・目的をより明確にしていくために、設置する専攻の適切性や各専攻の定員規模について不断に検証を続けていき、教育研究組織を強化していくことが必要である。

一方、本法人は、2015年度に中・長期計画を策定した。学長が議長を務める大学運営委員会において、大学の将来を見据えた上で大学の理念・目的を実現するための重要事項を審議・決定し、法人と緊密な関係を保ちながら大学を管理運営している。

以上、本学は建学の精神・理念に基づき、学部・研究科の人材育成の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために、大学の将来を見据えた上で、大学を管理運営していることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定と

その明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

本学の建学の精神・理念に基づく設置の目的を達成するため、「内部質保証のための基本方針」を定め、この基本方針に基づき、恒常的・継続的に教育研究活動の状況を把握し、さらなる向上に取り組むべく、内部質保証システムを構築している。

内部質保証のための基本方針には、「内部質保証に関する大学の基本的な考え方」「内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割」「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」「内部質保証システムの有効性の確保」「内部質保証の客観性の確保」「PDCA サイクルの周知と理解」を明示している。

以下に、内部質保証のための基本方針を記す。（根拠資料 2-1【ウェブ】）

内部質保証のための基本方針

本学は、建学の精神・理念及び設置の目的の実現に向けて、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むべく、以下のとおり、内部質保証の方針を定める。

1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

内部質保証とは、大学自らが継続して大学の諸活動の点検・評価を行い、それを改革・改善へとつなげていくことによって質の向上をはかり、教育や学習等が適切な水準にあることを自らの責任で保証・説明していくことである。本学は、建学の精神・理念及び設置の目的、学部・研究科の目的並びに各種方針を実現するために内部質保証システムを構築し、それを十分に機能させて恒常的・継続的に大学教育の質の改善・向上に取り組んでいく。

2. 内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割

本学の内部質保証の推進に責任を負う組織は、大学運営委員会である。大学運営委員会は、学部・研究科、委員会等における PDCA サイクルを適切かつ有効に機能させ、大学教育の質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進する。学部・研究科、委員会等の組織は、大学運営委員会の方針を受け、教育活動の実施、改善・向上に取り組む。

当該年度の自己点検・評価報告書、事業報告書に基づき、学長が「次年度の大学の事業計画・基本方針」を策定する。大学の事業計画・基本方針に基づき、推進の責任組織である大学運営委員会が具体的な方針を決定する。学部・研究科、各委員会、各センター等は、大学

の基本方針及び大学運営委員会の方針を踏まえ、各組織における「年度計画」を立案し、予算システムを連動させる等の措置を講じた上で、これを実施する。実施結果は、各組織で検証を受けた後に、大学運営委員会にフィードバックされ、総合的な検証を受ける。大学運営委員会は、当初の方針を改善・向上させ、各組織に指示する。

3. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

学部・研究科の教育に関する企画・設計は、それぞれ、学部教務委員会・大学院学務委員会が中心となり行う。学部教務委員会・大学院学務委員会は、大学運営委員会の方針を受け、学部・研究科の状況を踏まえてそれぞれの教育に関する企画・設計案を作成し、大学運営委員会に諮る。大学運営委員会で承認を受けた計画は、教授会・研究科委員会で報告された上で、各組織・教員により実施される。学部教務委員会・大学院学務委員会は、各種アンケート調査等を通じて実施結果及び関連する教育情報の適切な把握と分析を行い、大学運営委員会に報告する。大学運営委員会は、報告内容等を踏まえ、方針の適切性・有効性を総合的に検証し、改善・向上に関する方針を取りまとめた上で、学部教務委員会・大学院学務委員会に具体的な改善案の作成を指示する。改善案は、大学運営委員会の承認のもとで実施される。

自己点検・評価委員会は、教育に関する当該評価を含め、大学としての自己点検・評価報告書を毎年度作成し、大学運営委員会及び理事会の議を経て学内外に公表する。

4. 内部質保証システムの有効性の確保

各種方針・計画の達成状況は、自己点検・評価委員会が評価する。未達成の目標がある場合、その原因が実施内容の適切性の欠如等の個別的な事由によるものではなく、内部質保証システムに起因すると判断された場合は、システムの改変をも含めて検証することで、内部質保証システムの有効性と信頼性を確保する。検証結果は、大学運営委員会及び理事会に諮るとともに、自己点検・評価報告書を通じて学内外に公表する。

5. 内部質保証の客観性の確保

内部質保証の質を改善・向上させるため、自己点検・評価活動は、学外理事を含む理事会及び複数の外部認証評価を受ける。

6. PDCA サイクルの周知と理解

大学の方針、年度方針、実施状況及び評価結果に関する情報は、教授会、研究科委員会、事務連絡会議等で報告し、教職員及び関係者全員に周知する。さらに各種媒体を用いて教職員間の情報共有と課題認識を深める。SD・FD 活動等により、PDCA サイクルや根拠に基づく大学運営に関する情報提供を行い、質の改善・向上に対する教職員の高い取り組み意識を形成・持続させる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

大学運営に係る必要事項は、学則第46条で規定される大学運営委員会によって審議される（根拠資料1-17）。また、全学に関わる事項を審議するための委員会として、自己点検・評価委員会、教員人事委員会をはじめ、FD・SD委員会、入試・広報委員会、学術委員会、情報セキュリティ委員会、倫理委員会、外部資金等獲得活用委員会、学生支援企画委員会、図書委員会、地域・産学連携推進委員会、国際交流委員会の設置が規定されるとともに、各委員会の審議事項が明文化されている（根拠資料2-2）。

本学の教育研究に係る内部質保証の推進に責任を負う組織は前述した大学運営委員会である（図 2-1）。学部・研究科、各委員会等の組織は、大学運営委員会の方針を受け、教育研究活動の実施、改善・向上に取り組む。これらの活動は、自己点検・評価委員会により評価され、その結果を受けて、大学運営委員会は当初の方針を改善・向上させ、各組織に指示する。

さらに、大学構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底については、全学的に「研究活動に係わる不正行為等の防止に関する規程」（根拠資料2-3【ウェブ】）を整備し、学長直下に不正防止委員会を設け、体制構築を図っている。（図2-1）また、学園設置の組織の中で大学部門を設けているものとして、将来構想ワーキンググループ、IR推進統括室、危機管理委員会、ハラスメント防止委員会がある。将来構想ワーキンググループは、大学の理念及び中・長期計画に基づき、大学の将来構想に関する事項を審議する。近年は、学習環境改善に向けた新校舎建設を主要な審議事項としている。IR推進統括室は、2018年度までは大学の組織として設置され、大学のIR業務のみを行っていたが、2019年度より、学園各校全体を俯瞰する組織とし、学園経営を広く支える調査・分析機能を持たせている。危機管理委員会は、全学的な危機管理体制を構築するとともに、教職員の危機意識向上のための教育・訓練を実施し、危機管理マニュアルの整備及び緊急時における対策本部の設置などにあたっている。ハラスメント防止委員会は、ハラスメント防止等に関する規則（根拠資料2-4）に基づき、構成員が個人として尊重され、快適な環境のもとで学習、研究、教育及び業務が遂行できるように啓蒙活動を行っている。

改善のための体制

大学運営体制を改善し内部質保証システムを有効に機能させるために、以下のようなPDCAサイクルの仕組みを確立し、その体制を年々強化してきている。（C 評価）と（A 改善）については、重層的に月単位と年単位で実施している。以下にPDCAサイクルの運用の仕組みについて概要を示す。

（P 計画）

学長を委員長とする大学運営委員会での議論をもとに、学長による大学運営や教育・研究に関する基本方針の決定がなされ、学長、学部長、研究科長が中心になって事業計画書を作成し、最終的に理事会の承認を経たのち、社会に公表する。事業計画書の内容は教授会等で説明を行い、関係各部署や委員会等には、その方針に基づく事業を重点的に取り組むよう指示を行う。

（D 実行）

関係各部署や委員会等で、具体的な取り組みを実施する。なお、その取り組みの経過や結果については、随時、大学運営委員会や教授会、研究科委員会等で報告する。

(C 評価)

(月単位) 上記の報告をもとに、毎月の大学運営委員会において、学長や幹部教職員が進捗状況の評価を行う。

(年単位) 学長を委員長とする自己点検・評価委員会において、毎年、私立大学等改革総合支援事業における大学改革のチェック項目を参考に、大学運営全般について点検評価を実施する。また、学長、学部長、研究科長が中心になって自己点検・評価報告書、事業報告書を毎年度作成し、社会に公表する。

(A 改善)

(月単位) 毎月の大学運営委員会において、学長や幹部教職員による評価結果に基づいて、大学改善に向けてのさまざまな協議を行う。学長は協議の結果を参照して、各取り組みの継続・発展もしくは、修正・中止・終了等を指示する。

(年単位) 毎年、直近の自己点検・評価報告書、事業報告書等を参照しつつ、自己点検・評価委員会において、次年度に向けての課題抽出と改善方策の立案を行う。

なお、2019年5月1日現在の管理運営に関する委員会組織構成は、図2-1の通りとなっている。PDCAサイクル概念図は、図2-2の通りとなっている。2018年度から、学内の各委員会の活動についても、自己点検・評価を通じて（PDCAサイクルを回して）、十分に機能しているかどうかの検証を開始し、新潟リハビリテーション大学年報（2019年度発行から）（根拠資料1-7）に、PDCAの実施状況を公表している。

図 2-1 新潟リハビリテーション大学管理運営組織図（2019年5月1日現在）

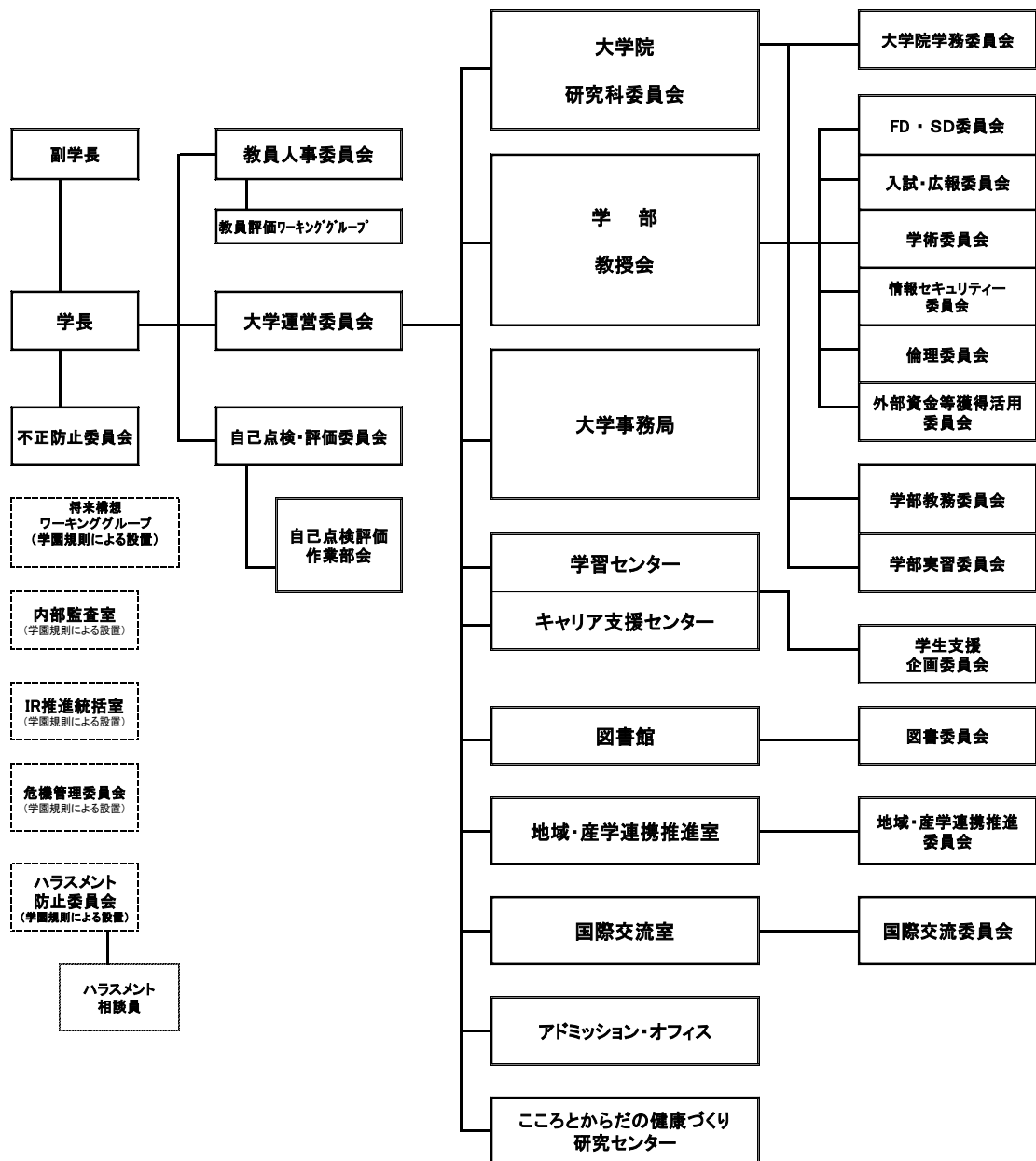
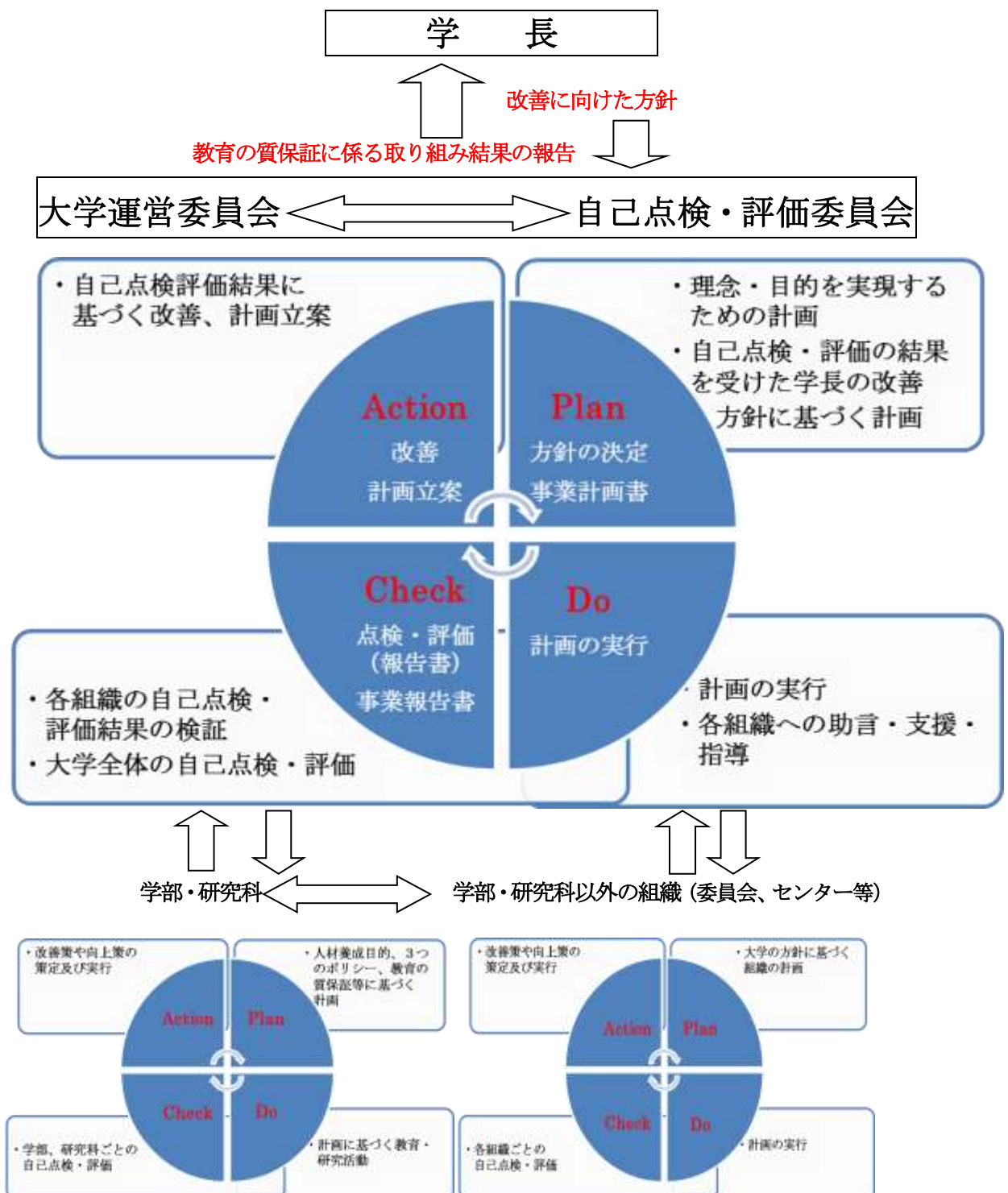


図 2-2 新潟リハビリテーション大学における内部質保証システム



大学運営委員会

大学運営委員会は、学長を議長とし、副学長2名、研究科長（学長兼任）、学部長（学科長兼任）、学部長補佐、理学療法学専攻長（地域・産学連携推進室長兼任）、作業療法学専攻長、言語聴覚学専攻長、リハビリテーション心理学専攻長、学生部長、法人事務局長、及び大学事務局長によって組織される（根拠資料 1-17）。小規模大学であるので、これら学部・研究科の役職者の多くは、各種委員会等の長を兼任している。なお、2019 年度は、オブザーバーとして、こころとからだの健康づくり研究センター長及び作業療法学副専攻長も参画する体制としている。

このように、大学運営委員会は、学部・研究科、委員会等における役職者で構成され、各組織における PDCA サイクルを適切かつ有効に機能させ、大学教育の質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進する。

自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、副学長（評価担当）、研究科長（学長兼任）、学部長（学科長兼任）、学部長補佐、理学療法学専攻長（地域・産学連携推進室長兼任）、作業療法学専攻長、言語聴覚学専攻長、リハビリテーション心理学専攻長、学生部長、図書館長、地域・産学連携推進室長、法人事務局長、及び大学事務局長によって組織される（根拠資料 2-5）。小規模大学であるので、学部・研究科の役職者の多くは、各種委員会等の長を兼任している。

自己点検・評価委員会は、他の委員会、センター等が、毎年度終了後に行う自己点検・評価を受け、全学の自己点検・評価を行う。あわせて自己点検・評価報告書を作成し、大学運営委員会及び理事会の議を経て公表する。（根拠資料 1-20【ウェブ】）

委員会、センター等における自己点検・評価

常設の全学委員会組織として、大学運営委員会及び自己点検・評価委員会の他、不正防止委員会、教員人事委員会、FD・SD 委員会、入試・広報委員会、学術委員会、情報セキュリティ委員会、倫理委員会、外部資金等獲得活用委員会、学生支援企画委員会、図書委員会、地域・産学連携推進委員会、国際交流委員会を置く（図 2-1）。このうち、学生支援企画委員会は学習センター及びキャリア支援センターの運営を行い、事業を実施する。また、図書委員会は図書館の、地域・産学連携推進委員会は地域・産学連携推進室の、国際交流委員会は国際交流室の運営を行い、事業を実施する。

各委員会は、大学運営委員会が定める方針に則り、学部・研究科とともに改善への取り組みの主体となり、かつ年度終了後に自己点検・評価を行う。各委員会の活動・取組状況（D0）、自己点検・評価の概要（Check）及び次年度に向けた課題（Action）は、次年度発行の新潟リハビリテーション大学年報（根拠資料 1-7）に掲載して公表している。なお、2019 年度年報（2020 年度発行）より、当該年度の具体的な活動計画（Plan）も掲載する予定で準備している。

教授会・研究科委員会等における自己点検・評価

学部には、教授会、学部教務委員会、学部実習委員会、研究科には、研究科委員会、大学院学務委員会を置く（図 2-1）。学部・研究科における内部質保証の推進は FD・SD 委員会が中心となり行う。FD・SD 委員会は教授会・研究科委員会の下部組織である

ことから、各学部・研究科の教育活動に対して全学的視点から点検・評価する体制が整えられている。

各組織は、学長及び大学運営委員会が定める方針に則り、改善の取り組みを実施し、かつ年度終了時に自己点検・評価を行う。学部教授会は、助教以上を構成員とし、学部全教員が参加する形で開催される。学部教授会は、学部教育の内部質保証に関して運用の責任を持つ。研究科委員会は、研究科担当の教員（教授、准教授、講師のうち大学院の講義及び研究指導を担当する教員）を構成員とし、大学院教育の内部質保証に責任を負う。

以上、内部質保証の推進に責任を負う大学運営委員会による全学的な PDCA サイクルと、各委員会及び学部・研究科レベルでの PDCA サイクルとは有機的に結びついていることから、全学的な内部質保証システムは構築されている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受入れ方針の策定の

ための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の

組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

3つの方針策定のための大学の基本的な考え方

本学の建学の精神、理念及び設置の目的に基づき、大学運営上の必要事項を審議する大学運営委員会が、全学的な視点から、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）学生の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）の策定のための大学の基本方針を「3つの方針策定のための基本的な考え方」として策定している（表 2-1）。この基本方針に基づき学部・研究科の3つの方針は策定されている。

表 2-1 3 つの方針策定のための基本的な考え方

本学の理念・目的は、建学の精神である「人の心の杖であれ」の趣旨を的確に踏まえて、新潟リハビリテーション大学学則第 1 条において「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理感を備え、優れた医療人としての厳格さと慈愛を併せ持つ全人教育を目指し、わが国の医療分野に貢献することを目的とする。」と定めている。また、中・長期的な教育目標として、以下を掲げている。

- (1) 崇高な倫理観と医療従事者としての使命感を常に有する人材の育成
- (2) 地域社会に貢献できる人材の育成
- (3) 文化教養に精通し、国際社会に貢献できる人材の育成

すなわち、本学は、教育・研究・地域貢献活動を通じて地域及び国際社会に貢献できる人材の育成を行う。これらをふまえ、学部、研究科ともに、教育研究上の目的を次のように定めている。

医療学部については、「本学の目的を踏まえ、豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療従事者及び教育研究者の育成を目的とする」。

研究科については、「新潟リハビリテーション大学大学院は、広い視野に立ってリハビリテーション医療に関する専門的な学術の理論と応用の教授研究を行い、高度な技術力を身につけたリーダー的医療従事者及び研究者を育成し、もってわが国の医療分野の発展に寄与することを目的とする」。

そして、学修により、卒業・修了時において学生が身につけるべき学力、資質・能力等の達成度の観点から、学位プログラム（学部、研究科）単位で、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定め公開する。あわせて全学的視点からポリシー策定の方針を定める。

1. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

卒業・修了に際し、当該課程における学位を授与する要件として学生が身につけるべき学力、資質・能力の目標を示す。

2. 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーに示した学力、資質・能力を学生が効果的に修得できるような教育課程の編成・実施方針、及び学修成果の評価方針を示す。

3. 学生の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

教育課程を通して、本学の卒業生・修了生となり得る資質・能力を有する学生を入学として得るため、本学が求める学生像、入学にあたり求める学力、入学選抜等の方針を示す。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

教育に関する PDCA サイクルの運用プロセスは、学部・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを基礎とし、日常的に教育改善を図り、学生に質の高い教育を提供するために実施するものである。

内部質保証の推進に責任を負う大学運営委員会は、学部長、研究科長、教務委員長、学生部長、FD・SD委員長らもそのメンバーとなっており、原則月1回開催することで、教育活動における課題発生時に遅滞なく対応できる体制を取っている。

大学運営委員会は、授業の計画（Plan）、授業の実施（Do）、授業の検証（Check）、到達目標の再設定（Act）のサイクルの実施を学部・研究科に指示するとともに、目標達成度の評価を行う。未達の場合は、到達の程度や理由を分析し、次なる改善・向上に向けて改善策を策定し、実施する。この一連のプロセスを不断に実行することで、より高い次元を目指すスパイラルとしての実効性を担保する。

各教員は、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業の目標（一般教育目標、行動目標）を設定し、学生の事前・事後学修を含めた授業の設計を行う。

学部で行う授業科目は大別すると、「教養分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分かれる。

教養分野

「導入教育」「人文科学」「社会科学」「自然科学」「体育関係学」「情報」「外国語」の7領域から構成される。慈愛や道徳心を深く理解し、崇高な倫理観と豊かな人間性を養うことを目的として構成されている。また、医療人を目指す者としての幅広い知識と、研究の基礎となる知識を修得することができる。

専門基礎分野

「基礎医学」「臨床医学」「社会福祉」「リハビリ関連科目」の4領域に分かれ、各専攻で履修科目が異なる。専門職として必要な医学的基礎知識・技術を修得することを目的として構成されている。また、心理や研究の基礎に関する知識を幅広く修得することができる。

専門分野

理学療法学専攻では「基礎理学療法学」「理学療法評価学」「理学療法治療学」「地域理学療法学」「臨床実習」「特論」の6領域から構成される。

作業療法学専攻では「基礎作業療法学」「作業療法評価学」「作業療法治療学」「地域作業療法学」「臨床実習」「特論」の6領域から構成される。

言語聴覚学専攻では「言語聴覚障害学」「失語・高次脳障害学」「言語発達障害学」「発声発語・嚥下障害学」「聴覚障害学」「臨床実習」「特論」の7領域から構成される。

リハビリテーション心理学専攻では「基礎心理学」「応用心理学」「心理療法」「芸術療法等」「リハビリテーション心理学」「臨床実習」の6領域から構成される。

いずれの専攻のカリキュラムも教養分野及び専門基礎分野で得たことを踏まえて、専門職としての幅広く高度な専門知識・技術を修得するとともに、自ら研究することができる基礎的な能力を修得することを目的に構成されている。

カリキュラム・ポリシーに則りこれらの科目が、学年進行に伴い系統的に学修できるよう教育プログラムを編成し、カリキュラムマップやナンバリングを提供している。教員は、授業設計に際し、カリキュラムマップに示された科目間の順序性・体系性を考慮し、授業科目の目的・到達目標を明確にした上で、シラバスを作成する。主要な授業は主に各専門領域に精通した教員が担当することで授業内容のレベルを維持している。

在學生にあつては進級前の3月、新入生にあつては4月の授業開始前に、学習や生活に関するオリエンテーションを実施し、その後の学習や生活がスムーズに行われるよう配慮している。また前期・後期開始前の履修登録の際には、各学生に配置されているゼミ担当教員が学生の関心、理解度、未履修単位科目等に応じた履修上の助言を行っている。ゼミ担当教員は少なくとも各学期1回以上は担当の学生と面談を実施し、面談記録はポータルサイトに設けられたフォーマットを使って保存するとともに、情報共有を図っている。加えて各専攻には学年担任を配置し、定期的にホームルームを開催するなど日常的な情報交換を行っている。以上のような何重もの手厚い指導体制により、学生の問題発生時の迅速な対応を可能にしている。

学部、研究科の各授業科目の成績評価は、課題の達成度を、主として試験、レポートにより評価する。その他の評価方法を行う場合も含め、評価方法はシラバスに記載し、事前に学生に提示している。成績評価結果は、学部教務委員会、大学院学務委員会で確認され、単位認定は教授会や研究科委員会の議を経て学長が行っている。成績評価に関しては、GPAを用いた学修成果の数値化と基準化を行っている。

学部、研究科ともに、各学期の終了時には「学生による授業評価」が実施され（根拠資料 2-6【ウェブ】）、集計結果、自由記載のコメントに対して教員が回答し、学生にフィードバックするとともに、教員は次年度の担当に向けて、自己点検・評価を行い、改善すべき点等を報告する仕組みをとっている。

このように組織的な教学マネジメント・システム（PDCA サイクル）を実践し、活用することで教育課程の質保証を行っている。教学マネジメント・システムを有効に機能させるためには、きめ細かでひとり一人に目が行き届く教育が必要であるが、実際に本学のST比は、学部が11.7、研究科が1.47、あわせて10.9となっており、私立大学の学部と研究科を合わせた平均値20.29（文部科学省学校基本調査2018年度）の約半分と低い。さらに、FD・SD活動や研修会を通して適切な情報提供とフィードバックが行われ、教職員個々が自らの能力と資質を継続的に向上させ、次なる改善策につなげる高い意識を維持するシステムを構築している。PDCAの各段階における具体的な実施項目は、次のとおりである。

1. 授業の計画（Plan）

- (1) 新任教職員研修（4月）
- (2) シラバス作成（前年度）、教材準備
- (3) ゼミ担当教員、学年担任制度、ホームルーム等の運用計画
- (4) 学部教授会・研究科委員会の年度計画
- (5) 学部教務委員会、大学院学務委員会の年度計画
- (6) FD・SD 研修会の年度計画
- (7) 臨床実習指導者会議の年度計画
- (8) 国家試験対策計画の立案
- (9) IT を用いた教育支援（授業収録）システム・Office365 システムのセットアップ

2. 授業の実施（Do）

- (1) 授業活動
 - ・ 講義・演習・実験・実習及びそれらの試験
 - ・ 授業収録システムやe-learningを活用した自己学修の促進

- ・ 臨床実習
- ・ OSCE
- ・ アクティブラーニング、グループ学修
- ・ 図書館、学習センターによる学習支援

(2) 授業外活動

- ・ 講義・演習・実験・実習の補習
- ・ FD・SD 研修会の実施
- ・ ゼミ担当教員、学年担任制度の運用（個別指導の実施）
- ・ 学部教務委員会・大学院学務委員会の活動
- ・ 教授会・研究科委員会の開催

(3) 課外活動

- ・ 国家試験対策（模擬テストや補習授業の実施など）
- ・ 各種資格試験対策

3. 授業達成度の検証（Check）

- (1) 定期テスト、レポート等による学生の達成度評価
- (2) 学生による授業評価アンケート結果に対する教員の自己点検評価・改善報告
- (3) 臨床実習施設との協議による評価
- (4) 学生からの臨床実習報告や各種アンケートによる評価
- (5) 基礎ゼミや実験実習等の報告会、大学院修士論文中間発表会・最終発表会による評価
- (6) 国家試験対策模擬テストの結果分析
- (7) 個人面談や個人指導の結果報告による評価
- (8) FD・SD 研修会後のアンケートによる評価
- (9) 学術委員会主催セミナーや講演会に対するアンケートによる評価
- (10) 学長賞による学生の学外活動の評価
- (11) 卒業生・修了生アンケートによる教育・学習環境評価
- (12) 授業公開による評価
- (13) 入試後追跡調査による学生の成績分析
- (14) 提案箱を活用した学生意見の吸い上げによる評価
- (15) 学生と教職員による授業改善ミーティングによる評価

4. 到達目標の再設定（Act）

- (1) 自己点検評価結果に基づく改善・向上
 - ・ 授業目標・達成度レベルの検討
 - ・ 授業内容の検討
 - ・ 成績評価基準・方法の検討
 - ・ 自己学習への取り組み改善の検討
- (2) 授業評価アンケートや授業改善ミーティングに基づく改善・向上
- (3) FD・SD 活動に基づく、上述した(1)自己点検評価項目についての検討と改善・向上
- (4) カリキュラムの改善・向上
- (5) 国家試験対策方法の改善・向上
- (6) 学習支援・生活支援に関する学生サポート方法の改善・向上

行政機関、認証評価機関からの指摘事項に対する対応

過去に、行政機関（文部科学省設置認可に伴う設置計画履行状況調査時）、認証評価機関（大学基準協会前回受審時）等から受けた指摘については、速やかに改善を行っており、現在、付されている留意事項等は存在しない。具体的には、研究科は開学から完成年度の翌年（2009年度）まで、学部も完成年度（2013年度）まで設置計画履行状況報告書を文部科学省に提出し、実地調査を受けてきた（根拠資料 1-4【ウェブ】）。文部科学省からは、いくつかの留意事項について指摘され、改善報告を求められたが、これらの勧告・助言を改善すべき最優先事項として、大学運営を行っていった結果、留意事項については、研究科は 2008 年度、学部は 2012 年度を最後に付与されなくなった。すなわち、行政機関（設置計画履行状況調査時に付された留意事項）への対応は 7 年前の大学基準協会認証評価受審時（2013 年度）までに完了しており、それ以後に受けた指摘事項等は存在しないため、本報告書では改めて取り上げることはしない。

前回の認証評価機関（2013 年度の大学基準協会認証評価）の評価結果は「適合」であったが、あわせて、努力課題 3 点が付された。それら努力課題に対しては迅速な対応を行っており、以下のとおり 2017 年 7 月に改善報告書を提出している。

改善報告書

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	収容定員に対する在籍学生数比率について、医療学部が 0.89、リハビリテーション研究科が 0.19 と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	医療学部では、評価当時、「学生の受け入れ方針」を定め、学生募集要項、ホームページ、パンフレット等に掲載し社会に公表していた。入学者選抜については、「入試委員会」において学生募集計画を策定し、選抜方法を定期的に検証していた。選抜方法としては「A0」「指定校推薦」「公募推薦」「社会人」「大学入試センター利用」「一般」の 6 区分を設け、多様な入試方法による選抜を実施していた。さらに、「広報委員会」において募集結果を分析し、次年度の活動計画策定に繋げていた。このように複数の委員会が連携しながら、意欲的に学生募集にあたっていた。しかし、新設校で認知度が低い、立地が悪い、近隣に競合校が存在する、過疎化の進む地域で受験人口が少ない等の理由により、収容定員に対する在籍学生数比率は、改善傾向が見られた年もあったが、全体的には低い状態を保ったままだった。一方、リハビリテーション研究科でも、評価当時、「学生の受け

		入れ方針」を定め、学生募集要項、ホームページ、パンフレット等に掲載し社会に公表していた。入学者選抜については、「大学院入試委員会」において学生募集計画を策定し、選抜方法を定期的に検証していた。さらに、「研究科委員会」において募集結果を分析し、次年度の活動計画策定に繋げていた。本学の前身は大学院大学であり、学部は3年後に増設したという設置の経緯がある。このため、評価当時によりやく大学としての完成年度を迎え、初の学部卒業生を輩出し、母校からの大学院入学者獲得に繋がられるようになった。そのような事情もあり、それまで、他校出身者や社会人学生等の獲得に力を入れてきたが、新設校であるが故の認知度の低さ、立地の悪さ等から社会人が通いにくい状況にあり、入学者数は少ない状態が続き、収容定員に対する在籍学生数比率も低かった。
	評価後の改善状況	2017年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、医療学部が0.87、リハビリテーション研究科が0.54と、評価申請時に比べて学部で0.02ポイント減少したが、研究科では0.35ポイント増加し改善した。学部が改善しなかったのは、受験人口の減少、近隣競合校の定員増、首都圏の大学への志願者流出等による入学者数減少が主な原因と考えられた。この状況を打破するため、教育体制や広報活動の充実を図ってきたが改善に繋がらなかった。今後は独自性のある教育内容を構築し改善に繋がるよう、大学運営委員会を中心に討議している。しかし2018年度は近隣に新設大学（入学定員180名）設置や競合校の更なる入学定員増（147名増）があるため、努力も限界に近く、2018年度入試より医療学部言語聴覚学専攻の学生募集を止め（大学院で言語聴覚士養成コースを計画）、同専攻の入学定員25名分を減じ学部全体の入学定員を95名とすることを、大学運営委員会の議を経て理事会で決議した（2017年6月14日学則変更届済）。以下略。

No.	種 別	内 容
2	基準項目	9. 管理運営・財務（1）管理運営
	指摘事項	最高意思決定機関である「大学運営委員会」の規程に議決の条文が定められていないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学長、副学長、学部長、研究科長などの権限は「学則」

		「大学院学則」において定められていた。また、大学の構成員に対して、事業計画に基づく法人の経営方針や毎年の重点課題等については、説明・周知していた。しかし、大学の最高意思決定機関（評価当時）である「大学運営委員会」の詳細を定めた「大学運営委員会規程」には議決に関する条文が存在していなかった。
	評価後の改善状況	2014 年度第 10 回大学運営委員会において、「大学運営委員会規程」の条文について見直しを行い、 <u>2015 年（平成 27 年）4 月 1 日付けで改正を行った。</u> 改正条文では、第 5 条（会議）に第 3 項として、「議事は、特別の定めのある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。」を追加した。一方、2015 年 4 月 1 日付けで学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、第 93 条（教授会の役割について）において、大学の教育研究に関する重要な事項の決定は学長が行う（教授会は意見を述べるのみ）ことが明文化された。このため、大学運営委員会が評価当時のように「大学の最高意思決定機関」として位置付けられたとしても、そこでの決議事項は絶対的なものではないことを確認した。とはいっても、学長が意思決定をする際に参考となるものの中では、大学運営委員会での決議事項が最もレベルが高いものであると解釈し、上記の通り、改正を行った。また、同学校教育法等一部改正に伴い、大学運営委員会規程のみならず、学内の全規程の見直しも同年 2～3 月にかけて（準備は同年の秋から実施していた）一斉に行った（第 11 回大学運営委員会。さらに、現在の大学運営委員会規程は、2017 年 4 月 1 日に再度、改正（第 2 条構成員の追加による改正）を行ったものである。

No.	種 別	内 容
3	基準項目	9. 管理運営・財務 (2) 財務
	指摘事項	貴学の現状の財政状況は厳しいものとなっているが、財政基盤の確立、財務計画の策定などに係る到達目標が掲げられていない。中・長期的な財政計画を策定し、具体的な目標を設定して、毎年度検証、見直し作業を行っていくことが必要である。

評価当時の状況	大学院大学（2007（平成 19）年度）に学部を増設する形で、2010(平成 22)年度から開設した医療学部は、評価当時は完成年度に達しておらず学年進行中であったため、財務状況が安定していない時期であった。また、受審当時は、完成年度から次の段階に向けての目標設定がなされていなかった。
評価後の改善状況	前文略。 2014 年度には、学園全体としての中・長期計画及び財政計画を策定し、学園全校対象の経営・財務分析等に関する教職員合同研修会を開催した。研修会において、理事長より教職員に対し、本学園の進むべき方向性を具体的に示し、周知徹底を図った。そして、安定した学生確保を全学一丸で取組むことは、経済基盤の基礎となるとの意思統一がなされた。このように、学園全体で計画を共有しながら、策定された計画については、進捗状況を年度毎に理事会、評議員会において確認し、財政計画と共に見直し、ブラッシュアップを図りながら学園全体の方向性の確認を行っている。今後も中・長期計画を着実に遂行し、安定的な学園運営に努めていく。

上記改善報告書に対し、大学基準協会からの「今後の改善経過について再度報告を求める事項」は、「なし」との審査結果であった。

また、リハビリテーション教育評価機構の認証評価は、学部の専攻ごとに受審しているが、その教育評価認定審査結果は、次の通りだった。（根拠資料 1-22【ウェブ】）

審査対象：理学療法学専攻

審査結果：認定

有効期間：2016 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

指導事項：全ての評価基準を満たしている。

特に優れた点：全学的な私立大学戦略的研究基盤形成支援事業プロジェクトや地域連携推進プロジェクトに参加し、研究と地域連携を推進している。

審査対象：言語聴覚学専攻

審査結果：認定

有効期間：2016 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

指導事項：全ての評価基準を満たしている。

特に優れた点：学習環境や教職員の体制が充実している。

審査対象：作業療法学専攻

審査結果：認定

有効期間：2017 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

指導事項：全ての評価基準を満たしている。

特に優れた点：留年・国試不合格者への対応として、学納金のシステムや、シェアハウス
借り入れ等学生の生活支援の対策が講じられている。

あわせて、以下のような通知を受けとり、世界作業療法士連盟の認定校ともなった。

「貴校の概況報告書を検討した結果、貴校は日本作業療法士協会および世界作業療法士連盟(The World Federation of Occupational Therapists, WFOT)の「作業療法士教育の最低基準」の条件を満たしていることが認められました。これにより、貴校を日本作業療法士協会の認定校として登録します。また、この結果はWFOT本部に報告しますので、貴校はWFOT認定校となります。本認定の有効期限は2017年1月1日から2021年12月31日までです。」

なお、自己点検・評価報告書、事業報告書については、毎年度、本学ホームページ上で公開している。（根拠資料1-20【ウェブ】、根拠資料1-21【ウェブ】）

以上、本学の内部質保証システムは、学内規程や大学の方針に基づく具体的な手続の実施によって、有効に機能している。教員の個人レベルでの自己点検・評価活動については、学生による授業評価アンケートの結果や年報に掲載された個人の教育、研究、管理運営、社会貢献の各分野における活動状況をもとに行われている。さらに、2019年度には、教員評価制度を施行導入した。2020年度以降の本格導入に向けて、評価結果の検証を行い、活用方法についての検討を行っているところである。

教育研究活動のデータベース化については、専任教員の研究業績の概要を本学ホームページに掲載している他、外部データベースとして、Researchmapの個人ページとリンクすることにより実施している。

また、自己点検・評価の客観性、妥当性の確保のため、今後も継続して、外部認証評価の受審については、大学基準協会及びリハビリテーション教育評価機構による二重の外部認証評価を受ける。以上のような体制により、現在構築されている、全学的な方針及び手続に基づく内部質保証システムが有効に機能し続けているかどうかの継続的な評価が可能となる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点 3：公表する情報の適切な更新
--

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

本学は、大学学則および大学院学則に「その教育研究水準の維持向上を図り、その目的達成のため、大学の教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。」と定めている（根拠資料1-1【ウェブ】、根拠資料1-3【ウェブ】）。これに基づき、教育課程、教員組織、教育研究活動の

状況等について、点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしている。具体的事項を以下に記す。

自己点検・評価結果について

大学内部における自己点検・評価活動は、大学運営委員会を中心に、実作業を行う自己点検・評価委員会をはじめ、全学、学部、研究科、及び各委員会レベルで実施している。その結果については毎年、自己点検・評価報告書、事業報告書や年報として発行し、教職員に配布するとともに、本学ホームページにも掲載し学内外に公表している。ホームページには、情報公開のページを設け、法令上定められている情報を含め、学則や設置認可申請書、設置計画履行状況報告書、自己点検評価報告書、外部認証評価の結果等について、広く公表している（根拠資料 1-11【ウェブ】）。

さらに、2013 年度に大学基準協会の外部認証評価を受審した際に作成した、大学基準に沿った、自己点検・評価報告書についても、本学ホームページ上で公表している（根拠資料 2-7【ウェブ】）。なお、本学に対する大学基準協会の評価結果は「適合」であり、認定の期間は 2021（平成 33）年 3 月 31 日までであった。その内容は、同協会のホームページ上でも公表されている。

教育研究活動について

教育研究活動については、教育の内容や方法のみならず、教員組織・プロフィール・業績等を「教員紹介」としてホームページにて公開し、一部の教員の業績は「Researchmap」の個人ページともリンクさせ、公表している（根拠資料 2-8【ウェブ】）。

本学ではホームページ上に「教育に関する情報」のページを設けており（根拠資料 1-8【ウェブ】）、学校教育法施行規則第172 条の 2 に則り、下記項目内容を公開している。

- ・大学の教育研究上の目的に関すること【1 号関係】
- ・教育研究上の基本組織に関すること【2 号関係】
- ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること【3 号関係】
- ・入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数その他進学及び就職等の状況に関すること【4 号関係】
- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること【5 号関係】
- ・学修の成果に係る評価及び卒業認定にあたっての基準に関すること【6 号関係】
- ・校地、校舎等の施設及び設備その他の教育環境に関すること【7 号関係】
- ・授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること【8 号関係】
- ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること【9 号関係】

また、組織に関する情報として、設置計画・認可に関する申請書類・報告書、事業計画書・自己点検・評価報告書、研究活動に係わる不正行為等の防止に関する規程、学長等選任規則、大学学則、大学院学則、学校法人北都健勝学園寄附行為等、さらに財務情報として、直近の北都健勝学園 決算書類・財務の概要等を公表している。財務公開の内容は、資金収支計算書、消費収支

計算書、貸借対照表、事業計画書、事業報告書等であり、ホームページに掲載して、広く情報発信している。（根拠資料 2-9【ウェブ】）

その他として、大学間連携（高等教育コンソーシアムにいがた）、社会貢献活動、海外の協定相手校等を掲載している。

さらに大学案内、学部案内、大学院案内、セミナー・公開講座、出前講義、国際交流、地域連携、入試案内、キャンパスライフ、資格・就職、図書館や学習センターをはじめとした関連施設・附属機関の情報も本学ホームページ上に公表している。（根拠資料 2-10【ウェブ】）

特に地域連携活動は医療系専門職の養成を行っている本学の役割をよく表し、自治体や高等学校との連携、研究活動や各種教室、講演会やボランティア活動等を通して、近隣住民の保健医療福祉に寄与する地域に根ざした取り組みについて、広く周知している。

受験生や保護者、高等学校教員等に対しては、新潟県内大学合同説明会、オープンキャンパス、会場ガイダンス、県内外の高等学校訪問時などを通じて、本学の建学の精神、理念、設置の目的及び教育研究活動等に関する情報公開等を積極的に行っている。

なお、情報公開の請求への対応については、「学校法人北都健勝学園情報公開に関する規則」に基づく所定の手続きによって適切に対応することとしており、速やかに対応する体制が整えられている（根拠資料 2-4）。

公表する情報の正確性、信頼性

本学で公表しているすべての情報は、関係する委員会等の承諾を得た上で、学長が最終確認して公表しているため、情報の正確性、信頼性は高い。また、学長及び内部監査室等により、常に、各種書類の正確性、信頼性の検証が行われている。

公表する情報の適切な更新

大学に関する情報は随時更新している。公表する主な情報とその更新頻度を次に列挙する。

教育情報

原則、年 1 回の更新とするが、重要な変更が生じたときは都度更新している。

・カリキュラム、シラバス、学年暦 その他

教員情報

Researchmap に登録している教員は、教員自らが自身のデータベースにアクセスし、教育研究活動データを随時更新している。このデータベースは本学の教員情報に反映される。登録していない教員は、原則、年 1 回の更新にとどまる。このため、毎年度 4 月の教授会において、Researchmap への登録を促している。

入試情報

入試情報に関しては、以下の項目を随時更新している。

- ・アドミッション・ポリシー
- ・入学者選抜方法の概要、学生募集要項
- ・オープンキャンパス

自己点検・評価情報

自己点検・評価に関する情報は、毎年度、本学ホームページ上に公表している。

研究状況

- ・教員の研究の成果は教員紹介ページにて公表している。
- ・公正な研究活動の推進と公的研究費の適正管理、研究活動上の不正行為への対応、公的研究費の適正な取扱いについて等は、「研究活動に係わる不正行為等の防止に関する規程」及び規程に基づく誓約書（研究者等用、取引業者用）を公表している。
- ・倫理審査の状況は、ウェブ上の厚生労働省倫理審査委員会報告システムにおいて公表している。
- ・私立大学等戦略的研究基盤形成支援事業採択研究の情報は、本学ホームページ（根拠資料 2-11【ウェブ】）及び文部科学省のホームページにて公表しているほか、研究成果報告書を関係各所に配付している。
- ・新潟リハビリテーション大学紀要及び修士論文集は、2019 年度までは新潟県地域共同リポジトリにおいて公表してきたが、同リポジトリ廃止に伴い、2020 年度からは新潟リハビリテーション大学学術機関リポジトリを構築し公開する。

以上、本学では教育研究活動、自己点検・評価結果、その他大学の諸活動の状況を、上述したように、本学ホームページや他機関のホームページのほか、大学ポートレート、ブログ、SNS 等を利用して適切かつ積極的に公表している。それらの情報の正確性、信頼性は担保されており、社会に対する説明責任を十分に果たしている。

さらに、本学は、諸活動について外部からの客観的かつ適正な点検・評価を受けるべく、大学全体において 7 年毎に、及び学部の各専攻において 5 年毎に、外部認証評価の機会を利用し社会に対して、本学の状況が正しく理解し得るよう、積極的な情報公開を行っている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的な PDCA サイクル、全学レベルの自己点検・評価活動

全学レベルの自己点検・評価活動は、各委員会による自己点検・評価の状況を、自己点検・評価委員会が年報に記載された記録及び、私立大学等改革総合支援事業の改革項目を参考に検証し、これを受けて大学運営委員会が実施責任を負う体制を構築して実施している。各委員会は、学長及び大学運営委員会の方針に則り、毎年度のはじめに具体的な計画の策定を行い、計画を実施する。ただし、必要に応じて年度途中でも新規立案もしくは修正を行うことがある。各委員会は、年度末に自己点検・評価活動を行い、年報に公開する（根拠資料 1-7）。大学運営委員会は、毎月開催しており、教育活動における課題発生時に迅速かつ柔軟な対応ができる体制を取っている。

委員会レベル及び学部・研究科レベルの自己点検・評価活動

委員会レベルの自己点検・評価活動として、毎年、委員会ごとに事業計画・活動報告を作成し、PDCA を評価して年報に公表している。すなわち、年度当初に委員会の運営方針・目標、活動計画を設定し、年度末に活動を振り返り、それぞれの項目に対する評価を行って年報に記載している。また、評価結果をもとに次年度の課題を検討し、さらなる改善・向上に向けて取り組んでいる。委員会等が教職員向けの研修会を開催した場合には毎回アンケートを実施し、研修内容や、今後の活用・発展等について意見を収集し、次回の研修会の企画時に活用している。

また、毎月、教授会のあとに FD・SD 研修会を開催し、毎月のこの活動が学部・研究科レベルの教育活動に関する PDCA サイクルを機能させている。

個人（教員）レベルの自己点検・評価活動

個人（教員）レベルの自己点検・評価活動として、授業科目ごとに、学生による授業評価アンケート及びこれを受けた教員による改善報告や学生自由記述へのフィードバックを行っており、その内容を基に授業改善を図っている。

また、2019 年度に教員評価制度を試行導入し、教育活動、研究活動、大学運営への貢献、社会への貢献、の 4 つの事項に関して活動状況記入表を用いて業績審査を行う体制を構築しつつある（根拠資料 2-12）。本制度は、PDCA サイクルに則り評価結果を翌年度の課題改善につなげるプロセスで個人の自己点検・評価活動を組織的に実施することを目指している。

以上のように自己点検・評価については、各種データ等に基づいて、自己点検・評価委員会、大学運営委員会による全学レベルを中心に、委員会レベル、学部・研究科レベル、個人（教員）レベルで組織的・機能的に取り組み、着実に改善の成果をあげている。

適切な根拠に基づく内部質保証システムの点検・評価

本学では、内部質保証システムを機能させるための基礎資料として、事務局が大学基礎データを作成するとともに、学部、研究科、及び委員会が毎年活動報告書を作成・報告し年報で公開してい

る。また、大学全体、学部、研究科の単位で、当該年度に実施した主要事項について、自己点検・評価報告書、事業報告書を作成し、ホームページ等で公開している。

さらに、必要に応じて学生支援企画委員会、入試広報委員会、大学院学務委員会等が各種アンケート結果や在学生及び卒業生の追跡資料等の学内情報を分析し、インスティテューショナル・リサーチ（IR）のための情報として大学運営委員会及び教授会、研究科委員会に提供している。大学運営委員会は、提出された客観的データに基づき内部質保証システムの有効性を検証し、方針決定を行っている。

点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検・評価の結果、改善すべき課題が確認された場合、大学運営委員会において改善・向上のための議論をし、方針を決定する。課題内容について、担当する委員会でさらに具体的に検討し、その結果を大学運営委員会に改善策として提案し、検証を受けるというプロセスを経て改善活動を行っている。このシステムを有効に機能させた結果、入学定員変更、カリキュラム改正、成績評価制度の修正、入学者選抜方法の変更、教員評価制度の導入など、これまで実施してきた様々な見直しにつながった。

以上、全学的な内部質保証システムは適切に機能していると評価できる。

（２）長所・特色

- ・大学の諸活動に係る規程は整備され、学内の管理運営体制は整っている。各委員会等での審議結果は、大学運営委員会に集約され、学長を頂点とする最終的な大学としての意思決定を行うシステムは、整備されている。
- ・全学的な内部質保証の実施機関である大学運営委員会が、教育活動の状況を常に把握し、学長のリーダーシップのもと、その意思決定が直ちに全学に周知・実行される仕組みが整えられ、PDCA サイクルがより有効に機能する体制が構築されている。
- ・学部・研究科の諸問題及び活動を共有する体制を構築している。これにより内部質保証の推進に責任を負う大学運営委員会による全学的な PDCA サイクルと、学部・研究科の PDCA サイクルとが有機的に結びついた、全学的な内部質保証システムが稼働しており、PDCA サイクルは有効に機能していると自己評価できる。内部質保証システムの適切性について定期的な点検・評価は、２種類の外部認証評価（大学基準協会、リハビリテーション教育評価機構）によっても確認されている。

（３）問題点

- ・大学の組織的な活動及び個々の教職員の活動についての評価を次のステップに向けて改善していくプロセスは、まだ十分に確立されているとは言えない。
- ・特に教員の教育研究活動、社会的活動等について、毎年度、データとしては収集し、年報等でも公表してきたが、それら活動に対する評価基準、評価を実施した結果についての教員へのフィードバックの方法等を含め、教員評価は 2019 年度に試行実施されたばかりであり、今後の本格実施に向けて改善、検討を続けていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

- 本学は、建学の精神、理念及び設置の目的を達成するために、「内部質保証のための基本方針」を定めている。
- 本学において、内部質保証の推進に責任を負う組織は大学運営委員会である。大学運営委員会は、全学の運営方針の策定のみならず、学部・研究科、各委員会といった教育活動実施組織からのフィードバックを常に受け、方針の有効性の検証と改善・向上を常に行い、必要に応じて改善・向上のための新たな方針・計画を作成し、各実施組織に対して指示を出している。SD・FD 活動を通して PDCA サイクルや根拠に基づく大学運営に関する情報提供を行い、教職員の意識向上の形成・持続を図っている。
- 学部・研究科、各委員会等における自己点検・評価結果は、大学運営委員会に報告されるとともに、年報に公表される。課題が見つかった場合は、大学運営委員会が必要な対応を行っている。
- 全学的な自己点検・評価報告書を毎年度、定期的に作成するとともに、周期的に多面的な外部評価（大学基準協会、リハビリテーション教育評価機構）を受審することで、点検・評価活動の客観性、妥当性を確保している。
- 学部・研究科では、建学の精神、理念及び設置の目的に基づき、3つのポリシーを策定し、教育活動を展開している。国家資格等を取得した学部卒業生及び研究科修了生の就職状況は良好であり、就職後の勤務先からの評価も良好である。これらは、ディプロマ・ポリシーに基づく卒業・修了認定が適切に行われていることの一端である。
- 社会連携・社会貢献活動をはじめ、各種研修会、オープンキャンパス等も毎年充実が図られている。また、本学ホームページでは、多くの大学情報を積極的に公表している。これら大学全体の活動が年を追うごとに高まっていることは、学長をリーダーとする大学運営委員会の運営が適切で、委員会レベル、学部・研究科レベル、そして個人レベルを含め、全学的な内部質保証システムが有効に機能していることの表れである。

以上、本学は建学の精神、理念及び設置の目的を達成するために、内部質保証システムを構築し、教育の質の保証及び向上に取り組んでいることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性

評価の視点2：学部構成及び研究科構成と学問の動向、社会的要請への配慮

評価の視点3：大学の理念・目的と附置機関の適合性

大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性

学部構成及び研究科構成と学問の動向、社会的要請への配慮

本学の学部及び研究科構成は、大学設置時に定められた大学の建学の精神、理念及び教育研究上の目的に適合している。本学は、新潟県北地域における唯一の保健医療専門職養成教育・研究機関として、学問の動向、社会的要請に配慮し、教育研究組織の充実を積極的に図っている。

本学は2007年4月に、新潟リハビリテーション大学院大学として開学し、その後2010年4月に学部を増設して、新潟リハビリテーション大学となった。

大学院大学開学時に、建学の精神、理念及び設置の目的に基づいて、リハビリテーション研究科リハビリテーション医療学専攻の、1研究科1専攻の中に、摂食・嚥下障害コースと高次脳機能障害コースの2つの履修コースからなる教育研究組織を編成・設置した。完成年度を越えた後は、超高齢社会という時代の要請を受け、必要とされている学際的な分野の研究を担うことができる研究科の履修コースを次々に開設していった。まず、2014年度に運動機能科学コースを開設した。さらに、建学の精神、理念である「人の心の杖であれ」をより具現化すべく、2017年度に心の健康科学コースを開設し、2019年度より同コース内に公認心理師国家資格取得を目指す履修課程を設置した。2018年度には、言語聴覚障害コースを開設した。このように、理念・目的に基づき、時代のニーズに即した、教育研究領域のあり方を毎年度検証し続けてきた。さらには、全国各地から入学を希望する社会人院生のキャンパスアクセスの便宜を図るため、2016年度に東京サテライトキャンパスを開設した。この頃から、研究科の定員充足率がV字回復を果たしてきている。これら分野の修士課程修了により、高度医療専門職者としての知識基盤を身につけた指導者として、医療現場における高い専門性を維持し、その展開が期待できる。

研究科が取り扱う領域は、いずれも、現代の我が国が直面している超高齢社会において要請が強く、学術の進展が熱望されている専門的な分野である。さらに、本研究科は、新潟県北の一層高齢化が進んでいる地域にあり、地元住民からの強い期待が課せられている。このような背景を受け、本研究科の組織構成は、社会や地域から求められた使命を如実に反映したものとなっている。

以上のように、本研究科の教育研究組織は、学則第1条が掲げる「新潟リハビリテーション大学大学院は、広い視野に立ってリハビリテーション医療に関する専門的な学術の理論と応用の教授研究を行い、高度な技術力を身につけたリーダー的医療従事者及び研究者を育成し、もってわが国の医療分野の発展に寄与することを目的とする。」という趣旨に適うよう設置されており、理念・目的の実現のために有効に機能しているといえる。

一方、学部では、研究科の基礎となる分野における専門職の養成を目指し、2010年4月に、医療学部リハビリテーション学科の、1学部1学科の中に、まずは理学療法学専攻と言語聴覚学専攻を開設した。その後、2013年度に作業療法学専攻、2016年度にリハビリテーション心理学専攻を開設した。

当初、言語聴覚学専攻で実施していた、言語聴覚士養成教育については、2018年度より研究科の言語聴覚障害コースへと移行し、学部の言語聴覚学専攻は2018年度より学生募集を停止している。言語聴覚士は、医療・福祉・教育という幅広い領域で言語聴覚障害児・者に関わっていく専門職であり、言語聴覚士養成教育においても、諸科学を包括した幅広い領域を基礎として、学際色豊かで高度な専門分野を学修させる必要がある。そのため、現代の我が国の言語聴覚士養成教育の課題のひとつとして、「教育の質の向上」がある。アメリカでは、言語聴覚士は SpeechLanguage Pathologist (SLP、言語病理学者) という名称で高いステータスを持ち、大学院修士課程卒以上の教育レベルが求められている。そこで、本学では、他の養成機関に先駆け、言語聴覚士養成教育を高度化するために、大学院修士課程での教育に移行することとしたものである。

理学療法学専攻及び作業療法学専攻は、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の基準に基づく教育組織を有し、これに適合する教育課程を編成して専門教育を行っている。なお、先般、この規則の大幅な見直しが行われ、理学療法士、作業療法士の養成カリキュラムが約20年ぶりに改正されることに伴い、本学においても、2020年4月の入学生から新しいカリキュラムを適用する。

言語聴覚学専攻は、2019年度現在、3年生と4年生のみしか在籍していないが、「言語聴覚士学校養成所指定規則」の基準に基づく教育組織を有し、これに適合する教育課程を編成して専門教育を行っている。リハビリテーション研究科言語聴覚障害コースでは、言語聴覚士国家試験受験に必要な科目を履修・修得することにより、言語聴覚士法第33条第4号に基づき、言語聴覚士国家試験受験資格が得られることとしている。

さらに、2018年秋、新たに誕生した国家資格「公認心理師」については、「学部リハビリテーション心理学専攻で4年」+「研究科心の健康科学コース公認心理師課程で2年」の心理学教育を基本として、受験資格が得られるカリキュラムとなっており、2019年3月、文部科学省および厚生労働省より、「公認心理師となるために必要な科目の確認について、新潟リハビリテーション大学医療学部と同大学院リハビリテーション研究科において開設する科目が、公認心理師法施行規則に規定する心理演習及び心理実習並びに心理実践実習の基準を満たすことが確認された」と通知があった。

大学の理念・目的と附置機関の適合性

本学では大学の附置機関として、附属図書館、学習センター、キャリア支援センター、地域・産学連携推進室、国際交流室、こころとからだの健康づくり研究センターを設置している（21 ページ図 2-1 参照）

附属図書館は大学学則第 7 条に設置が定められており、建学の精神、理念及び設置の目的に基づき、主にリハビリテーション医療、保健、福祉等に関する領域の図書、学術雑誌、視聴覚資料その他資料を収集、整理、提供している。また、豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するという設置の目的に基づき、多くの一般書も収集し提供している。2019 年 3 月 31 日（2018 年度末）現在で、蔵書数は 32,413 冊である。その他、図書館利用状況は表 3-1 の通りとなっている。

新入生（5 月）及び学部 3 年生（10 月）を対象とした文献検索セミナー、IT モラルセミナー（5 月）、学生選書ツアー（図書館に置く本を、学生が書店で直接選. び購入するイベント。9 月）、ヒューマンライブラリー（生きた人間が本役となり、一般の読者に貸し出す対話型イベント活動。10 月）、サンタ・プロジェクト（クリスマスに病院で過ごす子供たちや施設などに匿名で本を贈る活動。12 月）などを年間行事に組み込んで実施している。

表 3-1 図書館利用状況（各年度 3 月 31 日時点の状況）（単位：人、冊）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
蔵書数	29,776	30,803	31,813	32,413
総入館者数	16,042	18,428	16,474	22,788
総貸出者数	2,388	2,328	1,680	1,436
総貸出冊数	3,992	4,011	3,108	2,459

学習センターは、全ての学生に対するより良い学習支援を円滑に推進するとともに、学習指導法の開発や学習環境の充実に寄与することを目的として、2016 年度に設置された。その目的を達成するために、学習支援サービスの提供、学習相談のみならず、心身の健康相談、心身に障害のある学生や修学に困難のある学生に対する学習支援・開発も担っている。具体的には、学習のつまづきに対する高校レベルからの補習や悩み相談はもちろん、学生生活を豊かにするための各種ワークショップ開催まで、多彩な活動を行っている。2019 年度は、村上市の食生活改善推進員さんたちとコラボして、本地域の郷土料理を作って食するというワークショップを 5 回シリーズで開催し、学園祭にも郷土料理を出品するなど、乱れがちな学生の食生活向上に寄与する活動が行われ、好評であった。学習センターの愛称は「ここつえ」であり、これは本学の理念である「人の心の杖であれ」を略し親しみをもたせたものである。まさに理念・目的に適う愛称とともに、ふさわしい活動を行っているといえる。

キャリア支援センターは、学生が、卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るための能力を培うことができるように支援を行う組織として 2012 年度から設置されていたキャリア支援室をグレードアップして、2018 年度に設置された。学生の職業意識の啓発に係る企画をはじめ、就職・進学などの進路指導、卒業後の支援、及び就職や資格取得に係る情報収集、分析を行っている。本学が掲げる教育目標「医療人の育成、地域社

会や国際社会に貢献できる人材の育成」に繋げていくために有効に機能している組織であるといえる。

地域・産学連携推進室は、2015 年 4 月に開設された地域連携推進室に、産学連携業務を加え 2018 年度に開設された。新潟県北地域唯一の保健医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果等を、地域住民をはじめ、広く教育機関、医療機関、医療従事者、行政等に対し還元することにより、本地域の保健医療福祉の向上に寄与することを目的としていることから、本学の理念・目的に適う活動を行う組織であるといえる。地域・産学連携推進室規程の第 1 条（目的）には、「人の心の杖であれ、の本学基本理念を具現化し、地域、社会、企業と学生をつなぐ架け橋となることを目的に、本学のもつ研究・教育分野の専門性を地域のために活かした活動を展開し、学生の技術向上、連携事業の推進、地域社会の活性化を目指すものとする。」とある。

国際交流室は、教育・研究及び技術協力等の国際交流を推進するとともに、教育及び研究に係る国際交流の促進を目指すために、2017 年度に設置された。国際交流の推進に係る企画・立案及び実施をはじめ、国際交流協定機関との教育及び研究上の協力関係の推進、外国人留学生・研究者等の受入れ、職員の海外派遣及び学生の交流、その他全学的な国際交流活動に関する業務を担っている。現在は主に中国の教育機関との提携を強化しているところであり、交流室を開設した 2017 年度より、主に協定締結校から留学生を受け入れている。国際社会に貢献するという趣旨は、本学の教育目標に適うものである。

こころとからだの健康づくり研究センターは、本学の専門性である保健医療福祉の分野における教育・研究の成果に基づき、社会・官学連携および産学連携を通して社会貢献することを目的として、2019 年度に設置された。健康づくりの研究支援、健康づくりの外部資金獲得（受託研究、受託事業）、講演等、社会・官学・産学連携による健康づくりに関する事業等を行うこととしている。2020 年度より、地域の社会人向けに履修証明プログラム「からだところの仕組みと生活」「介護・リハビリテーション概論」を開講すべく準備を進めている。「地域社会への貢献」及び「こころとからだの両面を扱う」という点からも、本学の理念、目的に適う組織であるといえる。

以上、本学における、保健医療専門職養成課程である医療学部の設置、及び学部を基盤とする大学院研究科（修士課程）という学部・研究科構成、また本学の附置機関である附属図書館、学習センター、キャリア支援センター、地域・産学連携推進室、国際交流室、こころとからだの健康づくり研究センターの設置は、いずれも本学の建学の精神、理念及び設置の目的に照らして適切なものである。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1： 適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点 2： 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性についての点検・評価については、学長を委員長とする大学運営委員会がその任を担っている。学問の動向、社会の動向、地域の要請に関する情報を多角的に収集し、それらを踏まえつつ、本学における入学志願者数の状況分析、卒業生・修了生の動向調査、意見収集などを実施し、それらの資料に基づいた点検・評価を実施している。

学部・学科の改組にあたっては、学部にあつては教授会(根拠資料 3-1)、研究科(根拠資料 3-2)にあつては研究科委員会、さらには関連する委員会組織等に諮問し、その意見を参考として大学運営委員会の議を経て、学長が意思決定を行い、最終的には、学校法人の理事会・評議員会での審議承認を経て実行に移される体制をとっている。

教育研究組織の適切性の検討にあたっては、①本学の理念・教育目的に沿ったものであるか。②本学の位置する地域社会からの必要性、特に地域医療機関等から求められているものか、さらに③リハビリテーション専門職としての専門教育を本学で希望する受験生の指向・動向に合致しているか。④本学の有している人材や設備資源が適切・有効に活用されているか等を基準として検討されている。

このように、教育研究組織の適切性については、随時点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。直近の事例として、2019 年度に、「こころとからだの健康づくり研究センターの開設」、「研究科心の健康科学コースに公認心理士課程の設置」を行った。また、2020 年度に、「学部作業療法学専攻の定員減」、「研究科東京サテライトに心の健康科学コース開設」を計画した。

以下に、2013 年度以降の、学部、研究科の組織及び定員の変遷を記す。

医療学部

(理学療法学専攻：PT, 作業療法学専攻：OT, 言語聴覚学専攻：ST, リハビリテーション心理学専攻：RP と略す。)

2013 年度 PT (1～4 年生)、OT (1 年生)、ST (1～4 年生) =

$(40 \times 4) + (40) + (40 \times 4) =$ **入学定員 120 名、収容定員 360 名**

2014 年度 PT (1～4 年生)、OT (1～2 年生)、ST (1～4 年生) =

$(40 \times 4) + (40 \times 2) + (40 \times 4) =$ **入学定員 120 名、収容定員 400 名**

2015 年度 PT (1～4 年生)、OT (1～3 年生)、ST (1～4 年生) =

$(40 \times 4) + (40 \times 3) + (40 \times 4) =$ **入学定員 120 名、収容定員 440 名**

2016 年度 PT (1～4 年生)、OT (1～4 年生)、ST (1～4 年生)、RP (1 年生) =

$(40 \times 4) + (40 \times 4) + (25 + 40 \times 3) + (15) =$ **入学定員 120 名、収容定員 480 名**

2017 年度 PT (1～4 年生)、OT (1～4 年生)、ST (1～4 年生)、RP (1～2 年生) =

$(40 \times 4) + (40 \times 4) + (25 \times 2 + 40 \times 2) + (15 \times 2) =$ **入学定員 120 名、収容定員 480 名**

2018 年度 PT (1～4 年生)、OT (1～4 年生)、ST (2～4 年生)、RP (1～3 年生) =

$(40 \times 4) + (40 \times 4) + (25 \times 2 + 40) + (15 \times 3) =$ **入学定員 95 名、収容定員 455 名**

2019 年度 PT (1～4 年生)、OT (1～4 年生)、ST (3～4 年生)、RP (1～4 年生) =

$(40 \times 4) + (40 \times 4) + (25 \times 2) + (15 \times 4) =$ **入学定員 95 名、収容定員 430 名**

2020 年度 PT (1～4 年生)、OT (1～4 年生)、ST (4 年生)、RP (1～4 年生) =

$(40 \times 4) + (20 + 40 \times 3) + (25) + (15 \times 4) = \text{入学定員 75 名、収容定員 385 名}$

研究科 入学定員 12 名、収容定員 24 名は変わらず

2013 年度 摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース

2014 年度 摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

2015 年度 摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

2016 年度 摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

東京：高次脳機能障害コース

2017 年度 摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

心の健康科学コース

東京：高次脳機能障害コース

2018 年度 摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

心の健康科学コース、言語聴覚障害コース

東京：高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

2019 年度 摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

心の健康科学コース（一般課程、公認心理師課程）、言語聴覚障害コース

東京：高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

2019 年度 摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース

心の健康科学コース（一般課程、公認心理師課程）、言語聴覚障害コース

東京：高次脳機能障害コース、運動機能科学コース、心の健康科学コース（一般課程）

（２）長所・特色

- ・研究科における学際的な履修コースの設置は、わが国においては先駆的なものであり、超高齢社会という現代社会の課題解決のためのニーズに答え、当該分野の発展に資することが期待されており、近年の志願者数増加にも繋がっている。
- ・研究科は開学した 2007 年度から今日に至るまで、社会の変化に対応しながら、教育研究に係る組織編制についての検討を継続しており、設置認可申請書の履行義務を確実に果たしながら、さらなる目的を達成するために、医療学部を設置するなど、組織の強化に努めてきた。研究科に続いての学部の設置は、この地域とこの時代の要請に十分適合したものである。
- ・研究科では、村上校の修了生の多くが本学近郊で活躍していることから、地域医療にも貢献している一方で、東京サテライト校の修了生の多くは、全国各地の医療福祉の現場で、リーダー的役割を担って活躍している。
- ・本学の教育研究組織は学問の動向、社会的要請に応じて改善・向上を続けており、新潟県北地域では唯一の、保健医療系大学となっている。地域の保健医療専門職の教育ニーズにも応え、近隣の医療機関に優れた人材を輩出することで地域医療を支えている。これは本学の建学の精神、理念及び設置の目的の実現に資するものである。
- ・附属図書館は専門書の充実に加え、豊かな人間性を持つ保健医療専門職を養成するために多くの一般書も収集、整理、提供している。図書の閲覧場所提供という機能だけでは

なく、多彩な年間行事を計画し、本学の建学の基本理念及び設置の目的に適合した運営を行っている。

- ・学習センターは、学習支援サービスの提供、学習相談のみならず、心身の健康相談、心身に障害のある学生や修学に困難のある学生に対する学習支援・開発も担っている。愛称「ここつえ」は、本学の理念である「人の心の杖であれ」を略し親しみをもたせたものであり、理念・目的に適う活動を行っている。
- ・キャリア支援センターは、学生の就職に関連した支援を行っているが、就職の迫った上級学年の学生だけでなく、在学中のすべての学生の生活を包括して支援している。
- ・地域・産学連携推進室は、本学の建学の精神、理念及び設置の目的に基づき、開学以来取り組んできた地域貢献活動を、さらに充実・発展させる活動を行っている。年々事業数が拡大していることから、今後、ますます本学の理念及び目的の実現に資することが期待される。また、老人クラブとの連携により「転ばぬ筋力アップ教室（転倒予防教室）」「食べる力をつける教室」「認知症カフェ」なども本学内で行っており、これらの行政を含めた地域ぐるみの活動を積極的に行っている。
- ・国際交流室の活動は、国際社会に貢献するという点で本学の教育目標に適うものである。
- ・こころとからだの健康づくり研究センターは、「地域社会への貢献」及び「こころとからだの両面を扱う」という点からも、本学の理念、目的に適う組織であるといえる。

（３）問題点

より多角的な視点から教育研究組織の検証・整備を行い、中長期的にも社会の要請に応える体制を構築していかなければならない。改善に向けた方策を検討していくにあたり、基本となるものは社会の変化や入学してくる学生の量的・質的な変化であるので、これらの変化を敏感にとらえ対処していくための組織としていく必要がある。教育、研究両面で、従来以上に実績が上がるよう検証し、改善していかなければならない。

さらに、こころとからだの健康づくり研究センターは 2019 年度に開設したばかりであり、研究の実施に際して、知的財産や産学連携をはじめとする研究の法的手続き等を統括管理できる仕組みや組織を構築していくことが今後の課題である。

（４）全体のまとめ

本学における保健医療専門職を養成する医療学部、それらの学問分野についてより高度な知識と技術を教授研究するリハビリテーション研究科、これらを基盤とする学士課程、修士課程から編成される学部・研究科の学位課程構成は、本学の建学の精神、理念及び設置の目的と適合したものである。さらに専門分野だけでなく豊かな人間性を育むため教養分野の資料も豊富に揃える附属図書館、研究成果の地域への還元を精力的に行う地域・産学連携推進室、こころとからだの健康づくり研究センターといった大学の附置機関を含め、本学の教育研究組織全体の編成及び管理運営が、大学の建学の精神、理念及び設置の目的と適合している。

本学の教育研究組織は、学問の動向、社会的要請を踏まえつつ、日々、改善・向上し続けている。本学は地方小規模大学ながら、新潟県北地域に唯一存在する保健医療系大学と

して、教育研究組織の点で、本地域においては専門職養成教育機関のリーダー格の存在として位置付けられている。

以上、本学は、建学の基本理念及び設置の目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備していることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

さらに、教育研究組織の改善・向上は、情報を多角的に収集した上で実施している。小規模な大学であることから、教授会や研究科委員会において教職員の情報共有が十分に図られ、スピード感をもって意思決定がなされ、結果的に学問の動向や社会的な要請に対して柔軟に対応した教育研究組織の改善・向上を実現している。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学の理念・目的は、建学の精神である「人の心の杖であれ」の趣旨を的確に踏まえて、新潟リハビリテーション大学学則第1条において「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理感を備え、優れた医療人としての厳格さと慈愛を併せ持つ全人教育を目指し、わが国の医療分野に貢献することを目的とする。」と定めている。

上述した本学の理念・目的に基づき、医療学部（学士課程）では、「豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療従事者及び教育研究者の育成」を目的としている。教育目標は、「1. 崇高な倫理観と医療従事者としての使命感を常に有する人材の育成、2. 地域社会に貢献できる人材の育成、3. 文化教養に精通し、国際社会に貢献できる人材の育成」として学生便覧に明示している。さらにリハビリテーション学科の教育目標として「リハビリテーション分野において、総合的・学際的な高い能力を養うことを念頭に置いた教育・研究を行うとともに、人間愛や道徳心に満ちた人間としての基本的態度を兼ね備えたリハビリテーションの専門職業人を育成すること」とし、学生便覧やパンフレットに明示し、本学ホームページで公表している（根拠資料 1-2【ウェブ】、根拠資料 1-5、根拠資料 1-8【ウェブ】）。

また、研究科（修士課程）では、「弱者に目を向けた学び 一中・高齢者の介護予防とリハビリテーションを中心として、当該分野における最先端の知識と技術を有した人材を輩出し、教育研究成果を通して幅広い領域で社会に貢献する。医療・福祉の現場で日夜その職に徹している医療補助職の資質および地位の向上に貢献する。」を理念とし、「リハビリテーションを機軸とするさまざまな角度から、中・高齢者の医療を基盤とした福祉医療に関する教育研究活動を展開し、その成果を社会に公開し還元する。深い洞察力和科学的データから弱者（患者）の疾患を客観的に把握し、それに対する治療技術を十分に駆使することができ、さらに弱者（患者）の心の痛みを理解しつつ、抱えている問題を軽減できる知識と技術を培い、臨床現場や福祉施設でリーダーとなって活躍できる医療従事者、また大学や専門学校あるいは関係企業等でその力を発揮できる教育・研究者としての人材を養成する。」を目標としている。さらに、目的については大学院学則第1条に「新潟リハビリテーション大学大学院は、広い視野に立ってリハビリテーション医療に関する専門的な学術の理論と応用の教授研究を行い、高度な技術力を身につけたリーダー的医療従事者及び研究者を育成し、もってわが国の医療分野の発展に寄与することを目的とする。」とし、大学院学生便覧やパンフレットに明示し、本学ホームページで公表している（根拠資料 1-2【ウェブ】、根拠資料 1-6、根拠資料 1-8【ウェブ】）。

学位授与方針は、前述した理念・目的・目標等を受けて、学士課程、修士課程別に、以下の通りに定め、それぞれの学生便覧に明示し、本学ホームページで公表している。（根拠資料 1-14【ウェブ】、根拠資料 1-15【ウェブ】）

学士課程の学位授与方針

新潟リハビリテーション大学は、本学の教育理念に基づく医療学部各専攻の教育目標の達成に向けて、全学教育および専門教育科目を履修し、高い技術と知識、優れた判断力と教養を身につけ、各専攻が定める履修上の要件を満たした学生に対して「学士」の学位を授与します。

学士課程専攻別の学位授与方針

○理学療法学専攻

1. 理学療法士として高い倫理観を持ち、医療従事者としての使命感を自覚し、常に対象者に寄り添うことができるもの。
2. 理学療法士として必要な知識・技術を有し、卒後も常に専門領域の向上と発展に惜しみなく努力を続け、他職種との協働しながら地域の医療・福祉に貢献できるもの。
3. 理学療法士として常に探求を続け、国際的・学術的な視点で理学療法の発展に寄与できるもの。

○作業療法学専攻

1. 作業療法士として高い倫理観を持ち、医療従事者としての使命感を自覚し、対象者の想いに寄り添いながら、対象者にとって意味のある作業を賦活することのできるもの。
2. 作業療法士として対象者をめぐる他職種と協業しながら対象者の地域生活を支え、地域社会に貢献することのできるもの。
3. 作業療法士として必要な知識・技術を有し、卒業後も作業療法へのあくなき探究を続け、国際的・学術的な視点を持ち、作業療法の発展に寄与できるもの。

○言語聴覚学専攻

1. 言語聴覚士として確実な知識と技術、判断力などの能力を身に付けるために今後も努力を続ける十分な意欲があるもの。
2. 言語聴覚士としての専門領域および関連する領域の知識・技術の向上や医療の発展に惜しみない努力をして、自己研鑽と言語聴覚学分野の発展および社会貢献の意識を高く持つもの。
3. 医療人、言語聴覚士として、人間とのかかわる職業の特殊性と重要性に真摯に向き合っているすなわち、人間の尊厳に対する高い倫理観と豊かな感性、広い視野と温かな心を持ち患者様に寄り添うことができるもの。

○リハビリテーション心理学専攻

1. 社会人として高い倫理観をもち、他者と自己とのかかわりを自覚し、人間の心に対する深い理解をもって他者に寄り添うことができるもの。
2. 学修してきた心理学的知識・技術を有し、人間が抱える心の諸課題に対し最善の方策を講ずるべく誠意をもって努力し、地域社会へ貢献できるもの。

3. 人間の心と行動について生涯探求し、国際的・学術的な視点で心理学の応用と発展に寄与できるもの。

学士課程では、卒業要件を満たし、上記の姿勢や能力が十分に身に付いたと判断できた場合に、学士の学位が授与される。学則第 15 条において「卒業に必要な授業科目の履修と単位数」を定め、学則第 16 条において各科目の「学修の評価及び単位の授与」について規定している。また卒業の認定については学則第 23 条に、卒業が認定された者に与える学士（リハビリテーション学）の授与については学則第 24 条に明記している。

修士課程の学位授与方針

本大学院で以下のような能力を身に付け、かつ修了要件を満たした学生は、修了が認定され、修士（リハビリテーション医療学）の学位が授与されます。

1. 共通科目の履修を通して、リハビリテーション医療に対する理解を深めるために、専門領域を超えて深く問題を探求する姿勢。
2. 各コースにおける体系的な学修を通して、摂食・嚥下障害、高次脳機能障害、運動機能科学、心の健康科学、言語聴覚障害に関する多様な課題を発見分析し、自ら解決する能力。
3. 修士論文研究を通して、高度な知識の活用能力、批判的・論理的思考力、表現能力、プレゼンテーション能力等を総合する力。

修士課程では、修了要件を満たし、上記の姿勢や能力が十分に身に付いたと判断できた場合に、修士の学位が授与される。修士研究についての具体的な評価方法や基準等は、修士論文関係要綱に明示している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

なお、修了要件は、1. 研究科に 2 年以上在学すること。2. 各コースで定められた必修単位を含む 30 単位以上を修得すること。3. 提出期限までに修士論文を提出し、修士論文の審査（論文審査、発表審査）および最終試験に合格すること。4. 所定の学費等を納めていること。であり、大学院学則第 18 条、大学院学生便覧、大学院学生募集要項等に明示している。

授与される学位は、修士（リハビリテーション医療学）で、その特色は、「リハビリテーションを基盤とする摂食・嚥下障害、高次脳機能障害、運動機能科学、心の健康科学、言語聴覚障害の分野で確固たる専門性を履修した者に与える学位」とされ、教育目標に適うものとなっている。学位の特色については、大学院学生便覧、学生募集要項に明示している。

以上の通り、学位授与方針は、学士課程及び修士課程において修得すべき資質・能力を示したものであり、同時に学生にとっては、卒業・修了に向けての学修成果の目標となるものである。学位授与方針は、上述したように、学生便覧・学生募集要項・パンフレット等に記載するとともに本学ホームページに掲載し、学生・教職員への周知及び社会への公表を行っている。また、卒業・修了要件についても大学学則、大学院学則、学生便覧や学生募集要項で公表している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

学位授与方針との適切な連関性、及び教育課程の体系、内容、授業科目区分、授業形態等を踏まえ、教育目的・教育目標を達成するために、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。

学部（学士課程）の教育課程の編成は、「教養分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分類され、それぞれ「慈愛や道徳心を深く理解し、崇高な倫理観と豊かな人間性を養うこと」、「医療人を目指す者としての幅広い知識と、研究の基礎となる知識を修得すること」、「専門職として必要な医学的基礎知識・技術を修得すること」、「心理や研究の基礎に関する知識を幅広く修得すること」、「いずれの専攻も教養分野及び専門基礎分野で得たことを踏まえて、専門職としての幅広く高度な専門知識・技術を修得するとともに、自ら研究することができる基礎的な能力を修得すること」を目的に以下の通りに構成し、学生便覧に明記するとともに、本学ホームページで公表している（根拠資料 1-14【ウェブ】、根拠資料 1-15【ウェブ】）。

学士課程の教育課程の編成方針

新潟リハビリテーション大学は、大学の理念である「人の心の杖であれ」を基本として、確かな知識と技術、深い教養と豊かな人間性を持ち、広く社会に貢献できる職業人の養成に向けた教育課程を編成します。すなわち、幅広い教養と豊かな人間性・自立性・創造性・協調性の修得をめざす「教養分野」、および確かな専門知識と技術の修得をめざす各専攻の「専門分野」を組合せた学士課程教育を提供します。

学士課程専攻別の教育課程の編成方針

○理学療法学専攻

1. 教養分野の導入科目・人文科学・社会科学では医療従事者に必要とされる素養と倫理観を学習し、自然科学分野において基礎的学力の向上を図る編成とする。
2. 理学療法士に必要とされる基礎医学・臨床医学・理学療法の専門分野を体系的に学び、今後、医療・福祉分野で必要とされる知識・技術の修得が可能となるカリキュラム編成とする。
3. 国際的・学術的に理学療法学を学ぶために外国語や研究法を修得し、国際的・学術的に活躍できるためのカリキュラム編成とする。

○作業療法学専攻

1. 教養分野の導入科目・人文科学・社会科学では医療従事者に必要とされる素養と倫理観を身につけ、自然科学分野において基礎的学力の向上を図るカリキュラム編成とする。
2. 作業療法士に必要とされる基礎医学・臨床医学・作業療法の専門分野を体系的に学び、今後、医療・福祉分野で必要とされる知識・技術の修得が可能となるカリキュラム編成とする。
3. 臨床実習の科目を、作業療法士としての臨床技能、臨床思考過程を主体的に学び、地域で生活する対象者の支援を学ぶためのカリキュラム編成とする。
4. 国際的・学術的に作業療法を学ぶために外国語や研究法を修得し、国際的・学術的に活躍できるためのカリキュラム編成とする。

○言語聴覚学専攻

1. 教養分野では、社会人として、医療人として、言語聴覚士としての素養を獲得する。
2. 専門基礎分野では、言語聴覚学も含めた、全般的な医学・医療に関する専門的な知識と方法論を体系的に学ぶ。
3. 専門分野では、言語聴覚学の専門知識を基本事項から評価、治療まで実践的に用いることができる知識・技術を修得する。
4. 臨床実習では、医療の全体的な流れを体験的に学び、自ら課題を見出して、知識と技術を駆使して自らの問題を解決する能力を養う。

○リハビリテーション心理学専攻

1. 教養分野の導入科目・人文科学・社会科学では、社会人として必要とされる素養と倫理観を学習し、人間と社会を知るための科学的な知識・思考力の修得を図る編成とする。
2. 専門基礎分野では、心理学基礎領域をはじめ、人間の行動を心身両面から科学的に把握することを目的に他領域の知識の修得も図る編成とする。特に医学領域では、他の心理学専攻には類を見ない「解剖学」、「生理学」等の医学系科目をも含む編成とする。
3. 専門分野では、心理学応用領域としての「心理療法」、「産業カウンセリング」、「芸術療法」等、リハビリテーションや治療的介入としての心理学的知識・技術の習得が可能となる編成とする。「臨床実習」では、公認心理師の養成カリキュラムに則った医療・福祉・教育分野等での実習体制を整えている。
4. 学術的に科学としての心理学を学ぶために外国語や研究法を修得し、将来、国際的に広く活躍できるためのカリキュラム編成とする。

以上、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、学生および教職員へは、毎年発行される学生便覧、大学案内パンフレット、学生募集要項、年報を通して周知すると共に、学生に対しては入学時のオリエンテーションの中で内容を詳しく説明している。また一般社会に対しては新潟リハビリテーション大学のホームページにおいても情報公開を行っている（根拠資料 1-14【ウェブ】）。

学生へのオリエンテーションにおいては、学生便覧掲載の「時間」、「コマ」、「単位」、「履修」などの用語解説や、本学部で定める授業時間、休講、補講、欠席、遅刻、早退の扱いについても説明している（根拠資料 1-5）。

一方、研究科（修士課程）では、教育目標に基づき、広い視野に立ちながら専門分野における高度化に対応した教育課程を編成・実施している。その編成・実施方針は、学生募集要項、学生便覧等に明示し、本学ホームページで公表している（根拠資料 1-15【ウェブ】）。

学生便覧では、教育課程の編成方針の項で、教育課程の編成方針と履修方法として、以下のように明記している。

本大学院が目指しているものは、リハビリテーション医療の中でも高度で専門的な分野において、心身ともにさまざまな困難を抱えている患者さまやご家族に対して援助ができる有能な医療従事者、および教育・研究者を育成することである。この目的を達成するために、以下の教育カリキュラムを編成している。また、学修した知識をもとに修士論文作成のための研究指導を行う。

- ① 共通科目では、人間尊重の精神を基礎とした医療関連科目の教育を行い、専門科目を学ぶための基礎を養う。
- ② 専門科目では身体的、精神的に困難を抱える弱者、および彼らを取り巻く家族や地域社会を理解し、適切な援助が行える医療従事者あるいは教育・研究者を育成するために必要な科目を履修させる。この専門科目では、より深い専門性を学ばせるために、コースに分かれて学修させるが、一方で、より広い視野にたてるように、所属コース以外のコースから科目を選択して学修することもできる。
- ③ 研究指導では、修士論文作成に向けて、文献検索、論文作成計画、データ処理、論文の著述等の指導を、指導教員を中心として行う。

以上のように、教育課程は共通科目と専門科目の2段階に分けて編成し、修了要件単位数は30単位に設定している。共通科目では、リハビリテーションの意味を確認させ、広い視野から見直す力を育てるための科目を用意し、専門科目では、摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース、心の健康科学コース、言語聴覚障害コースに分かれて各学生の興味を引き出し、高度で専門的な内容について学生が主体的に学習できるような科目を用意している。なお、多様な興味を持って入学してくる学生に対し柔軟な対応を行うため、入学後のコース変更も1年次の6月までは可能としている。各科目の区分や履修年次、必修・選択の別および単位数等については、学生便覧に明示している。修士論文作成のための研究指導は、通常履修の場合は、1年次後期～2年次に行っている（根拠資料 1-6）。

なお、本研究科には、長期履修制度が設けられており、職業を有する学生等には標準修業年限の延長措置を適用することで教育目標の達成を可能としている。長期履修制度については、大学院長期履修制度取り扱い規程（根拠資料 4-2）を設けるとともに、大学院学生募集要項、大学院学生便覧に明示している。

毎年、新年度が始まる時期に、学生便覧、講義概要、修士論文関係要綱は全教員及び院生に配布し、パンフレットや学生募集要項は全教員に配布し、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知・再確認を行っている他、研究科委員会においても随時、確認・点検を行っている。

また、研究科受験生のための事前相談や進学相談会の際には、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、研究科長が上記の資料を用いて口頭で説明を行っている。そして新しく本研究科の構成員となる新入生に対しては新入生オリエンテーション時に、新任教員に対しては新任教員研修会時に、研究科長が主体となって十分な説明を行っている。このように、資料配付のみならず口頭でも説明を行うことで周知は徹底されている。

以上のように、学士課程及び修士課程の教育課程の編成・実施方針、授業科目区分、シラバス、科目の必修・選択の別、単位数、卒業・修了に必要な単位数等は、学生便覧に記載し、本学ホームページに掲載することで、学生への周知及び広く社会へ公表している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の

適切な実施

本学が教育研究の対象としているリハビリテーション学は、医療現場における実践学であり、常に臨床現場における新しい知識・技術が求められることから、これらに対応できる人材の養成を目標として、教育課程の編成・実施方針を念頭に教育内容を提供している。学部では、教養分野、専門基礎分野、専門分野の3つの分野の授業科目を学年進行にあわせて体系的に編成している。また、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻の教育課程は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則および言語聴覚士養成所指定規則の基準を満たすよう、リハビリテーション心理学専攻は公認心理師法に定められた指定科目を配置している。

教養分野科目は、慈愛や道德心を深く理解し、崇高な倫理観と豊かな人間性を養えるように企画し、将来医療人を目指す者として幅広い知識と、研究の基礎となる知識を修得することを目的して理学療法学専攻・作業療法学専攻・言語聴覚学専攻・リハビリテーション心理学専攻共通の多くの科目を開講している。

導入教育においては、全ての新入生の必修科目とし1年次の入学当初より「基礎ゼミ」の授業を、段階を踏みながらⅠから順に行っている。最初に履修する「基礎ゼミⅠ」の目的は、高校とは違う大学での学習方法や本学の特徴などを理解し、これからの生活や学習への心構え、学習環境の理解や利用方法、健康的な生活のための知識を学習するとともに、目指すセラピストにとって基本的な能力を養うものである。科目内容としては、大学生・医療人としての心構え、大学での勉強の方法、マナー講習、コミュニケーション・トレーニング、図書館の利用と文献検索の仕方などであり、講義と演習より構成されている。ま

た、2018年度からは、より実践的な内容にするとともに学生同士や学生と教職員との親睦を図る意味で、新入生宿泊研修を取り入れている。「基礎ゼミⅡ」では、将来の職場である福祉・医療現場では、多くの人々と接触し様々な人間関係の中で仕事を行うことが想定されるので、基礎学力や専門知識・技術は云うに及ばず、他者とのコミュニケーション能力、及び迅速かつ適切な実行力が求められ、いわゆる「社会人基礎力」、「課題解決能力」等を身につけることを目的とし、地域社会への参加などを通じて社会人としての基礎を養う。内容は、全学生を少人数グループに分け、各ゼミで学生自らがテーマを設定し、調査等主体的な活動を通して、様々な人々と協同・協力することを学習する。また科目の終わりには発表会を実施し各グループの研究成果をまとめる（根拠資料 4-3）。

人文科学系科目においては、医療従事者としての倫理観を養うため「臨床倫理学」や、人間理解の基礎的知識となる「医療行動科学」などを設けている。

社会科学分野においては、リハビリテーション医療と関連付けながら、より深く現代社会状況を理解するための科目として「社会と健康」、「法律と医療」などを設けている。また患者やその家族あるいは医療スタッフとの係わり方を学ぶため「コミュニケーション心理学」も開講している。

自然科学系科目においては、4年次の「卒業研究」を受講するための準備として、また科学的論文を読むための基礎力を養うため「統計学Ⅰ、Ⅱ」の2単位を必修としている。基礎医学の導入科目としては「基礎生命科学」や「医生物学Ⅰ、Ⅱ」などを開講している。

体育関係学系科目では、「レクリエーション」と「スポーツ実践」を開講している。

情報系科目においては現代の医療環境においては、パソコン操作は必須の技能であるので「情報処理技法Ⅰ、Ⅱ」を必修としている。

外国語系科目においては、医療分野で重要視される英語能力に焦点を絞り読解・記述能力の育成のための「医療英語Ⅰ・Ⅱ」及び会話能力の向上のための「医療英会話Ⅰ・Ⅱ」を能力別に開講しているほか、上級者向けの「総合医療英語Ⅰ、Ⅱ」「医療英文抄読法」などを開講している。

専門基礎系科目においては、特に解剖学と生理学は医学を学ぶ上に基礎となるので多くの時間を配分している。

臨床医学系科目でも、その重要性から多くを必修科目とし、内科学・小児科学・精神疾患とその治療・感染症学など広く学習できるよう科目を配置している。

専門科目については、基本的に、各専攻とも必修科目を多く配置している。

臨床実習については、各養成所指定規則に則り、「見学実習」、「基礎実習」、「評価実習」、「総合実習」を学年進行とともに、必修科目として設けている。これらの実習を通じて、卒業時には、各分野の専門職として、対象の適切な評価を行い、障害像を的確に捉え、適切な治療計画を立案し、的確に治療が行えることを目標とする。

研究科は、他大学の研究科には類を見ない、高度に専門化した5つのコースを設置している。各コース別に養成する人材像は、専門領域でリーダーとして活躍できる医療従事者、

教育・研究者である。このため、本研究科は教育課程の編成・実施方針に基づき、リハビリテーション医療学を専攻する修士課程に相応しい、高度化に対応した教育内容を提供している。

様々な医療・福祉現場での経験を重ね、具体的な問題意識をもって入学してくる学生も多く、それを解決するための研究方法を本研究科で学んでいく。その学んだ知識・技術を現場に復帰した時に活用して、リハビリテーション医療に貢献することができるような教育を本研究科は提供している。一方で、様々な専門的知識を持ちながら、現場での経験が乏しいまま入学してくる者もいる。本研究科は、どちらのタイプの学生にも対応できるよう、教育課程の検証を行ってきた。現在の教育課程では、入学してくる学生の多様化（職種や臨床現場の経験度等の違い）に応じるため、個別対応の教育も提供している他、選択科目は専攻コースの枠を越えて履修できるようなシステムとしている（根拠資料 1-6）。また、近年、受け入れを始めた留学生と豊富な臨床経験を持つ社会人とは、科目履修において、求める内容が異なることから、講義概要の各科目一覧において、留学生向け、社会人向け、共通向け等の履修の目安を掲載している。

学年別の履修科目を見ると、1年次前期の共通科目においては、人間尊重の精神を基礎とした医療関連科目や生涯発達という観点から人間を学び直す科目等を含めた教育を行い、専門科目を学ぶための基礎を養わせている。1年次後期からの専門科目では、高度医療に対応できる専門的知識や技術を修得することを目的とした科目を開講している。この専門科目では、より深い専門性を学ばせるために、摂食・嚥下障害コース、高次脳機能障害コース、運動機能科学コース、心の健康科学コース、言語聴覚障害コースに分かれて学習させ、各コース別に必修科目を設けているが、一方で、より広い視野にたてるように、属するコース以外の開講科目を選択して履修することも可能としている。また、心の健康科学コース公認心理師課程や言語聴覚障害コースでは、それぞれが目指す国家試験受験資格に適合した科目を配置している。このように、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

研究指導では、1年次後期以降、修士論文作成に向けて、文献検索、論文作成計画、データ処理、論文の著述等の指導を、指導教員を中心として行い、実際の研究は2年次から本格的に実施させている（根拠資料 1-6）。

以上のように、コースワークは主として1年次に、リサーチワークは主として2年次に行うよう、バランスよく配列している。

学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学士課程では、保健医療の社会状況に応じて変化するリハビリ関連専門職種及び心理専門職等へのニーズを踏まえ、かつ入学する学生の資質を考慮し、教育課程の編成・実施方針及び養成校指定規則や公認心理師法、言語聴覚士法等に則った適切な授業科目を配置し、教育課程を体系的に編成している。また、教育課程に関連する外的・内的状況変化を受けて教育課程を見直すときは、カリキュラムワーキンググループを学部長の直下に立ち上げ、そこで検討した内容について、学部教務委

員会を経て大学運営委員会でさらに検討し、教授会の議を経て決定しているが、その過程において、教育課程の編成・実施方針との整合性を確認している。以上のように、教育課程の見直しは、十分検討が行われた後に、教授会で学部教員全員による審議を受けたのちに文部科学省に申請を行う。なお、保健医療分野のように卒業時に国家試験受験資格を得られる教育課程では、一定期間ごとに実施される養成校指定規則の改正に合わせて、その変更を行うことが多い。

このたび 2020 年 4 月に、理学療法士と作業療法士の養成カリキュラムが約 20 年ぶりに改正されることとなり、2020 年 4 月の入学生から適用されることになった。本学も新しい指定規則に則った新カリキュラムを構築し、文部科学省に提出した。

見直しの大きなポイントは「総単位数」「臨床実習のあり方」「専任教員の要件」である

1、「総単位数」：8 単位増、「画像評価」「多職種連携」などが必修化

総単位数は理学・作業ともに 8 単位増の「101 単位以上」となり、職場管理や職業倫理などを学ぶ「理学療法管理学・作業療法管理学」が新設される。また、「画像評価」「多職種連携」「予防」などが学ぶべき事項として明記された。臨床実習の単位数については理学では 2 単位増の 20 単位、作業では 4 単位増の 22 単位となる。しかし、臨床実習の単位数が増加した一方で、臨床実習の 1 単位の時間数については「40 時間以上、ただし実習時間以外に行う学修等がある場合には、その時間も含め 45 時間以内」と上限が設けられ、臨床実習時の学生へのレポート等課題の過重負担への対策がとられることになった。

2、「臨床実習のあり方」：患者担当型から診療参加型へ

臨床実習は見学実習、評価実習、総合実習で構成される。このうち評価実習と総合実習は「診療参加型臨床実習が望ましい」との記述がガイドラインとして追加された。「診療参加型」は、実習指導者の監督・指導の下で学生が診療チームの一員として加わる方法で、評価や介入の方法を学生ではなく現場の専門職が考えるので、学生の負担は軽減される。また、実習を行う場所については、現行の 3 分の 2 以上を「病院または診療所」で行うという条件が緩和され、3 分の 2 以上を「医療提供施設」で行うことになる。さらに「訪問または通所リハビリテーションに関する実習を 1 単位以上行うこと」との規定が追加された。臨床実習指導者の要件については「5 年以上の経験」に加え厚生労働省が指定した講習会の受講が必須となる。

3、「専任教員の要件」

理学療法士・作業療法士としての 5 年以上の業務経験に加え、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会の修了が必要となる。

なお、この新カリキュラム適用から、5 年をめどに再び見直すとのことである。今後、急速に高齢化が進行し、また、AI 技術が進むにつれ、私たちを取り巻く社会は大きく変化すると予測されている。未来を見据え、新しい社会でも活躍できる専門職を養成するために必要な教育を、継続して考えていくことが大切である。

・教育課程の編成にあたっての授業科目の順次性及び体系性への配慮

学士課程の授業科目間の順次性については、基本的には教養科目、専門基礎科目、専門科目を楔形に配置し、学年進行とともに、より深い専門的知識・技術の学びに移行するカリキュラムを設定している。同一専門分野に複数の科目が配置されている場合は、一般的な基礎知識・技術から開始し、より臨床に近く、かつ個別性に配慮が必要な科目へと順序性を踏まえて科目配置を行っている。また、最終的には、各専門分野の関係性・相補性に関して学修を行い、総合的な理解へとつなげる。

修士課程においても、目的を実現するために策定された教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を共通科目と専門科目に分けて配置し、教育課程を順次性を保ちながら編成し、授業科目、配当年次、単位数及び履修方法等を学生便覧や講義概要に明示している（根拠資料 1-6、根拠資料 4-4【ウェブ】）。

教育課程の体系性については、学部の専攻ごと、及び研究科のコースごとに、構築・実施している。「修得が期待されている知識・能力の体系化」は、それぞれの学位授与方針で明示している。「カリキュラムの達成目標の明示」は、学部や研究科の教育目標もしくは養成する人材像で明示している。「カリキュラムの達成目標の評価」については、学部卒業予定者アンケートや研究科修士生アンケートによる評価を実施している（根拠資料 4-5【ウェブ】、根拠資料 4-6【ウェブ】）。

「履修モデルの提示」は、学士課程では各専攻で履修コースを設けて提示している。履修登録期間を設け、ゼミ担当教員が指導している。修士課程では、新入生オリエンテーション時に複数のモデルを提示して説明するとともに、随時、履修相談に応じている。心の健康科学コースにおいては、国家資格である公認心理師取得を目指す学生向けの履修モデルと、公認心理師は目指さずに一般の心理学を極めたい学生向けの履修モデルを作成し、学生便覧に明示している。

「授業科目の体系化の明示（コード化・ナンバリング）」については、学士課程・修士課程ともに、順序性を示すナンバリングを行っている。「学修内容の順次性、科目間の関連性の明示」については、学士課程の科目配置において、関連のある科目間のつながりを学生が容易に把握・理解できるように授業科目間及び学位授与方針に至る関連性を、系統図（カリキュラム・ツリー）を用いて図式化している（根拠資料 4-7【ウェブ】）。カリキュラム・ツリーにより、各授業科目の学修が、最終的にどのような資質・能力に発展していくのか、学位授与方針に記された到達目標への道筋を明確に把握できる。すなわち、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを連動させたカリキュラム・ツリーを構築し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づいて系統的に教育課程を編成している。

また、学士課程、修士課程ともに、教育目標に掲げた養成する人材像や学位授与方針と教育課程を構成する授業科目の対応を確認し、シラバスに記載するとともに、教育課程の系統性を確認している。

・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位数の基準は「大学設置基準」第 21 条に示されており、本学もその基準に準拠している。

学士課程においては、学則第 14 条で、「各授業科目の単位数は 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の

教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。(2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。(3) 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。」と定めている

修士課程においては、大学院学則第14条で、「各授業科目の単位数は1単位の授業科目を15から45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。(1) 講義については15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。(2) 実習及び演習については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。(3) 90分(1コマ)を2時間とみなす。」と定めている。

学生が自主的に行う学修を前提として単位数が計算されるという単位制度の趣旨については、学士課程及び修士課程ともに、学則に明記し、オリエンテーションなどで学生に説明している。また、学士課程及び修士課程ともに、シラバスにおいて、毎回の授業の前後に、学生に求める事前事後学修の内容と必要時間の目安を掲載しており(根拠資料 4-4、根拠資料 4-8【ウェブ】)、各科目の第1回目において、シラバス記載内容の説明をするよう各教員に求めている。そして、事前事後学修が授業の活性化や深い理解につながるという効果についてもFD・SD研修や、学生と教職員との授業改善ミーティング(根拠資料 4-9)などの機会を通じて確認するとともに、学生に事前事後学修を促している。

・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

学士課程においては、初年次教育科目の設定や高大接続への配慮が、最近、特に重要になってきている。初年次教育の重要性は、10年以上前から中央教育審議会等で議論されている。初年次教育は、主に大学新入生を対象にした教育プログラムで、高校からの円滑な移行をはかり、学修及び人格的な成長の実現に向けて大学での学修と生活を成功させることを目的としている。本学では、新入生合宿研修を含む「基礎ゼミⅠ、Ⅱ」が相当する。プログラムの内容は、①大学生活への適応(大学生活、学修、対人関係、時間管理、アルバイト等)、②大学で必要な学修技術の獲得(単位制度、履修登録、ITシステムの利用、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法、図書館利用、文献調査、③大学への適応、④自己分析、⑤キャリアプランへの導入、⑥学修目標・学修動機)の獲得、⑦専門領域への導入、と様々であるが、特に多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう配慮している。また、さまざまなグループワークを通して、意見を集約し、発表し、他者の考えを聴きながら自らを振り返るという、授業方法を採用している。高等学校から大学初年次への適応に関して、学修面での「適応-不適応」の分化は1年次の4月段階から始まっており、その分化は長期間継続するという報告からもその必要性が理解される。「基礎ゼミ」と並行して開講される「リハビリテーション概論」や「心理学概論」では、リハビリ専門職や心理専門職といった職業の内容に焦点化した授業を実施することで、上記⑤、⑦の面から、早期の段階でのキャリア形成支援を行っている。

高大接続への配慮に関しては、入学予定者に対して、複数回のスクーリング及び、全入学者を対象に入学前課題を課している。あわせて、入学後の学修の理解を促進するために、授業科目配置の工夫や学習センターによる補習授業、ゼミ教員による個別指導等を実施している。例えば、高等学校時の理数系科目の履修状況によらず専門基礎、専門科目へ円滑に入っていけるように、教養科目として「医生物科学Ⅰ、Ⅱ」、「物理学Ⅰ、Ⅱ」といった授業科目を配置している。ゼミ担当教員は、個々の履修状況に応じて、適切な科目の履修を促すなどのアドバイスを行っている。さらに、学習センターでは、高等学校レベルの教科を補習する内容のセミナーを随時開講している。

放送大学とも単位互換協定を締結しており、合理的配慮の対象となった学生等が、一部、放送大学で修得した単位を、本学の単位として認めている。

大講義室で開講される科目については、授業収録システムを活用して授業を録画し、ポータルサイトより配信し、学生の復習に役立てているほか、欠席者の履修の便宜を図っている。

修士課程においては、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を行っている。カリキュラム構成は、講義科目が主となるコースワークを、初年次を中心に配置し、順次リサーチワークに学生のエフォートを移行するカリキュラムを採用している。大学院教育を体系的・組織的に実施するカリキュラムにより、成績評価を厳格にして質を保つことを前提とした上で、課程修了者に対して学位を与える方針を取っている。

独創的な研究を行うためには、学問的な多様性が鍵となる。修士課程では、複数の分野における修士レベルの理解が主研究分野の研究の伸展に大きな役割を果たすという考えのもと、自コース開講の科目のみならず、他コース開講の科目も選択して履修できるシステムとしている。学士課程の学修を発展させるとともに、臨床現場でリーダーとして活躍できる人材、あるいは教育・研究者の育成を目指している。そのため、コースワークを通して将来複数分野を教育できる能力を修得すること、研究者として、他分野の知識を学ぶことで専門領域へのフィードバック及びオリジナリティのある研究へと発展させる基礎作りとしての役割を担っている。

コースワークとリサーチワークのバランスについて、学生に1年次6月までに履修計画の立案を求め、研究指導教員が、学生個々の修学予定期間や研究の進捗状況に応じて履修指導・研究指導を行っている。さらに、年2回、前期及び後期の終了時に、リサーチループリック（根拠資料4-10）を提出させ、研究科委員会で確認している。リサーチループリックの目的は、学位論文を、研究指導教員とともによりよいものとして完成させていくことにある。そして、ループリックの各項目は、修士論文の評価項目としても適用され、そのすべてがB以上であることが、修士論文合格の目安としている。しかし、このループリックは、学位授与の基準そのものではなく、その一部として位置づけている。

一方、研究科では、コースワークに関しては、共通科目においても特徴的な科目を配置している。「研究方法論」では、研究を行うための具体的な方法論として、課題設定、実験方法論、統計解析の基礎と応用、倫理観等の幅広い基礎的能力や俯瞰的なものの見方を教授している。「教育指導法」「教育心理学」「看護教育学」は、高等教育機関の教育者を目指す学生を対象としたものであり、本領域では珍しい教育学に特化した授業科目である。「職場マネジメント」は、チーム医療における各種医療専門職の役割を理解すると

ともに、保健医療機関内外の専門職組織、事務組織等について相互関係を理解し、組織運営に必要なマネジメント論、リーダーシップ論、病院経営論について学修する機会を与えている。この科目は、将来、病院等の組織管理者になっていく中堅の社会人学生を対象に管理運営の基礎を学修する機会を提供する内容である。養成する人材像として各コースともに、リーダー的役割を担う医療従事者のほかに、教育・研究者を定めているが、それら2パターンの人材像から、履修する科目群を設定している。

必修としている医療倫理科目については、世界基準を満たす APRIN e ラーニングプログラム (e APRIN) 教材を利用させ、研究計画書・倫理審査申請書の作成前に、履修を終えるように求めている。同教材については、単位取得後も繰り返しウェブ上で振り返るように指導している。

リサーチワークに関しては、研究科では修了年次の秋に修士論文中間発表会を行い、文献調査とテーマ設定、課題解決方法とそれに向けた準備状況等の研究進捗状況を包括的に審査している。また、社会人大学院生等の就学上の工夫として、授業収録システムや e-mail、ポータルサイトを有効に活用し、対面指導以外でも随時指導教員と必要なコミュニケーションが取れるような環境を整えている。

学生の社会的及び職業的自立を図るための教育

学部の特攻では、前述したように、1年生必修の「基礎ゼミⅡ」において、いわゆる「社会人基礎力」、「課題解決能力」等を身につけることを目的とし、地域社会への参加などを通じて社会人としての基礎を養っている。さらに、リハビリテーション心理学専攻を除く学部の各専攻では、1年生から4年生まで、ステップを踏んだ臨床実習において、十分な学外実習の機会を設けている。臨床実習では、医療スタッフとしてのトレーニングとしてだけでなく、社会人としてのマナー・態度も身につけることが求められており、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施している。リハビリテーション心理学専攻においても、キャリア支援教育等を通じて、社会的・職業的自立を図れるよう、適切な指導を行っているほか、当該分野の特徴として、若者の社会的・職業的自立支援を扱う講義を複数開設しており、多角的な教育が行われている。また、同専攻及び研究科においては、PROG テスト及びその解説会を実施し、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向=ジェネリックスキルを測定・育成している。

正課外では、キャリア支援センター主催のキャリア支援教育プログラムが、学部全専攻にわたり、適切な時期に適切な内容のものが開催されている。たとえば、1・2年生向けには、性格検査、交通安全、DV 予防啓発、詐欺被害防止、薬物乱用防止等のセミナーを、3年生向けには、性格検査や自己分析を用いた就職支援、履歴書の書き方、面接指導、スーツ着こなし等のセミナーを開催し、キャリアハンドブックを配付し、4年生向けには、より実践的な内容で個別指導を実施したり、学内に病院・施設等の採用担当者を同一日に招き、就職説明会を開催したりしている。

さらには、学内ワークスタディ制度を設け、学部学生を本学の業務に従事させることによって、学生の職業意識並びに職業観を育むとともに、経済的事情を抱える学生に対する支援を行っている。具体的には附属図書館の夜間開館（放課後～20:00）対応の受付スタッフや、留学生への日本語指導や生活支援スタッフとして活用した例がある。そのほか、社

会活動において社会的に高い評価を受けた者や課外活動で顕著な成績を収めた者等には、学長賞を授与し表彰することで、ボランティア活動などの社会経験を奨励している。

研究科の学生は社会人が多く（2019 年度在籍生 22 人中 18 人＝82 %）、改めて社会的・職業的自立を図るための教育は必要ない者が多いが、学部卒業直後に社会経験を積まないまま入学し、研究科修了時にはじめて就職活動を経験する院生も少数ではあるがいる。そこで、院生にもキャリア支援室の利用や、就職説明会に参加する機会を与えている。さらに、職業を有しない院生向けには、TA（ティーチング・アシスタント）となる機会を設け、学部教育補助業務等を通してコースワークを深めたり、自身の社会的成長を促したりする経験が得られる（根拠資料 4-11）。そのほか、メンターとなる機会も設けている。メンター制度は、メンターが後輩のサポートを行うと同時に、メンター自身の社会人基礎力（特にコミュニケーション能力、課題発見力、問題解決力、傾聴力等）の育成にも効果があるとともに、後輩の指導に当たることで自信がつく、相互補完的な教育プログラムであると考えられる。

以上、本学では、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成した上で、教育内容・方法の充実に努めている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1： 学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

本学の入学定員は、学部95名(2020年度より75名)、研究科12名であり、小規模な大学であることから、学生と教員の距離が近い利点を活かし、個々の学生の学習相談への対応は密に行うことはもちろん、学習を活性化しやすい状況にある。

学部では、各授業科目は、その教授内容の性質に従い、授業形態を「講義」、「演習」、「実験・実習」の3つに分け実施している。それぞれの授業時間およびコマ数は、当該授業による教育効果を考慮し、学則第14条のように基準を設けている。各授業は、これらの基準に従い授業内容を構成しシラバスに明記し授業を実施している。

学部学生への履修登録指導は、新入生・在学生ともに授業開始前にオリエンテーションを行い、教務担当教員により説明を行っている。科目登録の個別指導としては、各学生のゼミ担当教員が、受講すべき科目、必要単位数、学生の能力に応じた科目の選択にあたり助言を与えている。主な指導内容は、個々の学生の進路や適正を考慮し科目選択を指導している。またこの際、各専攻の履修モデル（根拠資料 1-5）を活用している。履修単位の上限については、各専攻と各学年で上限設定（CAP 制）が異なり、履修規程（根拠資料 4-12）において定めるとともに、学生便覧「(2)履修単位の上限について」において説明している。また期別 GPA が 2.0 以上であった学生については上限設定単位数（基準単位数）を超えて

の履修登録を認めるが、期別 GPA1.9 以下の学生については、ゼミ担当教員と面談を実施し、学習への取組みについて指導を受けると共に履修登録に制限をかけ、卒業要件を満たすための単位取得を優先してもっている。さらに、2 期連続で期別 GPA1.9 以下の学生については成績向上に向けての具体策を生活面、学習面で改善していくためゼミ担当教員および学生と保護者の三者で面談を実施している。期別で履修計画を作成する際は、期別 GPA1.9 以下の学生は上限を超えた履修がないように、ゼミ担当教員及び教務委員会で二重にチェックして確認・指導を行っている。このように各学生の状況に応じた細かな指導を実施している。

また、学生の授業参加を促す方法については、シラバスに学生が講義を受けるにあたって必要とされる情報や事前事後学習の内容や必要時間の目安を示し、授業外の学習計画を作りやすいようにしている。専門分野の授業においては、理学療法評価学に対する理学療法評価学実習のように講義した内容が実習科目で体験し学習できるようにした科目を多数配置することにより学生の授業参加を促している。

一方、研究科では、教育目標の達成に向けて、コースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。コースワークである講義科目の履修指導は、1 年次 4 月のオリエンテーション時に研究科長が主体となって行っている。講義は少人数で実施され、個々の理解度に配慮した指導が行われている。授業は、学生の主体的参加を促す双方向授業が展開されており、スライド、レントゲンビデオや内視鏡の画像、動画、DVD、インターネット等、多様なメディアも有効に活用されている。また、シラバスには、「講義の中で展開するもの」として、課題解決型学習 / ディスカッション・ディベート / グループワーク / プレゼンテーション / 実習・フィールドワークのいずれかに相当する場合は明記しているほか、「教員からの一言」という欄を設け、たとえば、「臨床現場で対応する患者様や高齢者などを思い浮かべながら聴講していただくと、理解も深まります。」のような記述を行い、講義に臨む心構えを提示している。

リサーチワークは、研究テーマに合致した指導教員が主体となって、指導計画に基づいて指導を行っている。研究テーマは、学生が自主的に研究を進めていく事が可能なものとし、「学問的な貢献」「持続性や深度化」「先輩からの研究指導」等を視野に入れ、1 年次 9 月までに決定させている。そして、1 年次後期より、研究テーマに関する文献検討やディスカッションなどを個別に行い、1 年次の 11 月には、研究計画書、倫理審査申請書を作成、提出させている。研究計画書および倫理審査申請書の審査は研究科の教員全員で行っている。その審査対象項目や審査基準は、修士論文関係要綱に明示している。研究計画が承認されると、研究を開始することができる。研究開始後は、指導教員がデータ収集や分析方法、結果・考察などを一貫して指導している。研究が進み、指導教員より修士論文の作成が許可された場合は、修了予定年度の 7 月までに修士論文題目届を提出させている。修士論文作成許可基準や作成手順は、修士論文関係要綱に明示している。修了予定年度の 9 月下旬～10 月上旬には、修士論文中間発表会を実施している。学生は、中間発表会で受けたアドバイスを参考に、引き続き研究を実施し、論文作成に向けて研究をまとめていく。修士論文は 2 年次の 1 月 25 日までに提出させ、その後、論文審査、発表審査、最終試験を実施している。

以上のように、研究指導に関しては、詳細な手順を踏んだ手続きにより、懇切丁寧に対面指導を行っているほか、平日時間外や休日・長期休暇中もメール指導等で対応している。

なお、学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うために実施している、具体的な措置について、以下に列挙する。

単位の実質化を図るための措置

単位の実質化を図ることを目的として、複数の制度を設け、これらを組み合わせることにより実効性を上げている。各制度等の状況は以下のとおりである。

・GPA 制度

学士課程及び修士課程では GPA を用いて厳格な成績評価を実施することで、適切な修学指導を行っている。学生の学習意欲を高めるとともに、教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な修学指導に資することを目的として GPA を活用しているほか、学士課程では、履修登録指導の際にも GPA の数値を参考に、適切な指導となるようにしている。

学士課程では、履修規程第8条（成績の評価）において、「授業科目の成績は、次の基準により判定し、評価およびポイントを設定するものとする」（下表の通り）とし、さらに、第9条（総合成績評価）において、「学部が定める算出式に基づき、履修科目のアベレージ（GPA）を算出し、学期毎に総合成績評価を行う」（下算出式の通り）として、それぞれ学生便覧にも明記している。

点数区分	判定	評価	ポイント
90点以上	合格	+ A	4 点
80点以上90点未満	合格	A	3 点
70点以上80点未満	合格	B	2 点
60点以上70点未満	合格	C	1 点
60点未満	不合格	D	0 点

[GPA算出式]

<期別GPA>

$$\frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目で得たポイント}) \times (\text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

<通算GPA>

$$\frac{(\text{当該年度に評価を受けた科目で得たポイント}) \times (\text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{(\text{当該年度に評価を受けた科目の単位数の合計})}$$

また、この基準により算出したアベレージ（GPA）を以下のように総合評価している。

	GPA	総合成績評価
(1)	4.0～3.4	最優秀
(2)	3.3～2.7	優
(3)	2.6～2.0	良
(4)	1.9～1.3	可
(5)	1.3未満	注意

修士課程では、評価及び GP について、大学院 GPA 制度に関する規程（根拠資料 4-13）において、大学院学則第 15 条及び大学院授業科目の履修方法、試験・評価規程第 5 条（根拠資料 4-14）に定める成績の評語、及び Grade Point（各評価に与えられる数値（評価点）。以下「GP」という。）は、次表のとおりとし、A+、A、B、C を合格、D を不合格とする。」としている。

評語	GP (評価点)	評価基準	点数区分 (100 点満点との対応)
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90 点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80 点以上 90 点未満
B	3	到達目標を達成している	70 点以上 80 点未満
C	2	到達目標を最低限達成している	60 点以上 70 点未満
D	0	到達目標を達成していない	60 点未満

修士課程では、国際通用性のある成績評価を目指し、国内外での主要大学の例を鑑み、上述したような点数設定としている。

・CAP 制

学士課程では、1 年間に登録できる履修科目の上限を、履修規程において定め、学生便覧に明記している。

ただし、中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008）でも指摘されているように、CAP 制の有無だけでなく、上限単位数が適切に設定されていることが大切であり、この検討を行った結果、上限単位数については、全専攻全学年において、最大でも年間 49 単位までとした。

・ゼミ制度（学士課程）、指導教員制度（修士課程）

学士課程では、学生個々に対する組織的な履修指導体制として、ゼミ制度を導入している。学生ひとり一人に対し、専任教員 1 名ずつが配置されている。各教員は、担当する学生に対し 4 年間の学修の流れを見据えた中で学修内容を確認し、履修計画の改善を指導するとともに、各期 GPA と累積 GPA に基づき、履修計画のサポートや効果的な学修活動を支援している。

学生は、毎年度、各期開始時の履修登録の前に、ゼミ担当教員を訪問し、必修・選択を含めた履修科目、単位数、今後の履修計画、GPA の状況等を伝え、履修登録確認を得るシステムにしている。

修士課程では、指導教員の指導の下、履修指導及び研究の進捗を、毎年度各期末にリサーチループリックを用いたチェックを行い、その結果は研究科委員会において、研究科の教員全員で確認している。

・臨床実習履修要件の厳格化

リハビリテーション心理学専攻を除く、学部各専攻では、必修科目単位修得状況を、3、4 年次の臨床実習科目の履修要件として用いることとし、臨床実習における規程（根拠資料 4-15）の第 3 条（履修基準）において、「臨床実習を履修できる者は、該当する臨床実習の講義概要

に記載されている履修条件を満たしていること」と定めている。

臨床実習の履修要件を定めていることについては、学修の順序性および体系性を重視し、また、臨床実習における対象患者への安全性確保の観点から、学修の準備状態を単位修得状況にて判断するために、設定しているものである。また、臨床実習の中止基準、追実習や再実習の実施について、及び単位認定の方法や成績評価についても明記している。

・授業評価アンケート

学士課程、修士課程ともに、授業評価アンケートは毎年度各期の終了時期に実施している。授業評価アンケートの結果は、教員にフィードバックされ、教員には、その結果から次年度に向けた改善報告書の提出を求めている（根拠資料 4-16）。また、自由記述欄に記載された学生の意見に対し、各教員は回答を作成し、期間を定めて、その情報を学生に開示している。

・学士課程在学学生学修状況調査

質問の中に自己学修時間を確認する項目を入れている。自己学修時間は、その他の項目と比べて一貫して得点が低い。アンケートは、本人の自己学修不足への現状認識・向上への動機付けと、大学側の客観的な時間把握に使用している（根拠資料 4-17【ウェブ】）。

・卒業生、修了生調査

学士課程の卒業生及び修士課程の修了生に対し、在学中の教育研究体制や、その後における大学教育の有用性について、率直な意見を聴取する目的で、卒業生については国家試験終了後、修了生については修了翌年の夏に調査を行っている。その結果は本学ホームページで公開するとともに、カリキュラムをはじめとする教育環境や学生生活改善に活用している。（根拠資料 4-5【ウェブ】、根拠資料 4-6【ウェブ】）

・学士課程における時間割やコマ設定の工夫

学士課程では 2018 年度より、1 コマ 90 分の授業を 1 コマ 45 分とし、1 コマ×2 の単位で授業を進めていく形に変更し、コマの句切れのタイミングで、アクティブラーニングを取り入れるなど、講義形態を転換しやすくし、学生の授業への集中が途切れないような工夫を実施している。授業時間を細切れにしたことについては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策における窓開け換気において、45 分ごとにチャイムを鳴らし、こまめに換気する機会を設定するのに役立っている。

あわせて、交通の便が悪く特に冬場の遅延が頻発する本地域において、遠方からも通いやすい工夫として、最寄りの JR 3 駅を発着する無料のスクールバスを電車時刻に合わせて走らせ、1 限の開始も 9:30 と遅めに設定している。そして、1 日の最大授業数は 10 時限としている（1 時限は上述した通り 45 分の授業）が、できるだけ 9, 10 時限目には授業を入れないようにし、ゼミ活動、サークル活動や自己学修時間の確保に努めているほか、講義や演習の事前学修、事後学修を行う時間の確保も促している。なお、学士課程学生の卒業要件は 126 単位であり、これは、大学設置基準が定める 124 単位に近い。卒業要件単位数を可能な限り抑制することで、学生の自己学修時間を増加させる環境を整えている。

シラバスの活用

学部、研究科ともにそれぞれの授業科目についてシラバスを学生に事前配布し、各回の授業内容、参考書、成績評価方法等を提示している。そして、シラバスに掲載された各コマの内容と実際に行われた内容の照合は、各科目担当教員により各講義の終了後、「講義録」に講義内容を記載することにより確認している。また学生側からの評価としては、科目終了後の授業評価アンケートとして「教員はシラバスどおりに授業を行いましたか」とする項目を設け客観的チェックを行うようにしているが、おおむね達成されていると評価できる。このように科目担当教員・受講学生の両者より授業展開をチェックし適正に授業が行われていることを確認している。また、基本的に、各教員はシラバス記載の内容に沿って授業を行うことが求められているが、授業を実施する上で修正が必要と考えられる場合は、翌年のシラバスを修正することとし、これによる修正を含み、各教員は毎年度新たにシラバスを作成している

シラバスの目的は、「学部・学科等の目指す学修成果を踏まえて、各科目の授業計画を適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する」（「学士課程答申」）ことにある。シラバスでは、カリキュラムを構成する授業科目の目標、内容、教育方法、評価方法等を記載することはもちろんのこと、各授業科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること、事前・事後学修の内容や必要時間を具体的に指示すること、成績評価の方法・基準を明示すること、等に留意するよう注意を促す記載マニュアルを、学部教務委員会及び大学院学務委員会が作成し、教員にシラバス作成を依頼している。また提出されたシラバスに関して、前述した各委員会において組織的なチェックを行い、記載ミス、マニュアルとの齟齬、各授業科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方法等を確認し、課題のある授業科目の責任者には修正を求めている。シラバスの内容は教員間や、教員と学生間でその情報を共有している。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として、複数の取り組みが行われている。各取り組みの状況は以下のとおりである。

・授業方法の工夫

学生の能動的な学修の充実に向けた少人数のグループワークやプレゼンテーション、アクティブラーニングやさまざまな体験等を積極的に授業に取り入れている。例えば、学部の講義科目「摂食・嚥下障害学概論」では、視聴覚教材や模型を使用したり、口腔内を観察したり、臨床で使う器具類を提示・使用したり、嚥下食等の試食をしたり匂いを嗅いだりするなど、学生の五感をフルに活用させながら、立体的に講義を進めている。

・少人数教育の実施

大学全体の ST 比は、「(学部学生数+大学院学生数)/本務教員数(常勤教員で助手を含む)」で計算すると $(340+22)/33=10.9$ (大学基礎データ表 1) となり、私立大学の全体平均値 20.29 (文部科学省学校基本調査 2018 年度) の約半分と低い。また、1 授業当たりの学生数は、学部の教養科目で 10 ～ 75 名程度、専門科目で 10～50 名程度となる。研究科では 1 ～ 数名程度である。

少人数教育では、一人ひとりの個性を大切にでき、教員の情熱と学生の意欲が相乗効果となって表れ、豊かな学びを实践できる。そして、一人ひとりに目の行き届く教育体制によって、確かな基礎学力と高度な専門性を身に付けることが可能となる。

・ICT を用いた自己学修の促進

全学で授業収録システムを導入している。導入の目的は、学部では学生の授業外学修時間（主に自宅での復習時間確保、授業中に聞き逃したことの確認など）を増やすこと、障害者差別解消法に対応すること、大学院では村上キャンパスと東京サテライトキャンパスをつなぎ、どちらのキャンパスにおいても、両方の授業が受講できるシステムを確立すること等である。学部では主に大教室での講義を中心に、大学院ではすべての講義を収録・配信している。

・TA（ティーチングアシスタント）の配置

大学院生を TA として学部授業に配置することで、学部学生の演習・実験の理解度向上を図っている。また、TA 制度は、教える側の院生にとっても、教える活動を通じた理解の深まりと直接の専門分野以外も担当することによるコースワークの実践としての意義を持ち、教える側本人にとってのメリットも大きい。このため、規程に基づき、毎年度、教員より、TA を希望する科目を申請してもらったうえで、院生に募集をかけ、可能な限り、教員から申請のあった学部授業には TA を配置するよう努めている。

大学院生に対する研究指導計画に基づく研究指導の実施

研究科では、「修士論文関係要綱」（根拠資料 4-1【ウェブ】）に明示した、研究テーマの設定から、研究計画の立案、発表までの学習・研究遂行のスケジュール、指導内容・方法等に基づいて計画的かつ系統的に論文完成に向けた支援を実施している。さらに、研究の進捗管理には、リサーチルーブリックを活用し、その経過を、研究科委員会に報告して確認し、指導実績や成果を客観的に評価する機会を設けている。

修士論文については、毎年度、本研究科で冊子体の修士論文集を発刊して公開しているほか、ウェブ上でも新潟県地域共同リポジトリ内で公開してきた。2020 年度からは本学独自のリポジトリ（新潟リハビリテーション大学学術機関リポジトリ）を構築し、本学ホームページの附属図書館サイトから、情報を発信していく予定としている。なお、修士論文研究については、内容を精選・再構成して、学術雑誌に投稿するよう研究科修了後も継続的に指導を行っており、修了生の研究の成果は、原著論文として査読付き学術雑誌（日本摂食・嚥下リハビリテーション学会雑誌、理学療法科学、日本咀嚼学会雑誌等）に多数掲載されている。

研究科の教育目標・養成する人材像の中には、「教育研究活動の成果を社会に公開し還元すること、臨床現場や福祉施設でリーダーとなって活躍できる医療従事者や大学・専門学校等で力を発揮できる教育・研究者としての人材を養成すること」が含まれており、目標の達成度は、就職率や論文の学術雑誌への掲載状況等から評価することができる。これらの観点からみて、教育目標に沿った成果が着実に上がっていると捉えることができる。また、修了者に対する大学院教育に関する満足度アンケート調査を実施し、その中で学生の自己評価も行わせているが、おおむね良好である（根拠資料 4-6【ウェブ】）。

以上、本学では、学部・研究科において効果的に教育を行うために、単位の実質化を図るための各種制度の導入、シラバスの活用、学生の主体的参加を促す授業形態・授業内容及び授業方法の工夫など、様々な措置を講じ、学生の学修を活性化している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1： 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 評価の視点 2： 学位授与を適切に行うための措置
--

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価と単位認定については、学士課程、修士課程ともに、GPA 制度を導入し、厳格な成績評価を行っており、また、シラバスに成績評価方法等を明記することにより、周知徹底を図っている。

・単位制度の趣旨に基づく単位認定

成績評価基準は学則第 16 条、大学院学則 15 条に規定されている。さらに学部の「履修規程」、研究科の「授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程」に、授業科目の履修方法及び学修の評価の詳細が定められている。これらは、それぞれ、学部及び大学院学生便覧に掲載するとともに、入学時オリエンテーションで周知している。なお、各授業科目の評価基準についてはシラバスに評価方法（評価対象ごとの点数配分）を記載するとともに、初回授業時に担当の教員が学生に周知している。

学部は教務委員会を経て教授会で、大学院は学務委員会を経て研究科委員会で審議されたのち、学長が単位を認定する。

学部では、学生の成績評価は、「学則（試験）第 21 条、（試験の方法）第 22 条」に定める内容により各教科期末試験を実施して行っている。試験は基本的に学期末の筆記試験により行われるが、学習の進捗状況を適宜把握するため、科目によっては複数回の試験を実施しており、教員間の共通認識として細かく学生の評価を実施することが自分の教授状態を知るための手段となることを周知している。また演習・実習の科目においては、レポートを筆記試験の代替えとして実施している科目もある。

定期試験にやむをえない理由により受験できなかった学生は、追試験を実施し評価は定期試験に準じて採点している（根拠資料 4-18）。

成績の評価は、各科目 100 点満点で算出された後、得点に応じ A より D の評価に換算され、また国際的汎用性のあるグレード・ポイント（Grade Point, GP）に変換され各期および通年でグレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average, GPA）として総合成績を算出する。GPA は、学生の履修指導に活用しているほか、卒業時通算 GPA3.0 以上の学生は本学大学院へ進学する場合に特待生（学費の減免）として進学することができる制度を設けている。（根拠資料 4-19）

定期試験の結果は、60 点以上を合格とするが、60 点未満の場合は要再試験として評価の確定を保留にし、再試験を実施し、その成績によって評価を C（合格）もしくは D（不合格）に決定する。また正当な理由なく再試験を受けなかった学生の成績は、0 点とし評価は D としている（根拠資料 4-18）。

研究科でも、成績評価方法や基準の大枠は学部のものと同様に策定しており、GPA 制度に基づく厳格な成績評価及び、適切な単位認定を実施している。科目ごとの具体的な評価方法等については、シラバス中に記載することを徹底しており、記載が不十分な科目については、大学院学務委員会で指導を行っている。その結果、多くの授業では、定期試験以外にも課題やレポートの達成度等、多角的な評価が行われており、評価項目ごとの割合もパーセント表示で記述している。これら評価方法や基準について、学生へは学生便覧や講義概要の記述、および口頭での説明をもって周知している。

各科目の成績は、原則的に 100 点満点の素点で報告された後に、大学院学則第 14 条及び授業科目の履修方法、試験・評価規程（学生便覧掲載）の記述にあるように、60 点以上を合格として単位を認定している。なお、授業科目の履修方法、試験・評価規程および同規程における施行細則（根拠資料 4-20）では、授業実施総コマ数の 2/3 以上に出席していなければ、成績評価の対象にならないことが、明示されている。

授業科目の 1 単位の学修時間は、大学院学則第 14 条のとおりであるが、講義科目は 15 時間をもって 1 単位とみなして計算を行っている。単位認定は、授業科目の履修方法、試験・評価規程における施行細則にあるとおり、大学院学務委員会における単位認定会議を経て研究科委員会で確認を行い、学長が行っている。

・既修得単位の適切な認定

学部の既修得単位認定については、学則第 20 条に示すように、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を上限として認定している。また、学則第 18 条に示すように、他の大学の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により取得したものとみなし、単位を与えることができる。さらに、学則第 19 条では、「教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。与えることができる単位数は、学則第 18 条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。」と規定している。

研究科の既修得単位認定については、大学院学則第 16 条に、「他の大学院で履修した授業科目は 10 単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる」と定めている。また、大学院学則第 17 条に、「教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院等において修得した単位、10 単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位とみなすことができる。」と規定している。

学部、研究科ともに、出身大学等が作成した科目の授業内容、授業時間、単位数、成績等を確認の上、教務委員会、大学院学務委員会が審議し、教授会、研究科委員会の意見を聴き、学長が認定する。

・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客観性、厳格性を担保するために GPA 制度（学部、研究科）を採用し、さらに CAP 制（学部）を設けている。

担当教員はシラバス記載の評価方法に従い評定を行うが、学部・研究科ともに、評価ランクは、+A（90 点以上）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）とし、+A、A、B、C を合格、D を不合格としている。これらは、学部・大学院の学生便覧に明記して学生に周知している。

各授業科目責任者の成績評価に基づき、学部教務委員会（大学院学務委員会）において単位認定案を作成し、学部教授会（大学院は研究科委員会）の議を経て、学長が各授業科目の単位認定を行っている。認定された単位については、評価点数を GPA 制度の算定方法に従って数値化し、学生及び保護者に通知している。GPA による学力水準の客観化により、学生の学修意欲の向上・啓発を促している。

さらに、成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置として、成績評価基準に従い適正な評価がされているかについて、成績分布の解析により確認するなど組織的な事後チェックを行っているほか、学生と教職員の間で、授業改善ミーティングを年間、複数回開催し、学生の生の声を聴取して、成績評価の妥当性を含めて確認している。

・卒業・修了要件の明示

学位授与は、学位授与方針及び学位規程（根拠資料 4-21）に則り、学則・大学院学則に定めた修業年限内に卒業・修了の要件を満たした学生について卒業・修了を認定し、学位を授与している。学位授与に必要な成績認定は、学部教務委員会・大学院学務委員会において、修業年限及び成績により単位数を確認し、教授会・研究科委員会における審議を経て学長が行っている。また、卒業・修了要件は、学生便覧に記載し、入学後オリエンテーションにおいて履修上の注意事項と併せて学生に周知している。

修士学位授与を適切に行うための措置

・学位論文審査基準の明示

修士課程の修士論文の審査方法及び審査基準は詳細に設定し、修士論文関係要綱に明示するとともに、本学ホームページ上でも公開している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。審査基準として重点を置いていることは、「①修士論文のテーマとした研究の意義、目的、手法、結果を正しく理解し、それを論理的にまとめ、わかりやすく発表する能力を持っていること、②研究課題や成果の優劣よりも、取り組んだ研究課題や方法について良く理解できているか、目的達成に向けて十分な努力を払ったか、将来の発展性が見込まれるか」である。

この基本的な基準に基づき、審査教員（主査 1 名、副査 2 名）は、個別項目評価については各 5 段階（3 を標準とする）で、総合評価については合格・不合格で、評価を行う。個別項目評価における 5 段階評価の基準は、5：特に優れている、4：優れている、3：標準、2：やや劣っている、1：劣っているとしている。総合評価における合格・不合格の基準は、個別項目評価 a) ～e) の平均が 3 以上の場合を合格、3 未満の場合を不合格としている。ただし平均が 3 以上の場合であっても、1 項目でも 1 の評価がある場合は不合

格となる。なお、総合評価は個別評価項目 a) ～e) の結果をもとに行い、f) ～g) は参考とする。

個別項目評価は、a) 課題：研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確か、b) 手法：目的達成のための手法の理解が十分か、c) 結果：研究結果の記載（文、式、図、表）が十分かつ適切か、d) 議論：得られた結果の解釈が論理的で明確か、e) 引用：過去の関連する研究の評価や引用が適切か、f) 到達：得られた成果の科学的到達度は高いか、g) 発展：研究の将来性、展望の広さ、独創性はあるか、について行う。総合評価は、h) 合格・不合格、である。

・学位授与に係る責任体制及び手続の明示

修士課程の修了要件および修士の学位の授与基準については、「大学院学則第 18, 19 条」、「授業科目の履修方法、試験・評価規程における施行細則第 26, 27 条」、「学位規程」において授与の要件および審査の方法を定めており、学位は、研究科委員会の議を経て学長が授与する。研究科委員会では、これらの定めに従って学位論文や発表の審査および最終試験を実施している。学則や規程類は大学院学生便覧に掲載し、さらに修士論文研究の進め方や論文作成提出方法、発表審査や最終試験の手順等の詳細は、修士論文関係要綱に明示しているとともに、新入生オリエンテーション時に院生に周知している。また、研究科委員会において、この手続きについて、毎年度、複数回にわたり確認し、教員間にも周知している。以下に、その責任体制と手続きを記載する。

修士論文が提出されたのち、修士論文発表審査会を開催し、研究成果を学内に公表する。修士論文発表審査会の開催後、口頭試問もしくは筆答試問形式とする最終試験を実施する。最終試験実施後、大学院学務委員会による修了判定会議（修了判定資料として、単位の修得状況、論文審査の結果、発表審査の結果、最終試験の結果を用いる）を開催し、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位授与の可否について審議し、学長が学位授与について決定する。以上のように、学位授与手続きは、大学院学則並びに学位規程に基づき適切に行われている。さらに、学位を授与された者が、万一、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときには、学位の授与が取り消されることがあると、学位規程に規定しており、学位授与の適切性は、この点からも保たれている。

・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

修士課程における学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するために、学位審査における規則を以下の通りに定めている。

1. 研究指導教員のほかに 2 名の副査が論文審査、最終試験に加わること。

ただし、最終試験には指導教員は関与しないこと

2. 公開での最終発表審査会を実施すること。

修士論文審査願及び修士論文が受理されたのち、研究科委員会は、修士論文に係る研究発表の場として、公開の発表会を開催するものとする。公開の場でピア・レビュー形式により研究の内容について議論を行う。また、客観性・透明性・厳格性を確保するために、研究科所属の教員全員で発表に関する審査を行う。

3. すべての審査において、審査委員は個別に判定を行い、原則、全員が合格の判定とした場合に、学位を授与できること。

・適切な学位授与の方策まとめ

修士課程では、学位授与にあたり、極めて独創的な研究論文を要求するのではなく、学位の質を確保しながらも、自立して研究活動等を行える研究能力及びその基礎となる幅広い専門分野並びに関連領域の知識を修得していることを求めている。文献調査が十分に行われていること、その上で新規性、有効性（有用性）を持った研究のテーマ設定がされていること、適切な方法論が用いられていること、データ分析が正しく行われていること、データから正しく結論が得られていることなど、学位論文に関わる研究の進捗状況を、リサーチループブックを用いながら、研究科委員会で確認し、責任を持って指導を行うために中間発表会を実施している。最終試験では、学生の研究遂行能力を適切に把握するため、口頭試問 もしくは筆答試問を実施することで専攻する分野及びコースワークの理解度を確保している。その他、オフィスアワーの設定等により研究指導教員が論文指導の時間を確保している。

以上、本学では、成績評価、単位認定を適切に行っている。また、学位授与に関する規程等に基づき、学位授与を適切に行っている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学は、リハビリテーション心理学専攻を除く学士課程では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（養成教育を修士課程に移行中）の国家資格取得を前提とした教育課程を編成している。また、心理学関連でも、学士課程と修士課程一貫して、新たに制定された公認心理師国家資格（2015年9月9日に公認心理師法が成立し、2017年9月15日に施行され、わが国初の心理職の国家資格）を目指す教育課程を編成している。よって、第一義的には国家試験の合格率と就職状況が学修成果の客観的指標となる。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家試験合格率は、全国平均を下回っているが、学長裁量経費による重点的取り組み事項に据えて、国家試験対策指導を年々強化している。しかし、その効果はまだ表れていない。また、公認心理師国家試験については、本学卒業生の受験はこれからとなる。

一方、国家試験に合格し国家資格が取得できた者の就職率はほぼ100%を維持している。就職先は、実習先病院をはじめとした、地域中核病院が多数を占める。就職後の勤務先からの評価（アンケート結果、就職相談会や臨床実習指導者会議時等における採用担当者や現場の指導者との対面による聴取結果に基づく評価）も比較的高い。これらは、カリキュラム・ポリシーに基づく教育、ディプロマ・ポリシーに基づく卒業・修了認定が適切に行われていることの一端と言える。

また、国家試験において、万一、不合格になった学生に対しては、希望すれば、合格するまで、卒業サポートシステムに基づく一貫した指導を受けられる体制をとっており、他学にはないような手厚いケアシステムを構築している。

学位授与方針に明示した学生の学習成果等を適切に把握及び評価する方策として、学部・研究科ともに、卒業生・修了生や就職先上司に対して継続的・定期的にアンケートを実施している（根拠資料4-5【ウェブ】、根拠資料4-6【ウェブ】、根拠資料4-22）。その結果に基づき、学位授与方針に明示した学生の学習成果について検討を加えたり、授業方法・成績評価方法の改善につなげたり、教育課程の改善・向上につなげたりしている。学部卒業生の就職先にアンケートを行った例では、就職先の上司は、本学の卒業生の特性を、「仕事に対する熱意・意欲がある」「チームの和を大切にし、他者との連携ができる」「コミュニケーション能力がある」「常に新しい知識・能力を身に付けようとする力がある」等と回答し、本学の理念や教育目標の達成レベルが高いと評価できる。一方、「表現力・プレゼンテーション能力」「自発的な行動力」については、やや不足している等の回答もあった。これらのアンケートは、卒業生が就職してから、まだ仕事の経験が浅い時期に調査しているため、自信をもって業務に取り組むことがまだできていない状況の時の調査ではある。この調査の結果は教授会にて情報共有し、大学運営委員会にて必要な対応策を検討し、就職後の社会での活躍につなげるためのひとつの方策として、前述（60 ページ）した「社会的及び職業的自立を図るための教育」を強化している。また、学部の心理学専攻学生及び大学院生の希望者に、PROG テスト（社会で求められる汎用的な能力・態度・志向－ジェネリックスキルを測定するテスト）を実施し、学生のリテラシー及びコンピテンシーを評価し当該専攻や指導教員内で情報共有している。

以上、本学では、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価するために、当該医療職種の国家試験合格率や就職率のみならず、卒業生・修了生へのアンケートや、卒業生の就職先上司へのアンケート等を定期的に実施し、その結果を分析するなど様々な方法で、適切な評価手法を試みている。また、その結果を活用してカリキュラム改定にもつなげている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部では、教授会および教務委員会、研究科では、研究科委員会および大学院学務委員会において定期的に検証を行っている。また、教育成果の検証については、FD・SD 委員会（学部）及び大学院学務委員会（研究科）が中心となり、「授業評価アンケート」を実施することにより、教育内容や教育方法について改善に結びつけている。

「授業評価アンケート」は、非常勤講師担当分を含む、学部・研究科、すべての授業において実施し、教育成果の検証を定期的に行っている。アンケートは、12 問の選択項目と自由記載項目で構成している。アンケートの実施は、該当講義の最終コマ時に、受講した学生がポータルサイト経由のウェブ上で回答できるようにしている。集計した結果は、非

常勤講師を含めた全教員にフィードバックし、アンケート結果をふまえて教育内容・方法の改善案を提出するよう義務付けている。また、自由記載項目には回答の作成を求め、教員が回答した内容については、学生に開示している。さらに、学生からの評価が高い講義を中心に、自主公開する講義も含め、教員に他の教員の講義を参観するよう促し、教育方法の改善の参考になる場を提供している。

一方、年1回、年報（根拠資料 1-7）を作成し、全教員対象の教育・研究活動の実態を公表している。さらに、2019 年度からは、教員評価制度を試行導入した（根拠資料 2-12）。これらの結果に基づき、大学運営委員会を中心に、教育課程の適切性を確認し、随時、改善に向けた協議を行い、実行に繋げている。

例えば、学部では、高大接続改革の趣旨に則り、初年次教育の充実を図るため1年次に大学での学びについて教授する「基礎ゼミ」を必修科目として開講している。加えて、卒業生アンケート及び卒業生の就職先上司へのアンケート調査結果を受けて、保健医療専門職としての質確保を目指し、その準備となる臨床実習を有効に機能させる目的で、臨床実習前に修得しておくべき科目群を各専攻で設定している（根拠資料 4-15）。これらのカリキュラム構成については、学部設置以来、定期的に改定を行っており、各種アンケート結果、学生と教職員との授業改善ミーティング、意見箱（提案箱）の内容、各学年の成績の状況等を受けて、大学運営委員会において、改定の必要性を判断し、カリキュラムワーキンググループを立ち上げて、新しいカリキュラム案を作成し、教授会の承認のもと実施してきている。また、2020 年 4 月の理学療法士・作業療法士養成施設指定規則の改定にあたっては、十分な協議を重ね、本学の理念・教育目標等を踏まえたうえで、適切なカリキュラムを構築している。

研究科の教育に関しても、適切な根拠に基づく点検・評価、そしてそれに基づく改善・向上が行われている。例えば、研究科では、修了生を対象に、在学時の教育全般に関する満足度アンケート調査を実施し、問題点の把握と改善に努めている。また、授業評価アンケートの結果を大学院授業担当教員にフィードバックし、授業科目の教育目標・内容・方法等の検討、改善を求め、シラバスやその後の授業に反映させる方策を「授業改善報告書」により報告する体制をとっている。このように、教員がアンケート結果を直視し、それに対する自らの見解や改善に向けた明確な決意と工夫を書くことにより、教育課程や教育内容・具体的授業方法改善の実現を可能にしている。

リサーチワークの適否については、学術雑誌への論文掲載状況や学会発表状況、社会への貢献度等で随時確認・検証を行っている。

さらに、公認心理師国家試験受験資格要件を獲得するためのカリキュラム整備にあたっては、学部と研究科が連携・協力して、一貫した教育プログラムを構築した。

以上のようなさまざまな取り組みを通して、学士課程から修士課程に至るまでの、教育課程の編成・実施方針の適切性を確認している。また、その際、ディプロマ・ポリシーとの整合性も、あわせて確認している。

なお、医療人としてのみならず、社会人としての活躍度は、知識・技術等の認知的能力のみならず、行動特性などに多くを依存する。資格に必要なコア的な知識・技術を効果的に修得させることはもちろん、同時にリーダーシップ、意欲、継続力、自主性、対人関係能力等の能力を向上させ、結果として、卒業後も自ら学び続け、他者と協働しながら医療の質を高め、組織を向上させていく資質を

修得させることが求められている。これらについては、卒業後や修了後のアンケートにより比較的良好であることを確認している。

以上、本学では学部・研究科ともに、様々な形で、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。学部教務委員会、大学院学務委員会及び FD・SD 委員会が点検・評価を行った後、教授会及び研究科委員会で報告される。また、大学運営委員会で、その内容について審議されることで、個人（教員）レベル、学部・研究科レベル、委員会レベル、全学レベルの PDCA サイクルは機能することになる。これらは大学運営委員会を中心とする全学的な内部質保証システムが有効に機能していることを示すものである。

（２）長所・特色

- ・学部では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の周知は、入学時オリエンテーションで説明するのみならず、2年生～4年生においては学期初めのオリエンテーションと履修登録指導等で複数回行うことで、学生への周知を徹底している。
- ・学部、研究科ともに、授業評価アンケートをはじめとする各種アンケートは、継続的に実施すると共に年次比較が出来るよう統一的フォーマットを定め実施している。
- ・学部では、在学生及び卒業生、卒業生の就職先に対するアンケートを、研究科では修了生に対するアンケートを実施し、学修成果を把握し教育内容の見直しのための資料として活用している。
- ・教授会は、小規模校の強みを生かし、助教以上の全教員出席で実施されているので、教育目標、学位授与方針、教育課程の検討は広範な意見が集約されたものとなっている。
- ・学部では、留年者の減少に向けて、一度の定期試験で評定するのではなく、幾度かの中間評価を行う必要があるとの共通認識を持つことが確認され、実行されている。
- ・学部・研究科ともに、学生と教職員が、より密度の高い関係を持ち続けることで、日常的に学生状況の把握を行っている。学部では、ゼミ担当教員及び学年担任を設けるなど、個々の学生を出来るだけ多くの教員で受け持つ体制としている。
- ・学部・研究科ともに、教育目標に基づく学位授与方針や教育課程については、学生便覧や大学ホームページで公開している。そして、詳細な内容については、入学時のオリエンテーションで十分時間をかけ説明している。また学部における重要事項については、保護者会を開催し内容の周知を徹底し理解を得ている。
- ・学部・研究科ともに、シラバス作成時には、記入例と記入要領を提示して、統一的書式を保っている。また、事前事後学修の内容と必要時間を明記するなどして、自己学習を促し、単位の実質化を図っている。
- ・研究科に在籍する学生の多くは、職業に従事している。忙しい学生の状況に対して長期履修制度を設けるとともに、「修士論文関係要綱」を年度初めに配布し、学生が計画的かつ系統的に学習活動、研究活動を推し進めていけるよう支援している。
- ・研究科では、修了生を対象に行っている大学院教育に対するアンケート調査の結果を見ると、教育に対する満足度は非常に高いものとなっている。
- ・研究科では、社会人学生が受講しやすいように、時間割編成時には個別に希望を聞いて授業開設期日の設定を行なう等、きめ細やかで柔軟な対応を行っている。

- ・研究科の特殊性として、院生の研究・問題関心に合わせて授業内容に若干の幅を持たせたりして、院生の研究意欲と授業参加を促すことがある。また、シラバスに記載された授業目標を達成するために、授業の展開により、より望ましい内容と方法があれば、そちらを優先的に採用しながら、常に授業内容を改善する等、計画性と弾力性のバランスにも配慮が行われている。こういった個々の院生のニーズに合わせた教育は、院生からの評価も高く、効果が上がっている。

(3) 問題点

- ・学部の各専攻は、保健医療専門職を養成することが大きな教育上の目的である。このため厚生労働省の定める各専門職の養成施設指定規則に示された科目内容と単位数に従う必要がある。現在この規則で定められた授業科目の卒業要件に占める割合が高く、理念に基づく特色ある教育を行うためのカリキュラム編成の自由度が少なくなっている。2020年度の規則改正により、この割合が更に増える。かかる制限の中でいかに特色あるカリキュラムを編成し社会から求められる卒業生を輩出するかを検討していかなければならない。
- ・設備面での教育環境は、養成施設基準を満たしているが、本学の前身である専門学校時代の設備が多いので、計画的に備品を更新していく必要がある。
- ・授業の日程変更があった場合、連絡が遅いという学生の不満があるが、科目担当教員と教務担当者が、日頃より連絡を密に取り、変更等の情報を早めに学生へ周知していくことが大切である。
- ・職業に直結した教育を行う大学は、一般的傾向として国家試験合格を第一に考えやすく、教養教育は軽視される傾向があるが、本学は、その理念・目的にも掲げられているように、一層、教養教育を充実させ、医療従事者としての温かい誠実な心とそれを支える幅広い教養を涵養するカリキュラムを継続して検討していくことが必要である。
- ・研究科では、選択科目では、受講生が少ないか、ゼロとなり不開講の科目がある。受講生の少ない科目では、学生間で議論をしながら進めていくという形式の授業ができない。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神、理念及び設置の目的に基づき、学部及び研究科の理念・目的を定め、これらに基づいた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を、授与する学位ごとに策定し、学生・教職員に明示している。また、本学ホームページで公表している。

卒業生・修了生アンケートや卒業生の就職先アンケート、その他のさまざまなアンケートや、授業改善ミーティング等の調査結果を受けて、教育課程の見直しを随時行っている。今後は、自主的に学修を進め、他職種と協働しながらリーダーシップを発揮するなど、社会人として活躍できるような資質を大学時代に涵養するべく教育課程の一層の改善を図り、社会につながる卒業・修了時の質保証を行っていくため、継続的に教育の改善、向上に努めていく。

本学の教育活動は、学部教務委員会や大学院学務委員会が大学運営委員会の方針を受け、学部・研究科の状況を踏まえて、全学の教育に関するPDCAサイクルを適切かつ有効に機能させる仕組みを構築している。

以上、本学は建学の精神、理念及び設置の目的を実現するため、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、それに即して、十分な教育上の成果を上げるための体系的な教育課程を編成し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行っていることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ

方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準の判定方法

本学では、建学の精神、理念及び設置の趣旨に則り、学部・研究科それぞれにおいて、教育研究上の目的を踏まえた学生の受け入れ方針を定めている。（根拠資料 1-12【ウェブ】、根拠資料 1-13【ウェブ】、1-14【ウェブ】、根拠資料 1-15【ウェブ】）

学部（学士課程）の学生の受け入れ方針は、次のとおりである。

医療学部専攻共通 アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）

新潟リハビリテーション大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理感を備え、優れた職業人としての厳格さと慈愛を併せ持つ全人教育を行い、社会に貢献できる専門性の高い教育を行います。本学卒業には各専攻の学位授与の要件を満たすこと、すなわち、全学共通の教養分野の知識・技術だけではなく、各専攻の専門分野の高度な専門性の修得が要求されます。そのため本学の「入学受入れの方針」は、以下に示す「主体性・多様性」、「知識・理解」、「思考・判断・態度」、「技能・表現」の各項目を重視しています。

主体性・多様性：人の心と体を理解するには、弱者を含めた多様な地域社会・国際社会への洞察力が必要となってきます。従って日頃より答えのない問題に自分で答えを見出し、自分の意見を持っていることが重視されます。

知識・理解：大学の授業の土台となる知識として、人文科学、自然科学、社会科学の基礎をしっかりと勉強しておくことが、入学後の学修にとってきわめて重要です。

思考・判断・態度：地域社会・国際社会との関わりにおいては、「人の心の杖であれ」の精神を理解し人間愛や道徳心を持って考え行動することができる人が求められます。

技能・表現：国際的視点に立って専門性のある知識と技能を身につけること、また自己表現力・他者理解力を養う努力を怠らない人が求められます。

入試区分ごとの方針(2021 年度入試)

総合型選抜入試	総合型選抜入試は、将来、医療・福祉等の専門職および社会人となる資質・能力を有し、入学後、その資質・能力をさらに向上させる高い可能性を秘めた人を見出すために実施するものです。そのため総合型選抜入試で求める学生像は本学の教育方針を理解し①多様な地域社会・国際社会への問題意識と自分の意見を有している人、②医療・福祉等の専門知識の修得を目指す明確な目的を持った人、③入学後の勉学に取り組める姿勢や意欲・熱意が認められる人です。
学校推薦型選抜入試	学校推薦型選抜入試は、出身高等学校の推薦により高等学校における学習を十分理解し、医療専門職および社会人を目指す明確な意志を持った人を見出すために実施するものです。そのため学校推薦型選抜入試で求める学生像は本学の教育方針を理解し幅広い基礎学力(特に国語力)に加え、学習習慣をしっかりと身に付けた人です。
一般選抜入試	一般選抜入試は、学力を重視し実施されますが、本学で学んだ医療関連の知識および社会人となるための知識・教養を社会に還元しようとする明確な意思を持った人を対象とします。そのため一般選抜入試で求める学生像は本学の教育方針を理解し①医療専門職を目指すための十分な基礎学力(特に国語力)を持った人、②医療・福祉等の専門知識の修得を目指す明確な目的を持った人です。

研究科(修士課程) アドミッション・ポリシー (学生の受け入れ方針)

求める学生像「リハビリテーション医療に関する基本的な知識を持ち、さらに高度な専門的知識や技術の修得に関心があり、積極的・創造的に研究に取り組む意欲がある人。弱者(患者)の痛みや苦しみを理解することができ、リハビリテーション医療に対して高い目的意識を持ち、臨床現場で活躍したい人、地域医療・福祉への貢献・向上につとめたいと思っている人」

なお、心の健康科学コースを除く、本研究科の出願資格としては、専攻分野の専門性、特殊性に基づき、一般の大学院出願資格の他に「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の医療・保健・福祉・リハビリテーション等関連領域に関する国家資格を有する者、または国家資格受験資格を有する者」という条件を設け、学生募集要項に明示している。本研究科に入学するにあたっては、関連領域についての基礎知識を、体系的に修得しておくことが必要となっている。また、心の健康科学コースでは、「医療・保健・福祉・リハビリテーション等関連領域において自らの専門性をもってその業務にあたらうとする者」という条件を設け、学生募集要項に明示している。

一方、出願資格条件に適合する者であれば、社会人学生、留学生、障害のある学生等を問わず、積極的に受け入れる方針とし、彼らへの対応を大学院学生募集要項に明示している。社会人学生については、受け入れ方策のひとつとして、長期履修制度を導入している。その

制度の概要は大学院学生募集要項に、詳細は大学院学生便覧に明示している。留学生についても、出願条件を満たす場合は受け入れる方針とし、その条件を大学院学生募集要項に明示している。障害のある学生の受け入れについては、出願時に随時相談を受けつけることとし、可能な範囲で受け入れていく方針としている。大学院学生募集要項には健康状況の把握及び障害のある方への配慮として、入学試験時の対応について記載している。さらに、入学後も、一般学生と同等の学生生活を送れるよう、身体的不自由を持った学生に対する学内施設の整備やサポート体制は、おおむね整っている。実際には、視覚障害者が2019年度に1名修了し、現在、さらに、もう1名の視覚障害者が在籍している。入試の小論文問題解答の際には、拡大鏡の使用を認めるなどの対応を行っている。

なお、学部及び研究科の入学者受け入れ方針は、学生募集要項、大学案内パンフレット、本学ホームページに明記し、広く社会に公表している。

学部では、オープンキャンパスや、県内及び近県の高등학교の訪問時等を通して、入学希望者及び保護者、高等学校教員等に対して直接周知を図っている。さらに、高等学校への模擬授業、進路ガイダンス、進学相談会、大学フェア等に本学教職員が出向いた時などに、入学者受け入れ方針並びに教育研究活動の実態をより深く理解してもらえよう継続的に活動している。

研究科では、毎年、学内で開催する学部生対象の就職相談会時に、大学院ブースを出展し、受験希望者や将来的に受験を考えている者に対して、事前説明・面談を実施し、入学者受け入れ方針等を周知している。

以上、本学では学生の受け入れ方針を学部・研究科それぞれで定め、公表している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：入試委員会を中心とする責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点3：公正な入学者選抜の実施
評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の設定

学生募集における年度毎の広報企画は入試広報委員会が主体となって企画し、広報活動を実施している。大学広報は本学の募集規模に見合った費用対効果の高い媒体を厳選し実施している。全国の受験生（学部、研究科）に向けた効果的な広報は、本学パンフレット（根拠資料1-2【ウェブ】）や進学情報誌各社が開設するネット媒体によるものである。媒体掲載内容の工夫と本学ホームページ編集・内容の改善を毎年行い、より多くの受験生が必要な大学情報を見やすく、すぐに資料を手に入れやすいものになっている。近年は、ネット媒

体での広報に毎年比重を高めているが、従来の受験情報誌への紙媒体広報も適時行っている。新聞やテレビ等のマスメディアでの広報は、保護者を含めた社会的認知度を上げるためには重要なものであり、本学における各種行事の告知としても効果をもっており、適時行っている。社会的に広く話題となる本学での行事・教育研究・学生活動については、特に積極的にPRしている。近年は、SNSを媒体とした広報に力を入れており、ブログ・フェースブック・ツイッター・インスタグラム・ユーチューブ等を活用しており、本学ホームページのアクセス数増加にも寄与している。

高校訪問活動は、毎年定期的に複数回実施している。たとえば、ある年度は春季訪問として5月に新潟県内の高校を訪問し、夏季訪問は7月、本学への志望者が多い秋田県、山形県、福島県、富山県、長野県の高校を重点的に訪問し、秋季訪問では9月下旬から10月上旬にかけて秋田県、山形県、福島県、富山県、長野県及び新潟県内の高校を訪問した。また、本学への入学者の多い高校や指定校、高大連携協定校などの高大教育連携を進める重点高校には定期的に訪問を実施している。この訪問活動により、本学の教育・研究内容の理解や学生指導に対する信頼感を高校教員との間で共有できるように努力している。また、最新の高校生の受験動向や高校教育の現状を情報交換しながら学生募集方法及び入試方法の改善につなげている。また、新入生の大学での様子を出身高校にフィードバックしたり、新入生自身が書いた近況報告を高校訪問時に手渡ししたりしている。

さらに、本学の学生募集において特に重視しているのは、高校生に直接本学の特色ある授業や学習環境に直接接する機会となる「オープンキャンパス」の開催とその参加を促進する活動である。オープンキャンパスは、毎年複数回実施している。オープンキャンパス参加者総数と出願者数、入学者数は相関がみられるため、オープンキャンパスの充実は必至である。なお、本学のオープンキャンパス企画としては、模擬授業体験・施設設備見学・入試説明などがある。その中でオープンキャンパスへ参加した高校生の評価が一番高いのが、お仕事体験を兼ねた模擬授業体験企画である。開催後のアンケート結果では、この実習体験によりリハビリテーション医療分野への興味・関心を一層深め、本学への志望を高めるようになった高校生の声が圧倒的に多い。

大学における施設設備・授業公開によるオープンキャンパスなどの広報活動に加えて、毎年増えてきている高校主催での大学・学部学科説明会への参加も積極的に行い、より多くの高校生が本学の教育特色について理解してもらうように取り組んでいる。

学部の入学者選抜要項については、受験生が本学と併願する他の国公立大学の試験日程や選抜要項、模擬試験結果の動向資料等を十分分析し、アドミッションオフィス（根拠資料 5-1）で基本方針を作成ののち、入試委員会（根拠資料 5-2）で、アドミッション・ポリシーと照らし合わせた討議を行い、要項案を策定、教授会の審議を経て確定をしている。研究科においては、大学院学務委員会（根拠資料 5-3）、研究科委員会で同様の作業を行っている。

学部の一般入学試験会場は受験生の便宜を図るために、新潟会場、村上会場（本学）の2会場で実施している。採点は全て複数担当者を設定するとともに、可否判定にあたっては受験者が特定できないような形で慎重審議されることから、公正かつ適切に入試選考を行っており、入学者選抜基準の透明性に関しては十分に確保されている。

学生の受け入れ方針に基づき、入学試験を大別すると、2019年度に実施した2020年度入試では、A0入試、公募推薦入試、大学入試センター試験利用入試、一般入試、総合型選抜入試、社会人入試の6区分となる。学生募集要項には、選抜様式ごとに分けて記載をし、入学者受け入れ方針、選抜試験の実施方法、手続き、書式等について公表している。入学志願者全員に対して「主体性・多様性・協働性」、「思考力・判断力・表現力」に関する評価を行い、入試の種類別に定めた、学生の受け入れ方針に沿って入学者を選抜し、入学者の多様性を確保するようにしている。

研究科では、社会人が現職を継続しながら大学院教育を受けられるように、村上本校の一般選抜入学試験に加えて東京サテライトキャンパスにおいて、社会人特別選抜入学試験を設けている。また、長期履修制度や大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用している。大学院のいずれの試験区分においても、小論文及び面接試験を実施し、研究面のみならず自律的な学修意欲の評価も行っている。公正を期する観点からも、固定された特定の教員が小論文の問題作成を行ったり面接を実施したりするのではなく、研究科の全教員が交代で携わる形式としている。

研究科は専攻の専門性・特殊性のため、出願資格としては、心の健康科学コース以外では、一般の大学院出願資格の他に、専門領域の資格に関する条件を設けている。また、本研究科による個別の出願資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者の出願を受け付けているが、その場合も当該領域の実務経験があることを認定基準とし、基準の例を学生募集要項に明示している。

このように、学生の受け入れ方針に基づいて出願資格を限定しているため、当該領域についての高度で専門的な能力を身につけたいという高い志を持った者が本研究科への入学を志願している。そのような入学志願者の意欲が本研究科のアドミッション・ポリシーに一致しているかについては、入学試験時に確認している。

選抜方法の詳細は学生募集要項に掲載しているが、概略は以下の通りとなっている。すなわち、配点は小論文120点、面接120点、出願書類60点で、合計300点満点とし、評価は複数人で行っている。総合得点が180点（得点率60%）以上の者を合格としているが、小論文と面接のどちらか一方でも、評価者全員の判定がA～Eの5段階評価において、E（問題あり）の場合は、得点率にかかわらず不合格としている。

以上のように、学生募集および入学者選抜は、公正かつ適切に行われている。また、学部・研究科ともに、長期履修制度や特待生制度を設け、社会人や経済的困窮者にも平等に門戸を開放している点からも、公正な募集・選抜を行っているといえる。そして、選抜方法を公表していること、及び「情報公開に関する規則」（根拠資料 2-4）に基づいて入学試験の成績開示請求も受け付けていることから、入学者選抜における透明性確保のための措置も適切であるといえる。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用や経済的支援に関しては、本学パンフレットや学部、研究科それぞれの学生募集要項及び学生便覧に掲載するとともに、本学ホームページでも公表している。また、学部のオープンキャンパス時や、学部・研究科の個別相談時、オリエンテーション時にも、説明しているほか、学内で奨学金説明会も設けて、周知している。

入試委員会を中心とする責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 公正な入学者選抜の実施

学部・研究科の入学者選抜における試験問題出題委員、採点委員、面接委員、試験監督者等の選出、試験結果の集計、合否判定等の入学試験に関する事項は、学部入試委員会・大学院学務委員会での審議を経て決定され、教授会・研究科委員会及び学長に報告される。学部の試験問題出題・採点委員は、高等学校学習指導要領に従い、公正な作問を行う。また、作成された問題に関し、チェックリストに基づき、選抜された教職員、及び学長による複数確認を実施する。合格者決定手続きについては、事前に定めた合否判定基準及び合否判定資料に基づき、学部入試委員会・大学院学務委員会が判定資料案を作成し、教授会・研究科委員会で合格者案を定め、学長がこれを決定している。入学者選抜に際しては、入学試験実施本部を組織し、毎回、入試実施要項（マニュアル）を作成し、明確な責任体制の下で公正に実施している。

入学を希望する者への公平な入学者選抜の実施

学部、研究科ともに、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする入学志願者がいる場合、事前相談を実施している。事前相談は、学部では、入試委員会委員が本人あるいは家族、高等学校教員等と面談を行い、受験や入学後の学修について相談を行う。研究科では、研究科長や大学院事務担当が、個別相談に応じている。これまで学部及び大学院入学者選抜において、複数名が個別の配慮を必要としたが、特に問題なく公平な入学者選抜が実施された。

以上、本学では学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正・公平に実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

・学士課程

建学の理念を体現できる教育・研究活動を実施するため、学則第4条に医療学部・リハビリテーション学科の入学定員と収容定員を定めている。入学定員は、高頻度で見直しを行ってきており、2019年度は95名、2020年度は75名となっている。また、入試区分毎に募集定員を定め、学生募集要項および本学ホームページに明示し、学生の受け入れを適切に行えるよう配慮している。

学部全体の入学定員に対する入学者数比率は過去5年間（2015年～2019年度）の平均で0.78倍である（大学基礎データ3）。しかし、この値を専攻ごとに見てみると差が大きく、理学療法学専攻のみが突出して定員充足率が高く、他専攻では低いという二極化がみられる。また、収容定員充足率は2019年度（2019年5月1日現在）において0.79倍である（大学基礎デ

ータ表 2) 収容定員 430 名 (理学療法学専攻 160 名、作業療法学専攻 160 名、言語聴覚学専攻 50 名、リハビリテーション心理学専攻 60 名) に対する在籍学生数は 340 名である。なお、入学定員について、高頻度で見直しを行っているため、収容定員数も毎年度段階的に変化していく (2018 年度 455 名、2019 年度 430 名、2020 年度予定 385 名、2021 年度予定 340 名、2022 年度予定 320 名、2023 年度予定 300 名、以後は現時点で変化はない予定)。定員に見合った在籍学生数となるよう、選抜性が適切に機能するよう、入学定員 (収容定員) について、頻回に見直しを行っており、在籍学生数を適正に管理すべく不断の努力を行っている。

一方、収容定員充足率に影響を及ぼす退学率の減少にも注力してきており、改善がみられる。2018 年度の学部全体の退学者は 15 名 (退学率 4.1 %) となっている。その内訳は、1 年生が理学療法学専攻 1 名、2 年生が理学療法学専攻 4 名、3 年生が理学療法学専攻 3 名、作業療法学専攻 2 名、言語聴覚学専攻 1 名、リハビリテーション心理学専攻 1 名、4 年生が理学療法学専攻 2 名、作業療法学専攻 1 名である。なお、過去にさかのぼって退学率をみると、2017 年度 (4.6 %)、2016 年度 (7.7 %)、2015 年度 (5.8 %)、2014 年度 (8.2 %) であり、以前の半分程度の割合まで減ってきている。なお、研究科の退学者は毎年度ゼロをキープしている。

学部退学者の理由として多いのは「進路変更」と「学業意欲の喪失」である。進路変更を退学の理由とする者の中には、成績等の理由により、第一志望でなかった本学を選択せざるを得なかった学生がいることも確認されている。また、将来の進路について漠然としたものしか持ち合わせていない学生が多いことや、臨床実習で躓く学生が多いことも影響している。そこで、学生からの退学申請に対する対応として、窓口となるゼミ担当教員をはじめ、複数の教員が丁寧な面談を行うとともに、他の領域に目を向けるべく、転専攻を勧めたりしていることなどが功を奏してきている。

・修士課程

本研究科は、2007 年 4 月、学部を持たない大学院大学としてスタートした。開設時より、母体となる学部の基盤が存在しない、アクセスが悪い、出願資格が限定されている等の要因が重なり、入学者数・在籍学生数ともに、定員充足 (入学定員 24 名、収容定員 48 名) が厳しい状況が続いていた。このため、2012 年度より入学定員 12 名・収容定員 24 と、定員の人数を再設定した。その後も厳しい状況が続いていたが、2014 年度に学部卒業生がはじめて輩出されて以来、本研究科の教育研究体制を充実させるべく、コース増設を継続して行ってきた。2016 年度には東京サテライトキャンパスを開設した。志願者の多様な学修ニーズに応えるべく、現在は 5 つの履修コースを開設し、入学・収容定員充足率の V 字回復を果たした。

コース増設のみならず、入学希望者が魅力を感じる制度として、経済的負担軽減のための方策を打ち出し、特待生制度、ティーチングアシスタント制度、学会旅費補助制度 (根拠資料 1-6) 等を実施している。

以上のように、本研究科は絶えず現状を直視し、適切な定員について議論を重ね、適正な学生数管理のための努力を行っている。その結果、収容定員充足率は、2019 年度においては 0.92 倍まで V 字回復した (大学基礎データ表 2)。

以上より、学士課程、修士課程のいずれにおいても、入学定員や教育研究組織について、継続的に見直しを行いながら適切な定員を設定して学生の受け入れを行っており、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理するよう努力している。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集に関しては、入試・広報委員会が中心になって、前年度の募集活動結果を分析し、その結果をFD・SD研修会で発表して全教職員で問題を共有・議論し、当該年度の学生募集活動計画の改善・策定に繋げている。

入学者選抜方法に関しては、アドミッション・オフィスにおいて、前年度の入試結果に基づいて当該年度の入学試験内容について検討するほか、入学者選抜方法が、学生受け入れ方針に合致しているかについても定期的に検証している。

学部の学生募集及び入学者選抜においては、全区分の入学試験で、入試問題（小論文及び学力試験問題）の質の適否や内容の適切性について、入試広報委員会で確認したのち、学長が最終確認を行っている。また、その結果を次年度以降の入試問題作成に反映させる仕組みを構築している。

研究科の学生募集及び入学者選抜においては、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、研究科委員会において継続的に審議・検証を行っている。入試の小論文問題作成は、都度、学内教員で交代して行い、作成された問題は大学院学務委員会でチェックを行い完成させている。

本学は、小規模な大学であり、少人数教育を実施している。学部の入学試験を担当する入試広報委員会と入学後の学生を担当する教務委員会及び学生支援企画委員会の教員は兼務が多く、教員間の意思疎通も十分に図られている。また、研究科では学務委員会が入試・教務・学生支援を一貫して担当している。入学前、入学時、入学後、さらに卒業後・修了後の学生の状況は学部教授会または研究科委員会に報告され、この中で学生の受け入れの適切性も随時確認されている。学生の受け入れの適切性は、学生個々に関して、入学前の調査書資料及び入学試験時の成績・面接結果と入学後の学修への取り組み状況・成績、生活習慣、意欲・自主性などのコンピテンシーを教員が把握・対比しながら評価している。

学生の受け入れの適切性を点検・評価する資料・情報は、入学者成績追跡調査、卒業時アンケート（学部）、修了後アンケート（研究科）、就職先へのアンケート（学部）等である（根拠資料4-5【ウェブ】根拠資料4-6【ウェブ】、根拠資料4-22）。また、資料の点検や分析方法の改善も随時実施している。主として入学者成績追跡調査の統計解析結果や国家試験合格者データ等を参考に、学部ではアドミッション・オフィスにおいて、毎年度、入試の内容を検討している。

入学者成績追跡調査の統計解析結果から、学部では、GPA は一般入試入学生に比べ、推薦入試入学生の方が高い年度もあれば、逆の年度もあり、明確な傾向は見いだせていない。一方、1 年次後期の累積 GPA が低い学生は学年が進行しても低い傾向が見られ、累積 GPA が高い学生は高い傾向が見られる。そして、累積 GPA と国家試験自己採点得点には強い相関が見られる。また、高等学校で評定平均が高かった入学生は大学での累積 GPA も高い、といったことがわかっている。そこで、高等学校の成績が良い優秀な学生を確実に獲得すべく、近隣の 2 高等学校（県立村上桜ヶ丘高等学校、私立新発田中央高等学校）と 2016 年度に高大連携協定を締結し（根拠資料 5-4）、優秀な学生を高大連携特待生として受け入れている。

FD・SD 活動の一環として学部では、卒業生及び就職先からの意見聴取を実施しており、本学の人材育成が機能していることが明らかになっている。また、退学率も減ってきており、入学者選抜及び教育指導の両方が適切に実施されていると考えられる（大学基礎データ表 6）。

一方、研究科の入試に関して、前述したとおり、本研究科は、入学者数・在籍学生数ともに、定員充足が厳しい状況が続いていたが、2014 年度に学部卒業生がはじめて輩出されるのに合わせて、コース増設を行い、その後も、学部卒業生のニーズにこたえる形でコースの増設を続けるとともに、2016 年度には東京サテライトキャンパスを開設した。志願者の多様な学修ニーズに応えるために、新コースの設置を続けた結果、現在は 5 コースとなり、定員充足率の V 字回復を果たしている。

以上、学部・研究科ともに、定期的な点検・評価に基づき、入試制度改革・改善につなげている。まずは、アドミッション・オフィスから大学運営委員会に報告され審議されることで、学部・研究科レベル、委員会レベル、全学レベルにおいて入学者選抜についての PDCA サイクルは機能する。したがって大学運営委員会を中心とする全学的な内部質保証システムが有効に機能しているといえる。

（２）長所・特色

- ・学部及び研究科の入試において、本学の建学の精神、理念及び設置の目的に基づき学生の受け入れ方針を定め、学生募集・入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学試験を公正・公平に実施している。
- ・学部及び研究科ともに、教育目標と学生受け入れ方針の間には整合性が図られている。
- ・学部及び研究科の入試において、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、卒業時アンケート（学部）、修了生アンケート（研究科）、卒業生就職先へのアンケート（学部）など多くの調査結果を分析・活用し、また、学部入学者成績追跡調査の解析結果に基づき、慎重かつ迅速に入試制度改革を実行している。これは本学の内部質保証システムが有効に機能していることを表している。
- ・学部では、一般入試、推薦入試のみならず、多様な入試区分を設け、かつ入試区分ごとに学力の 3 要素について、考慮する割合を変えることで入学者の質を維持しながら多様性を確保している
- ・県内の高等学校と県内の大学とが、高大連携協定を締結した例は、本学が新潟県初の試みであり、注目されている。

- ・学部、研究科ともに、長期履修制度を設けている。これにより、特に研究科では、地域のみならず全国で活躍する専門職を多く受け入れることが可能となり、地域のみならず全国的な医療レベルの向上に貢献できている。
- ・研究科の入試では、小論文、面接を行うことにより、修士研究を行うために必要な能力を総合的に評価している。入学者のほとんどが、所定の単位数を取得し、修士論文を完成させて課程を修了している現状から、学生の受け入れは適切に行われていると考えられる。また、多様な学修歴や実務経験を持つ社会人等に合わせたきめ細かい対応を実施できていることは評価に値する。
- ・研究科では、社会人からの要望に応える形で、科目等履修生から本専攻に入学する際の学費減免制度、単位移行制度を 2013 年度から新たに設けている。時間のない社会人にとって、科目等履修生を経てから本専攻に入学するメリットは多くあり、実際に本制度が活用されている。

(3) 問題点

- ・高大接続改革への対応に伴う、学力の3要素を適切に評価する選抜試験制度の在り方について、継続的に検討していく必要がある。特に面接による人物評価について、その方法を最適化していくことが重要である。入学者成績追跡調査等を継続し、分析結果に基づく面接方法のさらなる改善を進めていく必要がある。
- ・入学後に、進路変更を行う学生が少なからずいる。これを減らすため、志願理由書、面接等を通して本学への志望理由・修学意欲を十分に確認するとともに、入学希望者に対して、「入学者受け入れ方針」を十分に周知するとともに、目指す専門職の職務内容、求められる資質、カリキュラムなどの情報提供を促進することが重要である。これにより入学前・後の期待値ギャップをさらに低減させることができる。
- ・大学院では、定員充足率がV字回復を果たしつつあるが、引き続き、社会的ニーズを的確にとらえた魅力ある教育コース等を継続して検討していくことが必要である。優秀な学生を確保するため、研究成果・学修環境をさらにアピールするなど広報を積極的に行っていく。

(4) 全体のまとめ

本学では、オープンキャンパスや高等学校への出前講義、高等学校が実施する大学見学などを積極的に実施している。特にオープンキャンパス参加者のアンケートから、その満足度が高いことが伺える。様々な機会を利用し、大学の特色や教育研究実績をアピールし、学部・研究科が設定する入学者受け入れ方針を周知することで、入学志願者数及び第一希望での入学者の割合が増加するよう努めている。同時にカリキュラム内容、学生生活、専門職の職務内容、求められる資質等を広く周知し、入学前に大学生活や卒業後の仕事についてできるだけ正確に理解してもらう機会を設けている。

研究科については、近年、東京サテライトキャンパスの社会人特別選抜に力を入れている。就学上の配慮に関する制度を複数設けるなどした結果、働きながら学位取得を目指す専門職が、全国各地から入学し学修・研究に励んでいる。

本学は、建学の精神、理念及び設置の目的を踏まえた入学者受け入れ方針を、学位課程ごとに設定し公表している。入学者選抜試験ではそれらを踏まえた評価を行っている。このことにより入学者受け入れ方針に沿った入学者を受け入れ、近隣地域のみならず広く医療を担う人材を輩出し、大学の建学の精神、理念及び設置の目的を果たすことが出来ている。さらに、入学後の成績追跡調査や各種アンケートなどの分析結果を入試制度の改善・向上につなげることで、PDCA を不断に実行しており、全学的な内部質保証システムが有効に機能している。

以上、本学は、建学の精神、理念及び設置の目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、広く公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行っていることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：学部・研究科の教員組織の編制

大学として求める教員像の設定

本学の建学の精神、理念に基づく設置の目的を実現するため、教員人事委員会が「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」を策定している（根拠資料2-1【ウェブ】）

大学において教育と研究を実施するためには、その専門性を有するのみならず、それを担当するにふさわしい能力と強い意欲が求められる。これに基づき、大学・学部・研究科の教員像および教員組織の編制方針を以下のように明確に定めている。なお、本学の専任教員は、すべて学部にも所属しており、その中から大学院担当の教員を選考し、学部と大学院を兼務している。

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針

「求める教員像」

本学の教員は、「人の心の杖であれ」という教育理念・目的を深く理解したうえで、教育目標の実現のために、熱意をもって「学生中心の教育」に取り組むことが求められる。また、崇高な倫理観をもち、自主性・創造性に優れ、教育・研究を通じて、地域社会や国際社会へ貢献することが求められる。

「教員組織の編制方針」

教育理念・目的に基づき、大学設置基準および大学院設置基準に則った専任教員の配置を行い、人材育成の目的と3つのポリシーに沿った学生の育成に適切な教員組織を編制する。

＜医療学部教員組織の編制方針＞

全学の求める教員像及び教員組織の編制方針に則り、医療学部における教員組織の編制方針を以下のように定める。

1. 教員組織は、本学の求める教員像を踏まえつつ、大学設置基準に合致した教員を適切に配置することを基本とする。また、各専攻の教育・研究の専門分野および関連領域における教育成果や研究成果を学生教育や社会に対して還元しうるための必要な教員組織を編制する。

2. 崇高な倫理観をもった専門職業人を育成するという医療学部教育目標を達成するために、学生ひとり当たりの教員数に配慮して十分な教員組織を編制する。
3. 教員組織は、研究領域や教育研究業績および専門実務者としての臨床能力などを勘案して編制する。
4. 今日の学生の特性に応じた修学支援、生活支援、進路支援に関する指導・助言を適切に行うための教員組織を整備する。そのためのゼミ担当や学年担任など、きめ細かな体制を編制し、専門分野、職位、年齢、性別において特定の層に偏ることのないよう多様性に配慮する。
5. 教員の募集・採用・昇任に関しては、教員採用及び昇任規程（教員採用及び昇任の審査に係る内規）に基づき、透明性と公平性を保って適切に行う。
6. 社会のニーズを視野に入れ、社会に貢献する研究を展開しつつ、学生の特性に配慮した教育を実施することができるよう、組織的かつ継続的にFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を実施できる教員組織を構築・維持する。
7. 教育上主要と認める科目については、原則として専任教員が担当する。

＜リハビリテーション研究科教員組織の編制方針＞

全学の求める教員像及び教員組織の編制方針に則り、リハビリテーション研究科における教員組織の編制方針を以下のように定める。

1. 教員組織は、本学の求める教員像を踏まえつつ、大学院設置基準に合致した教員を適切に配置することを基本とする。
2. リハビリテーション医療の応用領域において最先端の知識と技術を有した高度な専門職業人及び教育・研究者を育成するというリハビリテーション研究科の理念・目標を達成するために、大学院生ひとり当たりの教員数に配慮して十分な教員組織を編制する。
3. 教員組織は、研究領域や教育研究業績および専門実務者としての臨床能力などを勘案し、年齢や性別等のバランスを考慮して編制する。
4. 教員の募集・採用・昇任に関しては教員採用及び昇任規程（教員採用及び昇任の審査に係る内規）に基づき、透明性と公平性を保って適切に行う。
5. 社会のニーズを視野に入れた最先端の研究を展開し、大学院生の特性に配慮した教育を実施することができるよう、組織的かつ継続的にFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を実施できる教員組織を構築・維持する。
6. 教育上主要と認める科目については、原則として専任教員が担当する。

学部・研究科教員組織の編制

学士課程では、学則第1条に示す学部の目的に沿った人材育成のための教育研究能力を持つ教員を求めている。また、学則第44条に、「本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、大学事務局長ならびに事務職員を置く。2 前項のほか、学部長、図書館長、学科長、専攻長、学生部長、その他必要な教職員を置く。3 学長が必要と認めた場合は、特任教員、客員教員、非常勤講師を置くことができる。」と明示し、医療学部では29名の専任教員（+助手4名）を配置している（大学基礎データ表1）

教員組織のうち教授は専門分野の責任者であり、専門分野の教育研究の遂行の責任を負い統括するとともに、大学の組織運営においても責任をもつ。准教授は、教授とともに専門分野の教育研究の円滑な遂行を担う。講師及び助教は、主として専門分野の実習や演習、講義を担当し教育活動を担う。助手は、専門分野および他分野の教育活動の補助業務を中心に担う。

教員間の連携体制は、主に専攻ごとの連携と専門分野を横断した連携がある。専攻ごとの連携会議は、責任者である各専攻長により定期的に開催され、各専攻の構成員である、教授、准教授、講師、助教、助手の役割分担を決定し、情報共有している。横断的連携は、専門分野を超えて複数教員が担当するオムニバス授業について科目責任者による、授業前打ち合わせなどのほか、国家試験対策における基礎分野における共通教育等が行われている。さらに、学部の実習に関する教育については、学部実習委員会（根拠資料 6-1）を定期的に開催して、各学年の実習計画と達成度、課題を全教員で共有している。そして、学部全体では学部長が統括を担う責任体制となっている。

修士課程では、大学院学則第 40 条で、本大学院に、学長、副学長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置くことができると規定している。また、学長が必要と認めた場合は特任教員、客員教員、非常勤講師を置くことができるとも規定している。研究科長については、「研究科に関する事項を掌理する。」と規定している。

研究科の教員組織は、「摂食・嚥下障害コース」「高次脳機能障害コース」「運動機能科学コース」「心の健康科学コース」「言語聴覚障害コース」の 5 つの専門領域及び主に共通基礎領域を扱う「共通コース」に分かれて配置され、各々にコース長を配置し、研究科長の責任の下、組織的な教育研究が実施されている。大学院教育に関する連携は、研究科委員会及び大学院学務委員会で行われている。

なお、修士課程を担当する者にあつては、次の一（1 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、3 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者、4 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。）に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者と、教員採用及び昇任規程において定めている。

これに基づいて、教員人事委員会が教員候補者について総合的に審査を行い、質の高い活動ができる教員組織を編制することを目標としている。教員組織を編制するにあたって、「研究科の教育・研究を担当するにふさわしい能力を有する者」で組織を編制することはもちろん、理念・目的を達成するために熱意を持って、かつ真摯に教育・研究に取り組むことができる者を、組織の構成者として求めている。そのため、教員の選考に際しては、人格識見、指導力、研究業績、授業科目との整合性、学会及び社会における活動、健康等の観点から総合的に審査を行っている。

以上より、大学の建学の精神、理念及び設置の目的に基づき、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定し、それを明示した上で、学部・研究科の教員組織が適切に編制されている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数

2019年5月1日現在、大学全体として、教授（学長・副学長含む）11名（男6女5）、准教授7名（男4女3）、講師8名（男7女1）、助教3名（男3）の計29名（男20女9）が専任教員として教育研究を実施し、助手4名（女4）が補助業務を実施している（大学基礎データ表5）。

学部・研究科別では、学部で、教授11名（男6女5）、准教授7名（男4女3）、講師8名（男7女1）、助教3名（男3）、助手4名（女4）の計29名（専任教員）＋4名（助手）、研究科で、教授10名（男5女5）、准教授5名（男3女2）、講師1名（男1）の計16名（男9女7）である（大学基礎データ表5）。また、研究科の研究指導教員は、14名（うち教授10名）、研究指導補助教員は、2名である。（大学基礎データ表1）

大学及び大学院設置基準では、学士課程において学部の基準数が21名（うち教授11名）、研究科の基準数が、研究指導教員6名（うち教授4名）、研究指導補助教員6名の計12名であり、いずれも基準を満たしている。

2019年5月1日現在、専任教員1人当たりの在籍学生数（S/T比）は、学部が11.7、研究科が1.47（大学基礎データ表1）あわせて10.9であり、私立大学の学部と研究科をあわせた平均値の20.29（文部科学省学校基本調査2018年度）と比較し半分程度と小さく、指導体制としては十分であり、学生ひとりひとりに目が届く教育環境となっている。

適切な教員組織編成のための措置

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置

教育上主要と認められる授業科目は専門科目の必修科目（実習を含む）である。これらの授業科目は、専任の教授、准教授が主として担当しており、非常勤講師は、科目の一部を担当している（大学基礎データ表4）。

研究科も、主要科目には可能な限り専任教員を配置するよう努めているが、専門性の高い教育を行い、教育目標を達成するためには、非常勤教員の協力も不可欠である。なお、本研究科担当の専任教員は、すべて学部の専任教員を兼ねている。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

教員の負担軽減と教育・研究の質の確保を両立させるため、教員間で担当科目・担当授業時間数の調査を定期的に行い、必要に応じて担当科目の調整を行っている。研究科の教育は、学部における各専門職に対応したカリキュラムをさらに研究科のレベルに高め、かつ学際的な教育体

系を構築している。教員の任用に際しては、選考基準や昇任に係る資格審査の基準を定め、配置を行っている（根拠資料 6-2、根拠資料 6-3）。

教員は専門とする学問の内容によって、摂食・嚥下障害コースと高次脳機能障害コース、運動機能科学コース、心の健康科学コース、言語聴覚障害コース、共通教育のうち、いずれか1つもしくは2つのコースに所属させ、編制方針に沿った教員組織の整備を行っている。

研究指導は10名の教授、3名の准教授、及び1名の講師が、研究指導補助は2名（准教授2名）が担当可能となっている。指導教員は、各コースまんべんなく配置している。研究指導教員の人数は大学院設置基準以上であり、指導体制は充実している。

2007 年度に設置した当初から在籍している教員 4 名は、文部科学省の教員審査を受け、教育研究指導の資格ありと判定されている。

・教員が保有する学位や国家資格

学部の専任教員で、博士の学位を有する教員は22名おり、内訳は医学博士10名、歯学博士3名、保健学博士4名、その他の博士5名である。また、修士の学位を有する教員は7名である。

国家資格所持者は、医師が1名、歯科医師が1名、理学療法士が11名、作業療法士が6名、言語聴覚士が5名、公認心理師・臨床心理士が3名となっており、本学部の教育課程にふさわしい教員構成となっている。

研究科の専任教員で、博士の学位を有する教員は14名、修士が2名で、博士の内訳は医学博士が8名、歯学博士が3名、Ph. D.（米国取得）が1名、その他の博士2名である。国家資格については、医師が1名、歯科医師が1名、理学療法士が4名、作業療法士が1名、言語聴覚士が4名、公認心理師・臨床心理士が2名、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師が1名となっており、本研究科が掌理する分野を教授するにふさわしい教員構成となっている。また長く臨床に携わっていた者、長く基礎研究に携わっていた者等、そのキャリアもさまざまであり、学際的領域を教授するにふさわしい構成となっている。

・教員の年齢構成

教員の年齢構成に関して、本学教員の定年年齢は 65 歳であるが、雇用延長により役職者を中心にその年齢を超えて在籍している者が 7 名いる。専任教員の年齢構成は、2019 年 5 月 1 日現在、大学全体で、70 歳以上が 4 名、60 歳代が 6 名、50 歳代が 9 名、40 歳代が 5 名、30 歳代が 5 名と各年代ほぼ均等に分布しているが、50 歳代がやや多くなっている。教授に関しては、60 歳代が 5 名、70 歳以上が 4 名、50 歳代が 2 名と、高年齢層が多い。准教授に関しては、50 歳代が 4 名と高い値を示している（大学基礎データ表 5）大学として、50～60 歳代の教育経験が豊富な教授・准教授が主力となって教育研究を担っており、教育の質に関して問題はなく、本学部教員に必要とされる豊富な教育・研究・臨床経験を有する人材の配置を優先した結果といえる。研究科の年齢構成は、40 歳代が 2 名、50 歳代が 4 名、60 歳代が 6 名、70 歳以上が 4 名と、高年齢者が多い傾向となっているが、大学院の指導が可能となるには、それだけの研究年数や教育経験、臨床経験等が必要である。

・専任教員の男女比

専任教員の男女比に関しては、大学全体では、男性 20 名、女性 9 名であり、男性教員の比率が大きい。研究科教員の男女比は 9 名：7 名と男性の方がやや多いが、バランスがとれている。

また、役職者に関して男女比を見ると、理事長、学長、副学長 2 名のうち 1 名、法人本部事務局長の計 4 名は女性であり、副学長のうち 1 名及び大学事務局長の計 2 名が男性であることから、これら管理職に占める女性の割合は 67%と、政府が掲げている「2020 年度に学校の女性管理職の割合を 20%以上とする」という目標は優に超えている。

学士課程における教養教育の運営体制

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(2005)において、「教養教育は(1)社会の激しい変化(国際化や科学技術の進展等)に対応し得る統合された知の基盤を与え、(2)専門分野の枠を超えた共通の知識や思考法等の知的な技法の獲得と、(3)人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めるべきである。」と述べられており、医療の知識・技術のみならず、社会人として必要な基礎的教養を大学時代に身につけることは、極めて重要である。

学部における教養科目の卒業要件は、理学療法学専攻・作業療法学専攻・言語聴覚学専攻において 22 単位以上、リハビリテーション心理学専攻で 31 単位以上であり、他大学と比較して教養科目の種類も少ないが、学生の興味・関心に応じて選択履修できるよう配置されている。教養教育専門の教員として、基礎ゼミ、社会と健康、人間支援科学、コンピューターと人間の接点、心理学概論等に専任教員を配置している。非常勤講師の選考は、学部は教務委員会が中心となり、教員人事委員会を経て選考されるなど、手続きを含めて適切に行っている。非常勤講師にも、シラバス記述を求めるのはもちろん、学生による授業評価アンケートの結果をフィードバックし、自由記述に対する回答や次年度に向けての改善報告書の記載を求めている。

以上より、本学では教員組織の編制に関する方針に基づき、学部・研究科の教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程
の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

大学の専任教員・非常勤講師の採用・昇任については、「教員採用及び昇任規程」及び「教員採用及び昇任の審査に係る内規」に則り、教員人事委員会で、適切に採用・昇任を審議している（根拠資料6-2、根拠資料6-3）。

教員の募集については、本学のホームページや科学技術振興機構のJREC-IN Portal等を通じての公募で行っており、上述した規程に定められている募集手続きに沿って実施している。

学部、研究科ともに、教員の採用については、学部長もしくは研究科長が教員を採用する必要があると認めたときに、教員人事委員会（根拠資料6-4）に、その旨を申し出、委員長が必要に応じて理事長と協議して採用方針を決定することとされている。昇任については、教員人事委員会委員の発議によって、教員の昇任の必要があると認められたときに、理事長の承認を経た上で、昇任の方針を決定することとなっている。

教員の選考については、「教員採用および昇任規程」及び「教員採用及び昇任の審査に係る内規」に従い、教員人事委員会が教員候補者の人格・学歴・職歴・教育研究業績・学会や社会における活動等を評価し、書類及び面接審査等による選考を行い、採用候補者を決定したのち、理事長の承認を得て、正式決定される。学部及び研究科の教員に求められる能力・資質等については、大学設置基準及び大学院設置基準に準拠し、「教員採用及び昇任規程（第3条～7条）」において、職位ごとに規定しているほか、「教員採用及び昇任の審査に係る内規」により、「学部教員の資格基準」及び「研究科教員の資格基準」を定めている。この規程の基準は、本学が望む教員像の最低基準である。教育・研究・組織運営・社会貢献等、質の高い活動ができる教員体制を構築することを目標としている。なお、研究科の教員は原則として学部教育も兼務させている。

実際の選考過程では、募集要件と齟齬がないこと、かつ、教育・研究歴、研究業績、教育活動・業績、教育・研究能力、学位、国家資格、専門資格、臨床経験、学内外での活動状況、科学研究費等の競争的資金の取得状況に加えて、人格、意欲、さらに職位によっては組織運営能力等の項目を総合評価して選考を行っている。なお、研究業績については、著書・論文の総数と内容、英文・和文別、原著・テクニカルノート等の種別、筆頭とそれ以外、各論文への寄与の内容・度合を考慮し、職位別に判定している。選考の過程で、面接を課すことにより、教育研究経験・業績以外の多面的な要素を判断に加えている。

昇任に関しては、教育研究業績等が十分と認められた場合に限り、教員人事委員会において、昇任の選考を行い、理事長の承認を経て昇任を決定している。

助手については、学部卒業以上の学歴（またはそれに準ずる能力）を有する者と規定されているが、実際には専任教員と同様に教育・研究、実務経験、資格、人格等を審査し、将来性その他を加味した上で選考している。

以上、本学では、「教員採用及び昇任規程」及び「教員採用及び昇任の審査に係る内規」等に基づいて教員の募集、採用、昇任を適切に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の教育能力向上への取り組みは、大学全体・学部については主として FD・SD 委員会が、研究科については大学院学務委員会が担当している（根拠資料 6-5、根拠資料 5-3）。

委員会は教員の資質向上のための年度目標設定、年度計画立案、種々のプログラムの企画・開催をしている。その中の代表的なものに、「学生による授業評価アンケート（学部・研究科毎に実施）」、「学生と教職員との授業改善ミーティング（学部で実施）」「新任教員研修会（全学で実施）」、「FD・SD 研修会（全学で実施）」等がある（根拠資料 6-6）。

「学生による授業評価アンケート」は、年に2回（前期の終わりと後期の終わり）実施する。学部ではFD・SD 委員会が、研究科では大学院学務委員会が、科目ごとに結果を集計し、学生による授業評価の項目ごとの平均点及び自由記述の内容を取りまとめている。なお、2019 年度より、本アンケートは 学生ポータルサイトで実施しており、これまでの紙ベースのアンケートに比べ、学生・教員への迅速なフィードバックが可能となった。取りまとめた結果は、将来的な改善につながるよう各教員にフィードバックしている。その後、教員より、アンケートに記された意見・感想への教員の回答とそれを踏まえた教員の振り返り・自己評価を行った「教員による改善報告書」の提出を義務づけており、授業評価アンケートを基にした PDCA が担当教員ごとに推進されている（根拠資料 4-16）。

このように、教員がアンケート結果を直視し、それに対する自らの見解や、改善に向けた明確な決意と工夫を書くことにより、具体的授業改善の実現を可能にし、合わせて教員の資質の向上が図られている。また、本学は少人数教育であり、授業科目と教員との適合性、学生のニーズに応える授業等については、教員と学生との日々のやりとりにより、恒常的に点検・評価されている。それがとりもなおさず教員の資質向上のための方策にもなっている。なお、評価点で見る限り、教員の授業は適切に行われているものが多い。

また、教員の授業を公開することで、他の教員による授業の工夫等を知ることができ、授業参観による大学全体の授業の改善・向上も図っている。

「学生と教職員との授業改善ミーティング」（根拠資料 4-9）は、これまで、2018 年秋、2019 年春・秋の3回実施し、今後も継続して行う予定としている。学部学生から授業改善に向けた率直な意見をできるだけ多く引き出すため、昼食を挟む時間帯に、軽食をつまみながら、約1時間半にわたり実施している。直接対面で意見を聞き取ることにより、ポータル経由のアンケートよりも信頼性ある多くの情報を得ることができる。教職員、学生とも、それぞれ学部の各専攻まんべんなく10名程度ずつの参加とし、第1,2回は3,4年生などの上級学年から、第3回では1年生から参加してもらうなど、多様な観点から意見を聴取するよう工夫している。

その結果、授業方法等については、「授業前のプリント配付があるとわかりやすい。」「質問を書く紙を渡してくれ、次の時間に質問に答えてくれる講義があり、ありがたい。」「パワーポイントの投影がはやくて書ききれないためビデオで復習したい。」「穴埋めプリントがあると使いやすい。」「活動やディスカッションがあると、自分が話すことにより頭に入る。」等の意見や要望があった。これらについては、教授会で情報共有し、教員各々の授業運営の参考とするように促している。なお、参加学生には、認定証を渡している。

大学院では、修了生にアンケートを実施し、その結果は本学ホームページで公表するとともに、結果を踏まえて、授業改善につなげている（根拠資料 4-6）。毎年度、調査項目及び自由記載とともに、非常に高評価が得られている。

「新任教員研修会」は新年度の4月に開催され、新任教員が本学の教育理念、専任教員としての心構え、大学の概要、教務関係、ポータル活用、図書館利用法等を理解し、実際の教育と研究の場に活かせるようになっている。

「FD・SD 研修会」は、毎月1回以上と高頻度に、主に教授会や事務連絡会議のすぐ後に開催することで出席率を高めている。教職員が教育理念を再確認するとともに、国家試験合格率向上に向けた取り組み、休・退学者減少に向けた取り組み、学生募集活動や広報の仕方などについて意見交換や体験発表を行っている。教育の改善を目指す上で、教職員にとっては貴重な学習、報告、討論の場となっている。

2019年度のFD・SD研修会のテーマとしては、学部に関わること、研究科に関わることを含み、大学全体として、「学長裁量経費採択研究報告」「科研費申請について」「研究倫理・研究不正防止について」「シラバス作成について」「学校法人の基本金問題について」「各種協議会等の会合参加報告」その他を取り扱った。

また、ランチタイムに、参加者にパンや飲み物を提供して行う「ランチョンセミナー」も定期的に行っている。内容によっては、大学院生や外部講師が演者になったり、学部生や大学院生へも公開したりしている。2019年度は「新入生情報」「大学院生のJICA活動報告」「留学生情報」「村上茶について」「図書館の利用状況について」「学校法人会計について」と、堅苦しくない雰囲気のもと参加者の親睦も兼ねて、バラエティーに富んだ内容で開催し、日々の活動に役立つちょっとした情報の提供・共有を図っている。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

資質向上のための方策が有効に機能しているかを確認するために、教員には毎年、教育活動、研究活動、社会活動、管理運営業務に関わる活動等についての報告を求めており、その内容は本学の年報に公表している。さらに、教員には独立行政法人科学技術振興機構が運営する「researchmap」において個々の研究活動を公表することを奨励しているほか、本学ホームページの教員紹介ページにおいても、業績の一部を公開している。

このようにして、教員の活動状況の全般的な把握を行ってきたが、さらに、2019年度より、教員評価制度を試行導入している。前年度の教育活動、研究活動、大学運営への貢献、社会への貢献、の4つの事項に関して、年報での報告以外に、項目別に評価点数を設定した「評価表」を記入して提出するよう求めており、提出資料をもとに業績評価を行う仕組みを構築しているところである（根拠資料 2-12）。

研究に関しては、学内競争的資金である学長裁量経費の相当額（2019年度は400万円）を各専攻の教育研究費として確保しており、学長等の審査によって選考される（根拠資料6-7、根拠資料6-8）。研究責任者は、随時、FD・SD研修会で報告を行い、かつ報告書を提出することが義務づけられている。FD・SD研修会での発表内容及び報告書の記載内容、科学研究費助成事業をはじめとする学外の競争的資金への申請・採択状況等も、教員評価時の評価資料となる。

なお、教員評価に係る評価表は、所属専攻長に提出し、専攻長は内容を確認後、取りまとめて教員評価委員会に提出する。教員評価委員会で、評価表を取りまとめたうえで、教員人事委員会で総評、報償等について検討していく。

なお、本学における教員評価制度の目的は、「自己点検により教員の意識改革の契機とする、教員個人の教育・研究・社会貢献のレベル向上を図る、大学組織運営の評価・改善のための資料を収集する、教員の業務負担の平等化資料を得る、社会に対する大学役割の説明責任を果たす、地域貢献を推進する、評価制度導入の政策的要請に対応する」である。また、教員評価の趣旨として、「教員が果たすべき役割を明確にし、教育研究の教員評価の結果は、賞与、任期を定める教員の再任の可否等に反映する。」としている。

さらに、各委員会においても、年度初めの目標設定と年度末の目標の達成状況を踏まえた自己評価を行い、その状況を年報に記載させている。この制度は、目標管理制度としての性格を持ち、PDCAサイクルに則り評価結果を翌年度の課題改善につなげる、というプロセスで教員個人のみならず、各委員会の自己点検・評価活動を組織的に実施しているといえる。

以上、本学では各種データ等に基づいて、委員会レベル、学部・研究科レベル、個人（教員）レベルでのFD・SD活動を組織的かつ多面的に実施しており、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、本学の建学の精神、理念及び設置の目的の実現に向けて、大学運営委員会、教員人事委員会で検証している。ただし、何らかの教員組織に起因する課題が発生したときに、その対応を行うことで、結果として検証と改善のプロセスをたどる場合が多い。その場合も、適切な根拠に基づく点検・評価を行い、その結果を教員組織の改善・向上につなげている。

また、学部及び研究科の教育目標達成に向けた教員組織の適切性については、それぞれ学部教務委員会、大学院学務委員会が検討している。

学部では、教員組織は、専攻の専門領域ごとに教授、准教授、講師、助教、助手を配置してきた。しかし、各教員の能力の発揮や開発に向けて、専門性は尊重しつつ、緩やかに各専門領域の障壁を低くするよう取り組んでいる。すなわち、専攻共通で履修できる科目の配置を多くすることにより、所属する専攻以外の専攻の教育にも関わることにより、非常勤講師に頼ることなく効率良く効果の高い

教育を提供できるようにしている。このように教員の適材適所への配置を行うことにより、教員のさらなる能力開発を目指している。

委員会組織に関しては、毎年度、見直しを行っている。目的は、①学長のリーダーシップが発揮できるような組織作り、②教職員の大学運営の負担軽減等である。①について、ここ数年は、委員会の再編により、学長を議長とする大学運営委員会メンバーが、さまざまな委員会の委員長を兼ねることとしている。これにより、大学運営委員会が各委員会、学部・研究科、事務局、研究センター等、学内状況の大部分を把握することが可能となっている。このように、正確な現状認識に基づく、適切かつ素早い判断が可能となり、また学部長、研究科長、各委員長等を通して直ちに組織に指示を与えられるようになった。②に関して、各委員会に所属するメンバーを厳選したことにより、各教職員が兼任する委員の数が減り、大学運営に関する業務遂行の質が高まり、かつ教育・研究にも注力できるようになることが期待されている。これらの組織改正は、それまでの委員会組織の問題点を、点検・評価したことにより改善・向上につなげたものである。大学運営業務の効率化により各教員の教育・研究エフォートを高める効果があるだけでなく、教職員の組織運営能力向上も含めた、大きな FD・SD 活動の一つと位置付けられるものである。

以上より、全学レベル、学部・研究科レベルにおいて教員組織の適切性が点検・評価され、改善・向上に取り組んでいる。

（２）長所・特色

- ・ 本学は、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理観と医療人としての厳格さと慈愛を併せ持つ全人教育を目指し、わが国の医療分野に貢献することを目的としているが、それを果たすにふさわしい教育研究能力を持つ優れた人材を教員として確保できている。
- ・ 2019 年 5 月 1 日現在、専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、学部で 11.7 研究科で 1.47 全体で 10.9 であり、本学の建学の精神、理念及び設置の目的にかなった、少人数制による質の高い保健医療専門職の養成教育環境が整えられている。さらに今後、教育内容の効率化の可能性についても検討することにより、より質の高い教育を展開できる可能性がある。
- ・ 教員の採用及び昇任にあたり、選考基準に基づき、教育に必要な能力を評価しているが、採用及び昇任時以外においても、「学生による授業評価アンケート」、「学生と教職員との授業改善ミーティング」「FD・SD 研修会」などの重層的で高頻度な FD・SD 活動を通じ、日常的に、教員の教育に必要な能力の維持・向上を図っている
- ・ 教員の教育活動、研究活動、社会活動、大学運営等を多面的に評価する体制を構築し、その評価結果の活用を始めている。研究活動のみにとらわれず、各教員の資質・適性を踏まえた評価は、本学が求める教員像の方針を踏まえたものである。
- ・ FD・SD 委員会が主導する種々の企画や活動により、教員の意識が変化し、教育・研究における資質や技能が向上してきている。教育・研究に関与する学内組織が密に連絡を取り合い連携することで、異なる年齢層や専門領域の教員の交流も促され、大学全体の教育・研究活動の改善と進歩が期待できる。
- ・ 大学院教員の資質、教育技術を向上させるために行っている FD 活動は有効に機能し、大学院教育の効果は高いものとなっており、その効果は、大学院修了生の在学時の教育に対する満足度調査の結果に反映されている。

(3) 問題点

- ・ 本学の教員組織は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師、歯科医師、公認心理師など、国家資格を持った者で構成されており、専門科目の実践的教育を遂行する上で有利な一方、教養教育科目や専門基礎科目への人員配置が手薄である。本学の建学の精神、理念及び設置の目的を達成できるバランスのとれた人員配置を検討する必要がある。
- ・ 学部の各専攻において、専任教員の専門分野が特定の領域に偏る傾向があったり、教員間の担当授業数に偏りが生じたりしている。
- ・ 若手の教員が少なく、今後は30代～40代の教員の採用が必要と考えられる。教育においても研究においても若手の人材登用と育成が不可欠である。
- ・ 研究科では、授業評価アンケートは、適切に実施されていて、その回収率も高い。しかし、1クラスの受講者数が少ないため、匿名性の確保などにおいてアンケートによる授業評価の限界が生じている。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の精神、理念に基づく設置の目的を実現するため、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定し、それに基づいた教員組織が編制されている。専任教員1人当たりの在籍学生数は他大学と比較して低く、本学の理念・目的にかなった、少人数教育による質の高い保健医療専門職の養成教育環境が実現できている。

教員の採用、昇任は、「教員採用及び昇任規程」「教員採用及び昇任の審査に係る内規」として明文化し、それに基づく適切な手続によって行われており、現在のところ特段の問題は生じていない。

FD・SD活動は、FD・SD委員会及び大学院学務委員会を中心に、組織的に実施されている。教育の質向上を目指し、全学の教職員を対象とするFD・SD研修会を、毎月の教授会や事務連絡会議のあとなどに、定期的・高頻度で開催し、また、学生による授業評価アンケートをはじめとする各種アンケートを実施し、その分析結果を教育改善に役立てており、FD・SD活動は活発に展開されている。これらの活動は教員個人レベルのFD・SD活動を促す結果になっており、これは全学的な内部質保証推進組織である大学運営委員会を中心とする内部質保証システムが有効に機能していることを示している。

以上、本学は建学の精神、理念及び設置の目的を実現するために、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を定め、それに基づく教員組織を適切に編制し、FD・SD活動を組織的に実施することで、絶えず教員の資質向上に取り組んでいることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、学生の修学が円滑となるよう、学生支援企画委員会を設けている。同委員会規程（根拠資料7-1）では、「学生の学習支援や心身の健康に関すること」、「学生の福利厚生に関すること」、「学生の健康に関すること」、「学生の職業的自立を図るための能力を培うこと」ができるように支援を行う組織とされている。これに基づき同委員会では、「学習センターに関すること」「キャリア支援センターに関すること」「学生会活動や学生生活全般に関すること」等について審議している。

きめ細かい修学支援を行うことを目的に、学部ではゼミ制を敷き、学生が相談しやすい環境を整えている。問題のある学生に対しては、場合によっては保護者等との面談も含めて十分な話し合いを行っている。メンタル面で問題を抱えている学生に対しては、カウンセラーと連携して対応にあたっている。

学生支援に関する大学としての方針は、修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を「学生支援に関する基本方針」として次のように策定している（根拠資料2-1【ウェブ】）。なお、学生支援に関する相談・支援体制に関する詳細情報は、学部・研究科とも学生便覧に記載するとともに、新入生・在学生のオリエンテーション等でも周知している。

学生支援に関する基本方針

本学は、大学の理念・目的、学部・研究科の人材育成の目的を達成するため、すべての在学生に対して初年次から卒業に至るまでの各段階に応じた成長を促すことを目的とし、学生一人一人のニーズに基づいた様々な支援を行うものとする。

I. 修学支援

1. 修学に関する相談体制を整備するとともに、学生の能力に応じた補習教育や補充授業の他、学生の自主的な学習を支援する。責任部署である「学習センター」と関連部署の連携及び教職協働による総合的な支援体制を構築していく。
2. 成績不振、留年、休学や退学希望といった学習の継続に困難を抱える学生を早期に把握し、適切な修学支援を実施する。

3. 障害のある学生に対しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び本学における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に伴う新潟リハビリテーション大学の方針（平成 28 年 3 月 28 日制定）、「学生の合理的配慮に関するフローチャート」に基づいて適切に実施する。
4. 留学生に対しては日本人学生と同様、能力に応じた修学支援の他、語学支援等の体制を国際交流室と連携して構築していく。
5. 学習意欲がありながら経済的事情により修学の継続が困難な学生に対しては、授業料の減免や奨学金の給付、また国による高等教育の修学支援制度の利用や学外の奨学金等を通じた経済的支援の充実を図り学習の継続を支援する。合わせて、奨学金に関する相談にも応じる。

II. 生活支援

1. 学生の生活支援として、特に心身の悩みごとを抱える学生への相談を適切に行うため、カウンセリング等の体制を整備する。特に重要と考えられるメンタルヘルスをサポートするため「保健室」を設置し、常勤の職員を配置する他、スクールカウンセラーを学外から招聘している。また、本学に「クリニック」を併設し、メンタル面で変調をきたした学生には早期から対応できるよう、精神科医が定期的に診療する体制を整えている。今後は、こうした体制をさらに強化していく。
2. 学生の健康状態の把握と疾病予防を目的とし、全ての学生に対して健康診断を実施する他、感染防止のためのワクチン接種の推奨など、保健衛生に係る指導を実施する。そのため、担当部署である保健室の整備をさらに強化していく。
3. 学生が快適で安全な学生生活を送ることができるよう、学生の人権を保障し、ハラスメント防止に十分配慮するため、担当委員会において「ハラスメント防止等に関する規則」に基づいた啓発活動や研修会を、教職員を含めたすべての大学構成員に対して積極的に実施していく。ハラスメントの事案が発生した場合には、被害者の救済を行うよう適切かつ速やかに対処する体制を整える。
4. 充実した大学生活を送ることができるよう、自主的な学習・研究活動、サークル活動、ボランティア活動等の正課外活動に対して、経済的側面を含めた支援を行う。また、正課外活動や学術研究活動において特に顕著な業績を挙げたと認められる者、あるいは、社会活動において社会的に高い評価を受けたと認められる者等については、学生表彰規程に基づいて表彰を行う。

III. 進路支援

1. 学生の進路支援として、各専攻・各学年に対して各種のキャリア教育プログラムを実施するとともに、キャリア支援の責任部署である「キャリア支援センター」の整備を図る。
2. 学生の就職活動を支援するために、相談機能と体制を整備する。キャリア支援センターは就職支援のための各種のガイダンスを実施するとともに、学生の進路選択に応じて、資格取得等を目的とした試験対策講座の実施の他、必要な措置を講じる。
3. 就職活動の経済的な支援として、遠隔地の活動費援助を実施する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1： 学生支援体制の適切な整備
評価の視点2： 学生の修学に関する適切な支援の実施
評価の視点3： 学生の生活に関する適切な支援の実施
評価の視点4： 学生の進路に関する適切な支援の実施
評価の視点5： 学生の正課外活動を充実させるための支援の実施
評価の視点6： その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制の整備

本学の学生支援体制を統括するのは、学生支援企画委員会である。その下部組織として、主に修学支援や生活支援を行う学習センター（根拠資料7-2）及び進路支援を行うキャリア支援センター（根拠資料7-3）が設置されている。また、カウンセラーやハラスメント相談員を配置しているほか、保健室（根拠資料7-4）やクリニックを設置しており、学生支援体制は充実している。

学生の修学支援

さまざまな修学支援を行っている結果、学部の退学率は年々減少（大学院は毎年度ゼロを続けている）傾向にある。2018年度学長裁量経費研究では、「本学における退学要因および対応策の提案」をテーマに検討が行われ、本テーマにかかるFD・SD研修会を令和元年度に実施している。過去6年間の退学率は、2019年度（5.6 %）2018年度（4.6 %）、2017年度（4.0 %）、2016年度（7.7 %）、2015年度（5.8 %）、2014年度（8.2 %）となっており、2016年度以前の高い状態から脱し、ここ3年間は4～5 %台を維持している。また、休学率は全国平均（文科省・2012年）レベルである2.3 %より低い値を維持しており、過去3年間の休学率は、2018年度（1.4 %）、2017年度（1.8 %）、2016年度（1.5 %）となっている。退学に至った理由としては、学業不振が多数を占めており、次いで、大学不適応、経済的理由が続いている。

学生が休学・退学の意向を申し出た場合、まず、ゼミ担当教員が本人と面談を行う。その後、保護者（保証人）に連絡を取り、現状を報告し、保護者（保証人）の意向を把握する。休学・退学の意思が決定した後は、ゼミ担当教員のほか専攻長等と本人・保護者を交えた面談を行い、最終的な休学・退学の決定を話し合う。その結果を踏まえ、教授会で審議を経て学長が休学・退学の可否を決定する。休学の届出を提出した学生に関しては、ゼミ担当教員が定期的に連絡を取り、現在の状況把握、今後の進路について面談を定期的に行うようにしている。

ゼミ担当教員は、たとえ問題のない学生だったとしても、担当学生のすべてと、少なくとも年2回（前期、後期）以上、面談を実施し、その内容をポータルサイトの面談記録に入力している。そして、担当学生が履修登録する際にも、単位修得状況の確認、履修希望科目に関する説明と助言、成績不振学生に対するアドバイスなどを行う。期別（前期あるいは後期）の成績が本学の定める GPA1.9 以下の学生については、面談の際に、学習への取り組みについて指導を行うと共に次年度の履修登録に制限をかけ（CAP 制）、卒業要件を満たすための単位修得を優先させるよう指導している。さらに2期連続で期別 GPA1.9 以下の当該学生については成績の向上に向けての具体策を生活面、学習面で改善していくため、当該学生と保護者（保証人）の三者面談を行っている。

そのほか、学修・生活面で問題のある学生は、学習センターでピックアップして、フォローを入れている。また、保護者会を年に一度開催し、学生の父母等と意見の交換を行っている。さらに、2020 年度からは後援会を立ち上げるべく、2019 年度に規程等を整備し役員を選出した。大学と家庭の連携をより密接にし、相互の理解と協力によって、学生が円滑に大学生活を送ることができるよう支援していく体制が強化されつつある。

学生の学習支援

本学は保健医療系大学として、高校での理科未履修科目への対応と基礎学力不足への対応を兼ねて、教養科目として「医生物科学Ⅰ、Ⅱ」、「物理学Ⅰ、Ⅱ」といった、理科学科目の初年次教育に注力している。また、学部の学位授与方針を全うすべく、2 年次以降の補修・補充教育についても随時、学習センターや、各科目担当教員により実施している。本学が実施している補習・補充教育を大きく区分すると、入学前教育、初年次教育、2 年次以降の補習・補充教育、国家試験受験対策に区分けされる。

- ・入学前教育；すべての入試の入学手続き者に対して業者の教材を活用した入学前補習教育を行っている。また、入学前スクーリングを実施し、早期から大学での学習スタイルを身に付けさせるための指導を実施している。
- ・初年次教育；基礎ゼミⅠ、Ⅱ（導入教育）が相当する。多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう配慮している。
- ・2 年次以降の補習・補充教育；3 年次の臨床評価実習時に実習前補習としては、専攻毎に実習に必要な実技等の指導を行っている。
- ・国家試験対策；国家試験対策授業や国家試験テキスト・問題集の学習、グループ学習、定期的に模試（過去問）を実施するなどしている。合格率向上のため、学長裁量経費による教育改革のテーマにも据えて、各専攻で指導を強化して取り組んでいるが、まだ明確な効果は表れていない。今後は、特に共通領域等で、専攻を越えて協力した対策を講じていく予定である。

障害のある学生に対する修学支援

2016 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に伴い、本学での対応方針を 2016 年 3 月に策定し、周知している（根拠資料 7-5）。

障害のある学生に対する修学支援については、入学前事前相談を行って保護者や本人から要望を聞き、必要に応じ合理的配慮を実施する等している。入学後も合理的配慮を必要とする事例が生じたときには、本学の指針に基づき、必要な対応を行っている。（根拠資料 7-6）

しかし、自らの障害の内容をうまく説明できなかつたり、特別な配慮を受けることに躊躇したり、自らの障害を認識していない学生もいる。本学では、障害のあるなしにかかわらず、学生が自らの力を伸ばしていけるような教育環境を提供できるよう、ゼミ担当教員（学部）や指導教員（研究科）を中心に繰り返し面談を行い、問題がある場合は早期に発見できるようにしている。

学部では肢体不自由児等の在籍例、研究科では視覚障害者等の在籍・修了例があり、いずれも問題なく大学生活を送っている。視覚障害者に対しては、入試時の拡大鏡使用、拡大問題・回答用紙の使用等を認め、授業で配付する資料にも配慮している。

一般的な生活支援に関しては、一部の棟でのエレベーター設置、段差をなくするためのスロープ設置、車いす用トイレ等を設置している。また、駐車場では障害者用駐車スペースを設け対応している。

経済的支援が必要な学生のための修学支援及び修学支援に関する情報提供

経済的支援が必要な学生のために、大学独自の奨学金を複数設けている（大学基礎データ表 7）。また、卒業時通算 GPA3.0 以上の学生は本学大学院へ進学する場合には特待生（学費の減免）として進学することができる特待生制度を設けている。

学部奨学金貸与者は、日本学生支援機構の貸与奨学金を中心に、在籍学部生の半数以上に及ぶ（大学基礎データ表 7）。高校時に奨学金を予約した学生を含み、奨学金を申請する学生に対しては、入学後に説明会を開き、申請方法、書類の記載方法等を指導している。採用された学生には採用後の説明会を行っている。秋には次年度の奨学金に対する継続及び新規申請の説明会を行っており、4 年時秋には卒業後の奨学金返還の説明会を行っている。日本学生支援機構奨学金の返還に関して、学部は、2015 年度までは延滞者ゼロで、その後も延滞率は全国平均より低い状態を維持している。

また、天災その他特別な事情により家庭収入が著しく減少し、学資の負担が困難と認められる事由が発生した際に、2018 年度以前は、教員と事務担当者が連携の上、随時、授業料の減免や徴収猶予などの措置を行っていた。しかし、2019 年度は天災が多発したため、「新潟リハビリテーション大学における災害時の学生援助制度」を新たに設け、災害により著しい被害を受けた在学生の生活を安定に資することを目的に、対象者に見舞金の支給、学費の延納措置など、経済的救済措置を実施することとした（根拠資料 7-7）。

一方、大学院生の多くは、国家資格を既に有しており、病院や施設、教育機関等に勤務している。経済的支援および専門的知識・技術の維持・向上を図る観点から、大学院における学業・研究との両立に支障をきたさないよう十分に配慮しつつ、医療機関等における就業については、常勤・非常勤問わず許可している。また、多くの大学院生は優秀な成績で特待生として入学している。それでも、経済的に困窮する学生には、授業料の分納や延納も認めている。

なお、授業料等の費用や経済的支援に関しては、本学パンフレットや学生募集要項及び学生便覧に掲載するとともに、本学ホームページでも公表している。また、オープンキャンパス時や、個別相談時、オリエンテーション時にも、説明して周知している。

学生の心身の援助

学生の心身の援助のために活用できる組織として、保健室、クリニック、学習センター等を設けており、精神科医、精神保健福祉士、看護師、歯科衛生士、公認心理師（カウンセラー）等の専門職（教職員）が常駐し、主に心や身体の相談に対応している。

学生の健康状態の把握と疾病予防のため、全ての学生に健康診断を義務付けている。新入生オリエンテーションや在学生オリエンテーション、健康診断など様々な機会を通して全学生への保健指導に努めている。臨床実習に際し、患者さまや自分自身への感染防止のため、及び健康的な大学生活を送るために、ワクチン（インフルエンザ、麻疹、風疹、水痘、ムンプス等の感染症、B 型肝炎、結核等）接種を推奨している。インフルエンザワクチンについては、クリニックにて割引料金で接種できる。

心の相談の多様化、内容の重篤性などにより学内の相談員だけでは的確に対応できない場合に備え、卓越したカウンセリング技術と豊かな経験を持つスクールカウンセラーを学外から招聘している。2019 年度の学生相談の実績は延べ 50 件程度である（根拠資料 7-8）。学生とゼミ担当教員、そしてスクールカウンセラーらは常に協力し合い、学生が抱える諸問題がより良き方向に向かうよう努力している。このような、学生相談機能が学内にあることを周知徹底させるため、オリエンテーション、ゼミ担当教員との面談の機会などを活用して案内している。

さらに、夜間や早朝等に、緊急に学生や保護者から相談が必要になる場合もあり、それに対しては、専攻ごとに専用の携帯電話を教員が輪番制で所持して対応するようにしている。また、教職員間で緊急の連絡網を構築し、即応できる体制をとっている。

万一の場合に備え、学生保険（傷害保険、賠償責任保険）へ一括加入している。学生の教育研究活動中や通学途中等の事故に備えた傷害保険としては「学生教育研究災害傷害保険（＋接触感染予防保険金支払特約）」に、教育・研究活動中の対人・対物事故に備えた賠償責任保険としては、「学研災付帯賠償責任保険 C コース（医学賠）」に加入している。国内外において、学生が正課、学校行事、課外活動又はその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われる。

また、ハラスメント防止のための倫理と体制を定めている。ハラスメントの防止と被害者の救済を担当する全学的組織としてハラスメント防止委員会を発足させるとともに、専門の相談員としてハラスメント相談員を設けている。また、ハラスメントに起因する問題を調査するため、ハラスメント調査委員会が随時、設置される。学生及び教職員等の構成員が個人として尊重され、快適な環境のもとで学習、研究、教育及び業務が遂行できるように、教職員に対しては、「学校法人北都健勝学園ハラスメント防止等に関する規則」を周知したり、教職員向け研修会を開催したりしている。また、学生に対しては、上述の規

則を学生の立場から記載した冊子「ハラスメント防止の手引き（学生用）」（根拠資料 7-9）を配布し、オリエンテーション、面談等を通し、内容の周知徹底を図っている。なお、LGBT等の特性を持つ人がいることを想定し、2019 年度より学生証の性別表示を削除するなどしている。

学生の進路に関する支援

本学におけるキャリア支援は、キャリア支援室を中心に行っているほか、専攻教員が専攻毎に必要なに応じて支援している。進路選択に関わる指導・ガイダンスについては、社会人になった際に必要な知識として、たとえば、給与や税金の仕組みについて税務署職員による講演を、学生対象に行っている。また、本学が加盟している「高等教育コンソーシアムにいがた」を通じて「キャリア発見講座」や「コミュニケーション能力養成講座」等のガイダンスへの参加を促し、他大学学生との交流を持つことで進路選択に必要な情報を収集できる機会も設定している。さらに、3 年生を対象に、職業支援に関する専門家の講演を行っている。3 年生の後期には、進路に関するアンケートを実施し、4 年次の臨床総合実習では、可及的に希望する進路に則した施設で実習を実施できるように配慮している。

キャリア支援室は随時解放し、病院・老人保健施設等の求人票をいつでも閲覧できるようにし、またキャリア支援に必要な講演会等のポスターやリーフレットを掲示することで、学生や卒業生を対象に各種求人情報や進学情報を提供するとともに、就職活動に備えキャリアガイダンスや面接対策講座などを実施するほか、進学、資格取得等への支援を行っている。

キャリア支援に関する取り組みとして、1 年次より社会人・医療従事者に必要なマナーや礼儀、実行力や問題解決能力などを習慣化させるための「基礎ゼミ」を開講している。基礎ゼミⅠでは、大学生活を送る上での心得から始まり、臨床実習や就職後の職場環境に柔軟に対応できるよう社会人として必要な基礎的知識の学習を中心に行っている。また、基礎ゼミⅡでは、グループワークを通じて、コミュニケーション能力の向上や協調性の必要性について、専任教員の指導のもと学び、様々な問題に対して自ら解決する能力を養えるように指導・支援している。医療従事者を目指すうえで必要な意欲を維持させるとともに、将来像を明確にさせるために、すべての年次において臨床実習を開講している。また、4 年次は、実技を中心とした講義・実習や「卒業研究」を設け、学生が卒業後の進路に必要なカリキュラムを選択できるように構成している。

学生の正課外活動に対する支援

学生の正課外活動を充実させるために様々な支援を実施している。学生会とサークル活動の支援については、学生支援企画委員会が担当し支援している。学生会が主催する大きな行事として、4 月の学生会総会、6 月の学園祭、10 月の球技大会、3 月の謝恩会等があり、当日の事故等に備え、教職員を救護や危機管理担当者として配置している。本学は保健医療系大学であるため学生の自由時間が比較的少ないが、少ない自由時間を最大限に生かして多くのサークル活動が行われている。サークルは、ST 研究会、軽音、サッカー、ダンス、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、野球、陸上、手話等があり、それぞれ活発に活動しており、教員が各サークルの顧問となり、その活動を支援する体制がとられている（根拠資料 7-10）。

また、学内ワークスタディ制度（根拠資料7-11）を設け、学部学生を本学の業務に従事させることによって、学生の職業意識並びに職業観を育むとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行っている。具体的に学内ワークスタッフとして、図書館の夕方～夜間の受付カウンタースタッフ、留学生の日本語指導・生活支援スタッフ等を採用している。

研究科では、大学院生の学会発表への支援を積極的に行うため、学会旅費補助制度を設けている。発表旅費については、申請に基づき一定額を補助することとし、詳細は大学院学生便覧に掲載するとともに、新入生オリエンテーション時に周知している。

学生の自立的・主体的な学修を促進・支援するために、年1回の学生生活満足度アンケート調査（根拠資料7-12）及び年2回の授業改善ミーティングを開催している。そのほか、意見箱（提案箱、感動箱）を常時設置し、学生の要望を速やかに汲み上げて改善する体制を構築している。実際に、学生の要望に応じ、スクールバスの運行時間や増便、附属図書館の開館日や開館時間、学内ネットワークの整備による学生の自己学修環境の整備等、学修環境を充実させてきている。また、授業時間外の学修場所を確保するため、講義室等の時間外開放を行い、学生の積極的な利用の促進により自己学修時間の確保を支援している。

さらに、正課外活動等で優れた成果を残した学生に対しては、学長賞を授与する等の表彰制度（根拠資料7-13）を設け、活発な活動を促している。

以上、本学は「学生支援に関する基本方針」に基づき様々な形で適切な学生支援を行っている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関する方針に基づいて、学生支援の諸活動が適切に実施されているか点検・評価するため、年1回、学生生活満足度アンケート及び卒業生（修了生）アンケート、年2回の授業改善ミーティング（学部）において、学生から直接意見収集を行うとともに、常時、意見箱（提案箱、感動箱）を設置し、学生支援の適切性についてのフィードバックを受け、学生支援企画委員会において評価し、その内容を大学運営委員会で検討し、教授会に報告している。また、評価に基づき改善方策を決定し、たとえば、スクールバスの運行時間や増便、附属図書館の開館日や開館時間、学内ネットワークの整備による学生の自己学修環境の整備等、学修環境を充実させてきている。さらに、委員会での評価結果に基づき、毎年、自己点検・評価報告書、事業報告書や年報を作成し、次年度の事業計画に反映することにより、PDCA サイクルに基づいた点検・評価を実施している。

（2）長所・特色

- ・学部では、ひとり一人の学生に対してゼミ担当教員を配置し、学生の学習・生活支援を実施するなど、手厚い教育支援体制を整備している。このほか、クラス担任や専攻長、

学習センター、保健室担当者など、ゼミ担当教員以外にも身近に相談できる教職員が複数存在し、アットホームできめ細やかな学生支援体制を構築している。この点については、各種の学生アンケートでも高く評価されている。今後も、定期的に学生支援体制を点検・評価し、改善・向上を図ることにより、多様な学生に対応できる体制に強化していく。

- ・学修上の問題や進路の迷い、心の問題を抱える学生に対して、問題状況を把握した教職員がゼミ担当教員や専攻長に速やかに報告し、さらに、学習センター、保健室担当者、教務委員、学生支援企画委員等、連携が必要な者に素早く情報提供ができる学生支援体制が整えられている。
- ・他大学では退学を余儀なくされるような個別の支援を要する学生の学修・生活等もこれまで支援してきた。本学が行ってきた学生支援は、学修の権利の保障という側面ではきわめて重要で意義のあるものである。

(3) 問題点

- ・本学で実施されている手厚い学生支援は、指導方法を誤れば社会的、職業的自立心を育てない方向に進んでしまう危険性や、医療専門職としての適性が低い学生の卒業を可能にしてしまうという側面をあわせ持っている。特に、最近は一定の学力を有しながらも、対人関係能力が低い学生が増加傾向にある。そのような学生の中には、心理学に興味を示す者も多いため、リハビリテーション心理学専攻への転専攻を勧めたり、他分野への進路や就職などについて情報提供したり相談にのったりしている。このような他分野への進路変更を柔軟に取り入れることにより、休学率は低い割合を保っており、退学率も転専攻制度を設けてからは、設ける前の半分程度の割合を保っている。
- ・他大学では、学業不振や適性上の問題を理由に中途退学となることで、学生にとっては早期の段階で適した進路変更ができる利点ととらえられるケースもあると考えられる。本学では、手厚い指導の結果、最終学年まで学修が進んだ後に就職や国家資格の取得が困難となったりする学生も見られるのが事実である。この問題に対しては、入学者選抜における受験生に対するアドミッション・ポリシーの徹底した周知も重要と考える。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神、理念及び設置の目的を実現するため、学生支援に関する基本方針に基づき、学生が学修に専念できるよう、ゼミ制を特徴とした、アットホームで手厚い学生支援を実施してきた。支援が必要な学生に対しても、個別の支援を充実することにより学修の権利を保障してきた。手厚い学生支援は、指導方法を誤れば社会的、職業的自立心を育てない場合や、医療専門職としての適性が低い学生の卒業を可能にしてしまう危険を有する場合もある。これに対し、本学では転専攻制度を整備し、医療専門職者としての適性が不足する学生に、リハビリテーション心理学専攻への転専攻を勧めたり、他分野への進路や就職などについて情報を提供したり相談にのったりしている。転専攻を柔軟に取り入れることにより、休学率の低さや退学率の低下に繋がりがつつある。

全体的に見れば、本学の学生支援システムはきわめて良好に機能しており、毎年度作成される自己点検・評価報告書、事業報告書、年報、及びそれらを踏まえた次年度の事業計画へ反映していくというPDCAサイクルは、全学的な内部質保証組織である大学運営委員会におけ

る PDCA サイクルの中の一つに組み込まれ、全学的な内部質保証システムの一つとして学生支援システムは有効に機能している。これは卒業生・修了生や卒業生の就職先からも概ね良好な評価を得ている。

以上、本学は建学の精神、理念及び設置の目的を実現するために、学生支援に関する基本方針を明確にした上で、学生の修学支援、生活支援、進路支援等を適切に行い、学生が学修に専念できる環境を提供していることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学が掲げる理念・目的を実現するために、教育研究等環境の整備に関する方針を以下のとおり定め、明示している（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

1. 施設・設備の整備

学生の学習及び教員の教育研究活動を推進するために、十分な施設・設備を整備するとともに、その維持・管理を行い、安全・衛生を確保する。

2. 図書館の整備

- ・学生の学習及び教員の教育研究活動を支援するため、専門書、学術雑誌等の資料を収集するとともに、電子情報（データベース、電子ジャーナル、電子ブック）等の充実を図り、学術情報基盤としての大学図書館の機能強化を図る。また、学生等の学習に配慮した図書館利用環境の整備に努める。
- ・図書、学術情報サービスを提供するため、資料及び情報リテラシー教育等の専門的な知識を有する者を配置する。

3. 情報通信環境の整備

- ・学生の学習及び教員の教育研究活動が円滑かつ効果的に行えるように、情報通信環境の整備・管理を行う。
- ・学生・教員のニーズに応えることができる情報通信環境を整備する。
- ・「新潟リハビリテーション大学情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティインシデント対応手順」等に基づき、情報の保全及び管理を行う。

4. 研究環境の整備

- ・教育研究活動における人的支援体制の整備、強化を図るため、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター（URA）等の研究支援人材を配置する。
- ・高い学術性を有する成果創出を図るため、科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得及び採択案件の管理を支援する。

5. 研究倫理遵守体制の整備

- ・適正な研究が行われるように研究倫理遵守に関する制度を構築し、新潟リハビリテーション大学「倫理委員会規程」及び各関連規程を定め、必要な手続きを教職員に周知する。
- ・公的研究費の適正な運営・管理を実現するため、研究費等の取扱いに関する本学の基本方針に基づき、「学内研究費について」を作成・周知し、研究倫理の遵守を徹底する。

- ・研究費不正使用の防止及び研究活動における不正行為の防止の取り組みとして、「研究活動に係わる不正行為等の防止に関する規程を遵守し、これらの規程に基づく研修を定期的に行う。
- ・実務担当者の更なる知見取得と技量向上を図るため、研究倫理に関する最新の情報や動向を把握し、その理解に努める。

以上の方針に基づき、設備備品及び図書は、専攻会議、教授会、研究科委員会、事務局等各部署において予算編成方針に沿って予算要求を行い整備している。施設の修繕を含めた施設関係については、施設管理を担当している総務企画課が中心となり、予算要求を行い施設の維持、保全を行っている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ、運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点１：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点２：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

・校地・校舎の概要

本学の校地面積は13,764 m²（うち校舎敷地面積8,764 m²、運動場用地5,000 m²）、校舎面積は7,029 m²である。校地については、設置基準上必要とされる面積4,300 m²を上回り、校舎面積についても同様に必要面積6,021 m²を上回っている。敷地内に、建物（A棟、B棟、C棟、D棟、E棟）、体育館があり、さらに駐車場と自転車置き場等がある。講義室17室、演習室2室、実験実習室13室、マルチメディア実習室1室を設置している（大学基礎データ表1）。運動場（グラウンド）については、大学校舎から約5km（車で7分）の「村上市指合字大聖寺」に整備している。さらに、2020年度には、新校舎建設着工計画があるが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、工期に遅延が発生している。

一方、医療系の学部・学科であることから、理学療法学専攻及び作業療法学専攻については、法令の定める理学療法士・作業療法士学校養成施設の基準、言語聴覚学専攻については、言語聴覚士学校養成施設の基準に基づき、施設設備の整備を行っている。

空調整備、防災設備、昇降機設備などの維持管理は、資格を有する専門の業者へ委託を行うとともに、施設担当部署にて、校地・校舎等の日常点検を行っている。それ以外の学内の防犯面は専門の業者と委託契約をするとともに、学内の主要箇所に防犯カメラを設置し、保全に努めている。また、衛生管理活動の円滑な推進を図るため、医師、衛生管理者を構成員とする衛生委員会を設置しており、安全、衛生の確保に努めている。

バリアフリーへの対応については各所にスロープが設置され、E棟にはエレベーターや身体障害者用トイレを設置している。駐車場にも身体障害者用スペースを設けている。

学生の学修環境の整備として、学生の自習できるスペースであるアクティブ・ラーニングエリア、図書館をはじめ、使用していない講義室は積極的に開放するなどして学修スペースの提供をしている。さらに各棟に設置している無線 LAN により、ノートパソコンなどを持参した場合でも情報検索ができる。このためのセキュリティーチェックも厳重に行っている。

教員の教育研究環境の整備については、教授、准教授、講師については個室の研究室を使用し、助教、助手については共同研究室を使用しているが、十分な広さを確保している。学内 LAN 環境の整備について、各研究室では環境が整っており、講義等にて使用する各教室についても整備されている。また、授業収録システムを整備し、学部は大講義室で行われる講義を中心に、研究科は全講義を収録し、学生にポータルサイトを通じて配信し、自主学習の促進を図っている。

・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等の機器・備品等は、教育研究環境等整備に関する方針に基づき、計画的に整備している。

学外へのインターネット接続は、国立情報学研究所の運営する学術情報ネットワーク（SINET）を介して接続している。学内には無線 LAN 基地局を設置し、学生が個人で所有する PC 等の情報通信端末を接続できる環境を提供している。

専門性の高い情報サービスの維持管理は、情報セキュリティー委員会の教職員が担当し、不具合発生時には1次対応を当該委員会の教職員で行い、そこで解決できないものについては外部の業者へ対応を委託することで、迅速な故障対応、復旧がなされている。学内外ネットワーク管理、情報システムに関する契約及び学内情報システムの改善等に係る内容について、情報セキュリティー委員会を開催し、学内情報システムの円滑な運用を推進している。

学部・研究科とも、全学生に対して、インターネットにてグループウェアを活用してポータルサイトを提供し、履修登録、課題、教材の提示、カリキュラム公開、成績開示、出席状況確認等のほか、各種連絡等に利用しており、教職員は同ポータルサイトにて、学生の学籍管理、学生管理、履修成績管理、面談記録等に活用しているほか、自身のスケジュール管理等に利用している。

学生及び全教員に Office365 メールアドレスを提供し、各種連絡に活用している。教職員にはその他に大学ドメインの E メールアドレスを提供し、各種メーリングリストを構築して情報共有を図っている。

図書館システムとしては、情報館を導入し、発注・受入業務、資料検索、貸出管理、利用者管理、利用者統計、予算管理、蔵書管理等に活用している。

・学生及び教職員の情報倫理の確立

情報セキュリティーに関しては、2017 年 4 月 1 日付で制定施行した、新潟リハビリテーション大学情報セキュリティーポリシーにおいて基本方針を定めている（根拠資料 8-1）。同ポリシーは、本学全体の情報セキュリティー意識の向上に努め、その根拠を明確にし、本学の全構成員が情報セキュリティーの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むことを目的としている。同ポリシーによって、「本学の情報セキュリティーに対する侵害の阻止」「学内外の情報セキュリティーを損ねる加害行為の抑止」「情報資産の

分類と重要度に見合った保護・管理」「本学における情報セキュリティ対策の実施に関する支援」等を目指している。

学生の情報倫理の確立のための取り組みとしては、学部1年次に開講している教養教育科目「情報処理技法」などにより、本学のコンピュータネットワーク利用方法の説明、情報メディアの活用及び情報セキュリティ等の学習を行っている。また、臨床実習前には、実習先の病院や患者様の情報の取り扱いについて指導するほか、情報端末のセキュリティチェックやUSB機器の取り扱い倫理等について指導している。大学院生にはオリエンテーション時に指導するほか、研究計画立案時における指導教員からの指導や研究計画等審査時における研究科担当教員全員より、情報データの取り扱いについて、厳しい審査が入る。その結果、学部生・大学院生とも、これまでに大きな問題は発生していない。各施設・設備の利用方法については、学部及び大学院の学生便覧に関連規程や施設利用方法等を掲載し周知している。

教職員に対する情報倫理の確立のための取り組みとしては、情報セキュリティに関する啓発活動、情報セキュリティに係るセルフチェックの実施、情報セキュリティ研修会（対面及びウェブを介した）の実施等があり、これらにより教職員の情報セキュリティに関する意識向上を図っている。

以上、教育研究活動に必要な校地及び校舎、運動場等を有し、「教育研究環境等整備に関する方針」に基づき、ネットワーク環境や情報通信等機器、設備等を提供し、学部・研究科に関わる必要な教育研究環境を整備している。

**点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。**

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学附属図書館（根拠資料8-2）は、教育・研究活動を支援する機関として学術情報の収集を中心としている。毎年、教育研究に必要な図書、雑誌、電子ジャーナルの選定と購入を行い、これらの図書資料を系統的に整理している。リハビリテーション領域の専門職を養成することから、保健医療・福祉を中心とした専門分野とその関連分野および基礎的な図書・雑誌・視聴覚資料の収集を基本としている。図書の分野別内訳を見ると、専門分野の図書（保健医療・福祉、社会福祉、心理）が65%を占め、さらに関連図書を含めると70%となっている。

学生や教職員からの図書購入希望は随時受け、蔵書の整備に努めている。またシラバスに示された指定図書・参考図書についても適切に整備している。

2019年5月1日現在の蔵書数(図書)は32,467冊(うち外国書1,907冊)、電子ジャーナルは30種(うち国外18種)である(大学基礎データ表1)。また、図書の受入数の推移は表8-1のとおりである。限られた図書予算の中、図書受入数は減少傾向であるが、質の高い図書を選定し購入し、毎年、蔵書数を増やしている。また、館内図書等の迅速な検索を可能とするOPACシステムを運用し、学内外からの蔵書検索の利便性も高めている。

表 8-1 図書受入数の推移と蔵書数 (単位:冊)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
受入	和書	1,012	950	984	860
	洋書	8	5	11	1

視聴覚資料は、専門分野を中心に688点(ビデオ411点、DVD277点)を所蔵しており、講義や実習あるいは、それらの事前・事後学修等に活用されている。

図書館の開館時間は平日9時～20時を原則とし、最終授業の後も学生が利用しやすい環境作りを目指している(根拠資料8-3)。また、専属の司書を1名配置し、蔵書に関する管理の他、貸出の受付や蔵書調査・質問事項の受付、文献複写依頼等を行っている。開館日程の基本方針は学事日程に基づき、利用者の要望及び利用統計をふまえて計画している。

館外貸出冊数は、本学の教職員・大学院生が10冊、学部学生が5冊、その他館長が認めた者が3冊とし、貸出期間は一律14日としている。

情報検索設備として、パソコンを5台設置し、オンラインジャーナルやインターネット情報について、閲覧・ダウンロードを可能としている。その他ビデオ・DVD閲覧ブースや複写機を設置している。

図書館利用者数の推移は表8-2のとおりで、2018年度は増加した。

表 8-2 図書館利用者数の推移 (単位:人)

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
16,042	18,428	16,474	22,788

図書館利用の促進のため、学部新生を対象としたオリエンテーションや基礎ゼミ等において、図書館の利用の仕方や情報リテラシー教育を行っている。そのほか、臨床実習前に、レポート作成時等に利用する文献を効率的に検索する方法を教授する「文献検索セミナー」、町の書店に出向いて直接、目を見て手に取って、図書館に入れたい本を選ぶ「学生選書ツアー」、入院している子供達や施設などに匿名で本をプレゼントするボランティア活動「サンタ・プロジェクト」などを企画し、学生に図書館に親しんでもらうための工夫を行っている。2018年度の利用者増加は、これらの取り組みの成果も含まれる。

電子情報として活用しているオンラインジャーナルには、アグリゲータ系の医学中央雑誌やMedical online, Medical Finder, CiNii等を整備しており、各サイトにアクセスすることで多種類のジャーナルを利用できるほか、単独契約のジャーナルも整備している。学内LANが整備されており、図書館以外に、研究室やレファレンスルーム等の端末からも常時利用が可能となっている。

本学の図書館は、E棟1階に位置しており、総面積は512㎡、閲覧座席は108席（2019年度収容定員430+24=454に対する閲覧席数の割合は24%と高い）である。インターネットの環境設備も十分なされており、バリアフリーで車椅子や障害者も利用できるよう環境にも配慮している。

大学図書館は、今日、電子ジャーナルに代表される電子情報とインターネットの普及により多様化し、増大する各種情報を利用者である学生、教職員に効果的、効率的に提供し、また必要とされる情報関連のサービスを組織として行うことが重要となっている。司書は1名であるが、館長及び図書委員会が設置されているほか、図書館の夜間受付カウンターには、学生スタッフを、学内ワークスタディ制度により設けている。

また、本学図書館は、新潟県大学図書館協議会に加盟し、他大学図書館との相互協力を図っている。協議会では毎年加盟館持ち回りで総会や研修会が開催され、館長と司書が参加し、他大学館との情報交換を行っている。また、加盟大学間の図書館においては、教職員および学生が相互に、閲覧や貸出しを含めて自由に利用することができるシステムが整備されている。

以上、本学の「教育研究環境整備に関する方針」に基づき、図書館、学術情報サービスを提供するための体制が整備されており、適切に機能している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

本学における研究環境整備に対する基本的な考えは、「教育研究等環境の整備に関する方針」の4において、「教育研究活動における人的支援体制の整備、強化を図るため、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター（URA）等の研究支援人材を配置する。高い学術性を有する成果創出を図るため、科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得及び採択案件の管理を支援する。」と明示されている。

研究費の適切な支給

研究活動促進のための教員個人研究費は、一人当たり教授300千円、准教授300千円、講師200千円、助教150千円、助手50千円として予算を確保している。また、学内での共同研究及び若手教員の研究活動の促進のため、個人研究費とは別に、学長裁量経費による競争的研究資金を設けており、4,000千円を確保している。

外部資金獲得のための支援

科研費等の外部研究資金の獲得を支援するため、外部資金等獲得活用委員会（根拠資料8-4）（URA含む）が公募情報の収集を担当し、教員への周知を行うほか、科研費応募申請についての周知、科研費申請業務を行っている。また、2018年度より新潟大学研究企画室との交流を始め、2019年度は本学に同企画室からURAを招き、科研費申請にかかるセミナーを開

催したほか、U-go サロン（6月と12月の半期に一度研究者等が一堂に会する場を設け、新たな出会いや、異分野連携・融合研究に向けたグループ形成を支援する交流イベント）にも参加した。2020年度からは同企画室の研究支援トータルパッケージ RETOP の活用を予定している。RETOP は、新潟県内の各大学が個別に取り組んでいる研究支援や外部資金に関する情報収集等の業務を新潟大学と一部共有することにより、業務の効率化・負担軽減を目指すものである。これにより、研究活動に関わる国のガイドライン等への速やかな対応が可能になるほか、研究力強化の観点からも、組織を超えた共同研究の創出や大型外部資金獲得に向けた連携など、相乗効果が見込まれる。一方、学内の企画としても、FD・SD委員会が科研費申請に係る研究セミナーを毎年企画・開催し、外部資金等獲得活用委員会の委員長である学長やURAが担当している。

研究室の整備、研究時間の確保

研究室の整備等、環境面における教育研究活動支援の条件については、講師以上の職位の教員については、すべて専用個室が割り当てられ、助手・助教については、学部の共同研究室が割り当てられている。共同研究室は、パーティション等により、教員個人のスペース確保がされている。教員研究室については、27室が整備されている。

研究専念時間の確保については、勤務条件が裁量労働制となっており、教員各自の裁量にて時間管理が可能であり、研究活動もより柔軟性をもって行うことができる仕組みを整えている。

大学院生に対する教育研究活動の支援

研究科においては、学生の研究活動を促進するために、レファレンスルームを設置し、学内LANを接続したコンピューターを充当し、授業時間外にも論文作成、データの分析等が実施できるように同室を開放している。大学院生には、授業や研究の連絡用の個別のメールアドレスが設定され、学内外からオンラインジャーナルも閲覧可能となっている。

また、実習室には研究に必要な機器類が整備されており、教員や院生の研究に活用されている。備品や消耗品類については、毎年、コース研究費を使用して、研究や教育に必要なものを買い足している。図書館をはじめとする、その他の施設・設備は学部と共用して使用されている。

大学院生に対する教育研究活動を支援する体制として、大学院生の教育経験、研究深化を促すとともに経済的支援の側面を有するTA制度およびメンター制度を導入している。そのほか、院生の修学を支援する時間的サポート制度として長期履修制度が、経済的サポート制度として特待生制度、学会旅費補助制度等が整備されている。長期履修制度は、標準修業年限2年を超え、3年間での修学を認めるもので、2019年度の在学生の利用率は14%であったが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、29%に及ぶ。特待生制度は、学業、人物ともに特に優秀な者に対し、学費の一部を免除する制度であり、優秀な院生が多いことから、ほとんどの院生に適用となっている。学会旅費補助制度は、院生の積極的な学会発表を奨励するために設けているものである。

以上、本学の「教育研究環境整備に関する方針」に基づき、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教員及び大学院生の教育研究活動の促進を図っている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究活動の適正な実施及び不正防止に対する取り組み

評価の視点2：研究活動におけるハラスメント防止に対する取り組み

評価の視点3：研究倫理審査に関する取り組み

本学における研究倫理を遵守するための基本的な考えは、「教育研究等環境の整備に関する方針」において、「5. 研究倫理遵守体制の整備」の項にまとめられている。

研究活動の適正な実施及び不正防止に対する取り組み

本学の研究活動上の不正行為に対応するために、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」の主旨に沿って「研究活動に係わる不正行為等の防止に関する規程」（根拠資料2-3【ウェブ】）が定められている。

これに従って学長を最高管理責任者とする運営及び管理体制が整えられている。また研究倫理教育の一環として、教職員はFD・SD研修会において、毎年、研究倫理に関する研修を実施している。研修会当日に参加できなかった者には、収録した動画を視聴させている。そのほか、研究者には、図書館所蔵の「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—（通称 Green book）日本学術振興会「科学の健全な発展のために編集委員会」編」の熟読のほか、毎年4月の教授会で、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の研究倫理教育 APRIN e ラーニング プログラム（eAPRIN）の受講を新任教員に促している。同 e-learning には、機関会員となっており、URA が教職員の受講状況を管理している。同プログラムは、ほぼすべての教員が受講している。また、FD・SD研修会では、文科科学省ウェブサイト「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツの動画視聴を行っている。

院生に対しては、研究者の行動規範を大学院修士論文関係要綱に掲載し熟読させているほか、APRIN e-learning の受講を必修に位置付け、さらに指導教員より個別に研究倫理教育がなされている。修士論文関係要綱には、研究倫理に関して学べるさまざまなウェブサイトも紹介し自己学習を促している。学部生に対しては、基礎ゼミⅢの授業において、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics）[eL CoRE]を履修させているほか、卒業研究時にはゼミ担当教員より研究倫理指導を行っている。

公的研究費の不正使用を防止するため、公的研究費の管理は事務局が行い、研究者が経費を自由に執行できない体制をとっている。間接経費については、「新潟リハビリテーション大学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する基準」（根拠資料8-5）に基づき、適切な管理と執行がなされている。なお、この基準は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）平成26年5月29日」（以下、「共通指針」という。）に基づいて制定されたものである。

研究活動に対するハラスメントに対する取り組み

本学の研究活動におけるハラスメントを防止するため、「学校法人北都健勝学園ハラスメント防止等に関する規則」（根拠資料 2-4）を定め、それに従って大学に、ハラスメント防止委員会及び相談員を設置し、相談・申し立てに対応する体制を整えるとともに、「アカデミック・ハラスメントに関するガイドライン（参考資料を大学院学生便覧に掲載）」により、教員にアカデミック・ハラスメントの注意喚起を行うとともに、学部生に対しては、オリエンテーション時にハラスメント防止の手引き（根拠資料 7-9）、院生には学生便覧記載事項をもとに、オリエンテーション時にハラスメントの定義や本学の相談窓口・相談体制等について周知している。

研究倫理審査に関する取り組み

本学では、ヒトを対象として実施する全ての研究・教育遂行上の調査・実験について、人権および倫理的配慮の下に、研究目的、研究計画等の事前審査を行うことを目的として「倫理委員会規程」（根拠資料8-6）「研究倫理チェックリスト」「倫理審査が必要な研究の指針」を制定し研究倫理の遵守に努めている。これらは、ヘルシンキ宣言の趣旨並びに、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」等に従って作成されたものである。「規程類」および「倫理審査申請書のフォーマット」等は、学内のサーバーに入っており、研究者が必要な時にいつでも閲覧・利用できるようになっているほか、大学院修士論文関係要綱に掲載している。

また、研究倫理審査を行うために、「倫理委員会規程」によって倫理委員会が設置され、審査を実施している。倫理委員会の質の向上と一層の透明性の確保を図るために、同規程、委員名簿、議事録の概要は厚生労働省「倫理審査委員会報告システム」にて公開している（なお、同システムは 2019 年4月1日より長期メンテナンス対応中）。また、スムーズな審査を行うために「倫理審査申請の手引き」を整備し、申請者に周知しているとともに、大学院修士論文関係要綱に掲載している。2019 年度は倫理委員会において、20 件の審議を行い、再審査となったものもあるが、最終的には20 件すべてが承認された。

以上、本学の「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、研究倫理を遵守するために規程を整備し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施、研究倫理に関する学内審査機関の整備等、必要な措置を講じている。研究不正や研究費不正使用に関する通報は開学以来1件も生じていない。研究倫理教育も定期的に行っていることから、研究不正に対する取り組みは適切に実施されている。また、研究倫理審査に関する体制は整備されており、それに従って倫理審査を行っていることから、研究倫理審査に関する取り組みも適切に実施されている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究環境の適切性について、本学の「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき定期的に点検・評価している。教育研究設備に関する予算要求は、学部各専攻・研究科各コース、各委員会で備品整備の優先順位を審議した上で要求している。

また、教職員の視点だけでなく、学生の要望も取り入れている。学部在学学生を対象に実施する「学生生活満足度アンケート」「授業評価アンケート」、卒業生・修了生を対象に実施する「卒業生アンケート」「修了生アンケート」では、本学が提供している教育研究環境への満足度や要望についても調査している。その結果を基に、学部・研究科の各担当委員会が改善・整備が必要な環境を特定し、通学の足確保のための学バス整備、図書館や食堂の環境整備、アクティブ・ラーニングエリアの整備等、学生目線での教育研究等環境の整備を行ってきた。

以上、教育研究環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが行われている。

(2) 長所・特色

- ・学生一人当たりの学習スペースが十分に確保されており、学習環境が整備されているほか、学習センターやアクティブラーニング・エリアの設置により、学習をサポートする環境も整えている。

(3) 問題点

- ・大学全体としてバリアフリーおよび省エネルギー対策を進めてきたが、必ずしも十分とはいえない面がある。また、施設設備が老朽化してきている。
- ・学生の満足度調査の項目を見ると、他の項目に比べ、本学の施設・設備面に不満を抱いている学生の割合が多い。これを受け、要望により、すぐにでも実施できるものについては、順次、実施している。しかし、修繕等で対応できない部分やすぐに改善できない部分もあり、将来に向けた施設・設備整備計画の策定を行った結果、新校舎建設に着手することにした。現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、その計画は遅延している。
- ・図書整備について、電子ジャーナルは高額であるにも係わらず全般的に利用者数が少ない。そこで、導入した電子ジャーナルの利用状況を調査し、特に利用が低いタイトルについては、年1回の契約更新時期に合わせて見直しを行っている。それだけではなく、全般的な利用の推進についても強化していく必要がある。
- ・本学附属図書館における図書資料の保存スペースの狭隘化が問題になりつつある。計画的な図書受け入れや電子媒体資料とのバランスの検討等が今後必要である。
- ・図書館の土曜開館や、平日開館時間のさらなる延長等については、係わる人員やセキュリティの問題等があり、大学内他施設の開放状況と連動させて検討していかなければならない。
- ・教員は勤務条件が裁量労働制となっており、柔軟性のある研究活動が可能になってはいるが、学生教育や委員会活動、地域貢献業務等に迫られる者が多く、十分な研究時間が確保できていない。教員が研究を行いやすい環境整備や補助スタッフの拡充が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を達成するために必要な環境を、施設・設備、ネットワーク環境等のハード面の整備だけでなく、情報化社会の中で必要な情報倫理を身につけるための支援を教職員及び学生に行うとともに、施設が安全で衛生的な状態を保つために保守・点検を実施しており、ソフト面からも大学の環境を整備している。

研究倫理を遵守するための規程は明文化されており、実際に、研究倫理教育等の運営も定期的に行われ、研究倫理を遵守することが出来ている。

以上、本学は、建学の精神、理念及び設置の目的を実現するために、学生の学習環境及び教員の教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営できていることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会

連携に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神、理念及び設置の目的に基づき、教職員・学生による資源を最大限に活用し、地域社会との連携を図り、地域のニーズに応じた社会的貢献に対応することを目指し、社会連携・社会貢献に関する次のような基本方針を定め、明示している（根拠資料2-1【ウェブ】）

1. 近隣の地方自治体（村上市・関川村・栗島浦村）と締結している包括連携協定に基づき教育、保健、医療、福祉分野を中心とした学術研究に取り組むことで、地方自治体が抱える課題に対して貢献することを一層強化する。
2. 地域住民と教職員・学生が地域のイベント等へ積極的に参加し、少子高齢化の進む地域の活性化に貢献する。
3. 地域住民に対して保健・医療・福祉分野に対して「学習の拠点」として大学の役割を果たし、地域社会のニーズに応じた生涯学習の場を提供する。
4. 地場産業が地域や国内、さらには国際的に発展できるように教職員・学生との交流や学術研究を通して産学連携を図り、地域の活性化に貢献する。

社会貢献・社会連携に関する活動は、教育研究活動とともに、本学が果たすべき重要な役割の一つである。特に、本学が立地する村上、岩船などの新潟県北部地域における社会連携・社会貢献は、本学の存在する意義・目的に直結する重要な活動と位置付けており、可能な限り社会との連携・協力を行う方針としている。

学則では、「わが国の医療分野に貢献することを目的とする」と謳い、本学の教育研究活動を、「広く周知をはかることのできる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」としている。また、情報公開に関する規則では、「情報の公開により、学園の運営に対する学資負担者、学校関係者、地域住民などとの理解と協力を深め、もって開かれた公正な運営に資する」としている。

上記のことは、大学の設置認可申請書にも明記しており、大学設立当初から教職員全員が意識し、学術委員会、広報委員会、学生委員会が主体となり、成果の発信や、社会との連携・協力を積極的に推進している。

地域を支え、地域に支えられること、地域社会との連携・協力が、地方の小さな大学の存在意義として、大きな課題であり、地域が求めるものを出来る限り提供・協力していく。

その活動の拠点として、地域・産学連携推進室及び、2019年度に新たに開設した、こころと

からだの健康づくり研究センターを整備している。地域・産学連携推進室は、地域・産学連携推進委員会規程（根拠資料9-1）に基づき、地域・産学連携推進委員会が中心となり運営している。こころとからだの健康づくり研究センターは、「こころとからだの健康づくり研究センター規程」（根拠資料9-2）に基づき、同センター委員が中心となり運営している。両者の業務が地域連携と産学連携で重なることも多く見受けられたため、2020年度より「地域連携推進室、地域連携推進委員会」と「こころとからだの健康づくり研究センター、産学連携推進委員会」に整理して運用していくこととした。

地域住民に対しては、大学主催のセミナーや各種教室（転倒予防教室、食べる力をつける教室、認知症カフェ等）はもちろん、地域新聞への本学教員のリレーコラムの掲載や、県北地域の商工会議所をはじめ、老人会やロータリークラブ、地域の区長会など、各種団体との接触を頻繁に行い、大学を理解してもらう努力を行ってきている。地域からの要望には、可能な限り応えることが、地域に根ざし、地域を支え、地域に支えられる大学の役目であると考え対応している。地域からの要望は、本学が持つ、医療の専門分野の知識・ノウハウを求めるものから、学生を含む人的なバックアップなどの多岐にわたり、それらを各種委員会と調整して対応している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流への参加

学外組織との適切な連携体制

・近隣地方自治体や産業界との包括連携協定締結による連携体制（根拠資料 9-3【ウェブ】）

2015年7月30日に村上市との包括連携協定調印式を執り行った。本学が本地域で積み上げてきた保健、医療、福祉および研究・技術開発などに関する活動実績を、包括的な連携協定に基づいた相互協力へと発展させ、継続的な連携強化に発展させている。協定に基づき、さまざまな地域資源を教育や研究に活用しながら、地域の課題解決などに取り組んでいる。毎年一回、村上市と本学との連携協議会を開催し、大学の教育課程等への提言もいただいている。

また、2015年9月25日には岩船商工業会と、同年12月2日に栗島浦村と、2016年3月22日に関川村とも包括連携協定を締結した。これら協定に基づき、教員が中心となって、高齢化が進みかつ医療過疎地域の住民の健康維持・向上に役立つ取り組みを実施している。今後も、地域・産学連携推進室やこころとからだの健康づくり研究センターが中心となって、近隣自治体や産業界等との連携を一層強化し、地域に根ざし、必要とされる大学を目指していく。

・県内大学間連携

「高等教育コンソーシアムにいがた」（根拠資料 9-4【ウェブ】）に加盟している。この組織は新潟県内の高等教育機関である国公立大学・短期大学・高等専門学校等が加盟しており、各大学間の教育連携（連携教育、連携キャリア講座、単位互換、共同研究、学生交流等）、地域連携（調査研究や公開講座実施等の高等教育機関と地域との連携に関する事業等）、情報発信（中学校、高等学校と高等教育機関との連携、イベント・大学フェア・合同説明会・出前授業等の開催、広報紙の発行等による情報発信に関する事業等、大学連携（FD、SD 等の合同研修の実施等）を各大学が協力して推進している。本学は 2019 年度～2020 年度の副会長校となっており、2019 年度秋の理事会総会を本学が幹事校となって開催し、自由討議では、教員評価をテーマに議論を交わした。

・海外機関との提携（根拠資料 9-5）

海外の協定大学は、中国に 3 校（東北師範大学人文学院、山東医学高等专科学校、上海中醫薬大学）、台湾に 1 校（中国医薬大学）ある。

そのうち、東北師範大学人文学院及び山東医学高等专科学校とは、日中共通教育プロジェクトに関する協定を締結している。東北師範大学人文学院とは、両大学の教員派遣や指定科目についての単位互換などを検討している。また、今般の我が国における新型コロナウイルス感染症拡大に際し、同校より医療物資の支援を受けた。山東医学高等专科学校は、本学と同様に保健医療系の専門職業人を養成する教育機関であり、日中共通教育プロジェクトにおいて、それぞれが得意とする領域の強みを生かして、リハビリテーション医学教育を実施し、国際理念を持った優れた医療人の育成を目指している。同校からの留学生は、大学院正規生、学部科目等履修生等としての在籍及び修了実績がある。また、本学からも同校に教員を派遣し、授業を実施している。

その他、本学の社会連携・社会貢献の主な実例を列举すれば、以下の通りである。

専門職への貢献

専門職向けセミナーを開催し、本学の知識・技術を公開するとともに、専門職のレベルアップに貢献している（根拠資料 9-6【ウェブ】、根拠資料 9-7【ウェブ】）。

たとえば、LSVT（発声発語明瞭度改善目的の訓練法（Lee Silverman Voice Treatment））を普及させているアメリカの機関（LSVT®Workshop 企画運営会社の米国 LSVT Global）と連携し、日本での普及のため、本学が Primary Host となって、毎年、2 種類の講習会を開催している。言語聴覚士を対象とする LSVT LOUD（パーキンソン病の言語障害に対する訓練法）と、理学療法士・作業療法士を対象とする LSVT BIG（パーキンソン病の運動障害に対する訓練法）のワークショップがあり、毎年それぞれ 100 名以上の受講生を集め、盛況である。

そのほか、言語聴覚士等の専門職を対象とする「新潟神経・言語障害学セミナー」を、本学の前身の専門学校時代から通算 24 回、開催してきている。神経・言語障害の分野で著名な講師を招き、2 日間にわたってセミナーを開催し、常連の参加者もいて好評である。

地域の課題解決に向けた研究活動・公開講座

文部科学省 2015～2017 年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（根拠資料 2-11【ウェブ】）に、地域に根ざした研究プロジェクトとして採択された「地域高齢者の日常生活機能を向上させるプロジェクト」を実施し、研究補助期間終了後の現在も継続して同事業の内容を行っている。具体的には、本地域の高齢者を対象に、日常生活機能の向上および機能障害の予防を目的に組み立てた、オリジナルの訓練プログラムを（テーマ1：「摂食嚥下機能の向上」では「食べる力をつける教室」の中で、テーマ2：「身体機能・認知機能の向上」では「転倒予防教室（本学と関川村の2か所で実施、それぞれ「転ばぬ筋力アップ教室」、「健脚・健脳うんどう日）」の中で継続的に実施している。そして、プログラム実施前後の機能評価を比較することで、プログラムの有用性を検証するとともに、より良いプログラムの提供により、地域高齢者の日常生活機能を総合的に向上させていくことを目的とし、それぞれの教室を継続開催している。地域高齢者の摂食嚥下機能、身体機能、認知機能の維持・向上がみられ、参加者にも好評である。

また、認知症カフェや陶芸教室なども本学が主催して定期的開催しているほか、自治体より、長寿大学や各地域の健康講座への講師の依頼、介護支援事業等への派遣、介護認定審査委員会委員としての参画や、特別支援学校や高大連携校の評議員、新潟県ヘルスプロモーションプロジェクト推進会議委員、第34回国民文化祭・にいがた2019、第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会サポーターなど、多数求められており、毎年、多くの教員を派遣して、地域の要望に応じている。

さらに、地域の住民や学校向けに開講可能な出前講義のメニューを各教員が用意し、本学ホームページに公開している（根拠資料 9-8）。依頼があれば依頼先の地域に出向いたり、本学に来ていただいたりして、講演や体験等を行う体制をとっている。地元の小中高校からの体験学習の依頼も多く、実施後には、小学生などから、かわいなお礼の手紙が届く。村上市との包括連携協定締結後しばらくの間は、地域向けに広報誌を作成し回覧板に折り込んでいたが、住民より折り込みに手間がかかるので、不要との声があがり、現在は中止している。代わりにホームページやSNSを充実させ、高頻度に情報を発信している。また、月に一度は村上新聞「教授ブログ」に、本学教員が輪番制でコラムを掲載している。2020年度からは、地域住民向けに、履修証明プログラム（根拠資料 9-9）を、前期・後期に分けて開講する予定としていたが、前期分は募集をかけ受講希望者も集まったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止とした。

地域におけるイベント等への貢献（ボランティア・サポートなど）

地域からの要望はさまざまあり、上述した高校から小学校までの出前講義のほか、学生の小中学生への勉強サポート、村上大祭や岩船大祭への協力などの依頼が多くあり、本学の教職員、学生の有志が積極的に参加している。そのうち、一部は、学生の授業の一環として取り組みを実施させている。岩船中学校のチャレンジウオークや体育祭、新潟県立村上特別支援学校運動会、岩船地区七夕祭り、関川子どもチャレンジ100、岩船スポーツフェスティバル、村上・笹川流れ国際トライアスロン大会をはじめとして、地域における多くのイベント等のサポート、ボランティアを活発に実施している。

新潟県は、横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者を出している県であり、毎年、県主催の「北朝鮮による拉致問題を考える巡回パネル展」の会場を提供しており、市民に足を運んでいただき、啓発活動に協力している。

また、食生活を通じたボランティア活動を地域で行っているヘルスメイトさん（食生活改善推進員、通称：食推さん）と協働して、地域の方々と学生が「食文化」を通じて交流する機会を設けている。たとえば、2019年度の学園祭では、村上の郷土料理である「大海」と「菜っ葉飯おにぎり」をヘルスメイトさんが販売し、あわせて学生の食生活についてアンケートを実施した。また、村上市が市町村合併する前にあった5つの地域には、それぞれの特色ある料理があるため、5つの地域の特色あるメニューの調理実習を計5回開催した。

新潟県大学魅力向上支援事業に、2017年度、2018年度と連続して採択されており、2018年度は地元の産業である村上木彫堆朱や日本酒蔵元とコラボした、学生実習を展開しており、本学をPRするプロモーションビデオも作成し、広報活動に活用している。

大学施設の開放

大学が所有する施設の地域社会への開放として、図書館の書籍の貸出、市民の集会のための講義室の開放、老人クラブと本学との交流ペタンク競技大会等のためのグラウンド・体育館の開放など、地域社会からの要望に応えられる体制をとっている。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1： 適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点2： 点検・評価結果に基づく改善・向上

地域・産学連携推進室が実施している事業については、活動報告を年報に掲載し、実施している事業の企画及びその成果を客観的に評価している。

また、地域ボランティア活動を取り入れた基礎ゼミの授業等に対して、学生による授業評価を行っている。さらに、これらの評価結果を基に、担当教員は次年度に向けた改善報告書を提出することにより、今後の課題を明確にしている。成果については学生発表により評価している。

専門職向けセミナーに関しては、セミナーや講習会の終了後に参加者に対するアンケートを実施し、セミナーや講演内容の満足度や今後のテーマの要望等を収集し、翌年度以降の運営改善やテーマ設定等に反映させている。

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に基づく研究成果については、専門職向け及び住民向けに成果発表を行い、アンケート等を用いて外部評価を受けた。同事業は終了したが、毎年、継続実施している。なお、時代背景とともに地域住民の需要も変化するため、参加者の生の声を聴取しながら、内容を変更するなど工夫・改善を行いつつ継続実施している。

毎年開催している村上市との連携協議会において、たとえば第5回となった2019年度の会においては、協議事項のひとつとして、「大学の3つのポリシー（アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー）の点検評価」について意見交換を行っている。市側からは、「『人の心の杖であれ』という言葉は一般の人にも非常に分かり易いと思うので、誰にでも分かる言葉を使うのもいいと思う」とか、「専門の用語がでるのはごく当たり前のこと。一方で誰にでも分かり易いと思ってもらえるフレーズがあることはいいこと」といった意見がでた。そのほか、研究科については、「医療経験者はサラリーマンよりも働ける年数が長いため、早期退社をしたミドル世代をターゲットにするのがいいと思うが、一般の人が大学院をまだ理解できていないと思うので、パンフレット等で分かり易く周知するのがいいのではないか」との意見が出た。そのほか、教育課程の編成や履修証明プログラムの策定等についても、意見を聴取しており、村上市との連携協議会は、大学運営の点検評価の場の一つとなっている。そして、聴取した意見を参考に大学運営委員会を中心に協議を重ね、改善努力を図っている。

以上のように、本学の社会連携・社会貢献の適切性は、各事業でのPDCAサイクルが機能しており、さらにそれらを、外部評価含めて点検・評価している。その結果は、全学的な内部質保証推進組織である大学運営委員会においても点検・評価され、その結果に基づき、年々事業内容も改善・向上、さらに拡大している。以上、本学の社会連携・社会貢献活動に対して、内部質保証システムは有効に機能している。

（2）長所・特色

- ・本学は、建学の精神として、「地域住民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する」ことを目指し、教育目標の1つとして、「地域社会に貢献できる人材の育成」を掲げている。地域・産学連携推進室やこころとからだの健康づくり研究センターの事業はもちろん、学生や教職員の多岐にわたる地域貢献活動のほか、専門職セミナーにより、全国の専門職の質向上に寄与し、わが国のリハビリ教育に貢献できる人材を育成している点は長所である。
- ・「地域高齢者の日常生活機能を向上させるプロジェクト」は、本学を代表する地域貢献のための研究プロジェクトとして継続実施し、参加者からの評判も良く、機能の維持・向上の成果もあげている。また、学生に本プロジェクトに係る教室において、機能測定等に関わってもらったりすることで、実践的な地域医療の現場を経験してもらっていることは長所である。
- ・大学の教員や学生が地域の医療や福祉の場に関わることにより、地域住民の医療・福祉への認識が改まり、また、大学への理解が深まっている。これは、行政の委員会や学校の評議員への参加や、学校への出前講義なども同じで、そのことにより、講演会の講師依頼などの要望が多く出てくるようになった。
- ・学生の小中学生への勉強サポートは、小中学生の成績向上に役立つとともに、学生の社会貢献への意識の向上に繋がっている。また、地域のお祭への参加は、過疎化が進む本地域の活性化に一役買うとともに、学生自身にも、地域のために役立っているという自負心を醸成させる効果がある。

以上のように、本学の理念・目的を鑑み、社会連携・社会貢献活動は、本学にとって特

に重要な事項であるといえる。今までの活動を踏まえ、さらに市民との良好な関係を継続するとともに村上市との関係をいっそう深め、医療・福祉分野で地域社会に貢献していく。

(3) 問題点

- ・地域の高齢者を対象とした転倒予防教室については、非常に好評のため、参加者が多くなりすぎている。このため、マンパワー不足や、駐車場、体育館のスペースに限界があることなどが課題となっている。より多くの学生から協力を得たり、グループ分けする等、運営方法について検討していく必要がある。
- ・2019年度は、本地域で大地震、全国各地で大型台風や大雨などの自然災害が発生し、急な予定の変更や中止をせざるを得なくなった企画が多発した。今後も感染症の拡大などにより、同様の事態が発生することが予測され、社会連携・社会貢献の予定が、計画通り実行できるかどうかかわからない。

(4) 全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献活動は、建学の精神、理念及び設置の目的の実現に向けた取り組みであり、本学で設定している「社会連携・社会貢献に関する基本方針」に基づき、地域・産学連携推進室を中心として様々な活動を展開している。

地域・産学連携推進室は、教育研究の成果を社会に還元し、保健・医療・福祉環境の向上に貢献することを目指して事業を運営している。事業の実施に当たっては、社会全体の状況や地域ニーズ等を的確に捉え、計画を立案し、教育研究の成果を社会に還元している。具体的な事業は、主として近隣地域の住民を対象とした、転倒予防教室、食べる力をつける教室、認知症カフェ、陶芸教室、医療福祉分野等における自治体の要望に応じた教員派遣、地域におけるイベント等への貢献がある。

地域・産学連携推進室事業の運営については、地域・産学連携推進委員会において、各事業の事業実績及び評価を取りまとめ、各事業の振り返りを行い、改善点などを抽出し、次年度以降の事業展開に反映している。また、村上市との連携協議会を年1回開催し、本学の事業計画や評価について、意見聴取を行い、適切に事業の改善を図っている。さらにそれらの活動は、全学の内部質保証推進組織である大学運営委員会においても点検・評価されており、全学的な質保証システムが有効に機能している。社会連携・社会貢献の実施状況は良好な状態にあり、取り組みは概ね適切であると考えられる。一方、教員のマンパワーには限界があるため、活動の拡大に伴い、より効率的な活動を目指して、事業の見直しや優先性等の検討が必要である。

以上、本学は建学の精神、理念及び設置の目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元していることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第 10 章 第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の中・長期計画は、設置法人である学校法人北都健勝学園の中・長期計画の中で、新潟リハビリテーション大学部会として、一体的に設定している（根拠資料 1-16）。本法人の中・長期計画（2015～2025）では、教育研究環境整備、組織整備・人材育成、地域貢献、国際貢献の4つの戦略を設定し、それぞれの下に複数の施策を策定している。これら施策の具体的な事業計画は、本学が立案したものについて、本法人の理事会が審議し、承認を得ている。決定された事業計画は、毎年度、その進捗状況を本学の大学運営委員会が検証した後、法人の理事会でその妥当性の最終評価を行い、その結果を本学にフィードバックする仕組みとなっている（根拠資料 1-19）

また、本学は、理念・目的や目標の実現に向けた具体的な施策を、迅速かつ確実に、透明性のある手続きのもとに行う管理運営を推進することとしている。そして、法人組織、教学組織、事務組織それぞれの意思決定のプロセス、権限・責任ならびに大学運営の在り方を明確にするとともに、教職員で共有することを目的として、以下のとおり管理運営方針を定めて本学ホームページで公表している（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

1. 法人組織にあつては、理事長を議長とし法人の最終的な意思決定機関である理事会が、公共性、継続性、健全性を配慮した施策運営を行い、法人の継続的な発展を図る。評議員会は所定の諮問事項について意見を述べるとともに、所定の審議事項について審議を行う。
2. 教学組織にあつては、学長を議長とし本学の最高審議機関である大学運営委員会が、全学に共通する教育・研究・社会貢献、その他に関する重要な事項を協議し、教育理念・目的の実現にあたる。学部・研究科の教授会・研究科委員会は、教育・研究に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。
3. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を円滑かつ効果的に行えるよう適切な事務組織を設け、法令遵守の下、最大の効果をあげるべく効率的な業務運営にあたる。また、積極的な企画・立案能力や効率的な業務運営能力を発揮できるよう、事務職員の資質向上に向けた取り組みを定期的に行う。
4. 組織運営が適正に、そして確実・迅速に行われるように、学内諸規程の見直しを継続して行う。

5. 常に中・長期計画の策定・更新を行う。予算編成にあたっては、中・長期計画をベースとしながら財政の健全性を維持し安定した財政運営を図っていく。収入については授業料のみに偏ることなく、収入源の多角化を図る。
6. 大学の諸活動について常に点検・評価を行い、その結果を広く公表することで、社会に対する説明責任を果たしていく。

本学では、さらに、本学園の中・長期計画を踏まえたうえで、毎年度末に、次年度の事業計画を作成している。当該年度に実施した事業の課題、反省点を踏まえて、次年度に重点的に取組むべき事項について、学長が大学全体の事業計画、基本方針を策定したうえで、大学運営委員会が具体的な方針を決定し、学部については学部長、研究科については研究科長が詳細な事業計画案を作成し、最終的に理事会の承認を得て決定する。これらは、メーリングリストや教授会等を通じて学内に周知している。さらに、本学ホームページに事業計画書及び自己点検・評価報告書、事業報告書を公表し、広く学外にも周知している（根拠資料 1-20、根拠資料 1-21）。また、その要点を、保護者会時に資料を用いて保護者に説明している。

本学園の理事会は、大学関係者として学長（大学院研究科長）及び学部長が理事として、また、評議員には、7人の大学教職員が選任されており、法人と大学との意思疎通は十分に図られている。原則、理事会は、月1回開催されており、予め理事会・評議員会の承認が必要な事項の大学議案の提出、大学及び各学校で審議された事項の報告等を行っている。

大学の最終意思決定機関としては、大学運営委員会を設置しており、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、専攻長、学生部長、法人事務局長、大学事務局長で構成し、さらに2019年度は、学部長補佐を構成員に加えるとともに、オブザーバーとして、こころとからだの健康づくり研究センター長、作業療法学専攻副専攻長を追加して運営している。

大学運営委員会は、月1回定例会議を開催し、主に大学運営委員会規程に定められた審議事項を取り扱っている。すなわち、大学全体の管理運営の基本方針、諸規程の制定・改廃、教育研究目標・計画の策定をはじめとして、大学の重要事項について、議長である学長のリーダーシップのもと、常に教職員間の意思疎通を図りつつ合議によって大学運営に対する方針等の確認を行いつつ、審議・決定している。なお、教員の人事に関する事項については、別途、学長の直属の機関として教員人事委員会を設置し、教員の採用（非常勤講師を含む）、昇任に関する事項について審議を行っている。

学内構成員に対する大学運営に関する方針は、学部に設置される教授会及び研究科に設置される研究科委員会、事務組織に設置される事務連絡会議において周知される。

教授会は、学部に所属する「教授、准教授、常勤の講師及び助教」で構成され、学部長が議長となり、月1回定例開催し、「教育課程編成」「学生の入学・卒業認定」「教育方法」「学生の厚生補導等に関する事項」を審議している。研究科委員会は、「学長、副学長、研究科長、研究科担当の専任教授・准教授、講師」で構成され、研究科長が議長となり、月1回定例開催し、「教育課程に関する事項」「学生の入学及び課程の修了に関する事項」「授業科目、試験、単位認定その他教育方法に関する事項」「学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍、その他学生の身分に関する事項」「学生支援に関する事項」「課程修了及び学位授与に関する事項」「その他大学院の教育研究に関する事項」

を審議している。定例会議のほかに、急ぎで審議が必要な事項がある場合は、臨時会議を開催する場合もある。

教授会・研究科委員会の議題ともに、学長が速やかに、メーリングリストを通じて各構成員に会議の1週間前に配信している。次回の教授会・研究科委員会時に議事録要旨を構成員全員で確認し、議事録はそれぞれ学部長、研究科長等が確認捺印し、事務部にて鍵のかかる保管庫で管理している。

事務連絡会議は、事務職員全員で構成され、大学運営委員会、教授会、研究科委員会で審議された事項の伝達のほか、事務連絡上の重要な事項について協議するとともに、事務組織内の連絡を密にすることを目的として開催し、事務の円滑な運営を図っている。

以上、建学の精神、理念及び設置の目的、大学の将来を見据えた計画を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示した上で、大学を適切に運営している。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

大学運営のための組織の整備

大学の管理運営は、組織図に示す通りであり、学長のもとに大学運営委員会及び不正防止委員会を置き、また、法人組織とも関連する委員会として、危機管理委員会、ハラスメント防止委員会、IR推進統括室等を設置し、学長直轄の委員会として位置付けている（根拠資料2-4）。

さらに、教員人事委員会、自己点検・評価委員会は、審議内容の特殊性を考慮し、大学運営委員会と並列した委員会（決定権を持つ）として別途、設置している。

学部及び研究科には、それぞれ教授会、研究科委員会を設置しており、その下部組織として、それぞれの専門的事項を審議するための各種委員会を置いている。

なお、本学は1学部1研究科の小規模大学であるので、学部と研究科で共通に審議した方が効率的と考えられる委員会（FD・SD委員会、入試・広報委員会、学術委員会、情報セキュリティ委員会、倫理委員会、外部資金等獲得活用委員会）については、学部と大学院を合わせて審議することとしている。

学部全体の運営にあたっては、大学学則第47条で、「本学に、教授会を置く」と定め、教授会規程において、その審議事項が規定されている。

教授会を構成する委員は、大学学則及び教授会規程により「本学の専任教員」とされている。教授会の招集者および議長は教授会規程で、「学部長は、教授会を招集し、その議長となる。」と規定され、教学事項等の全般に関する権限と責任のもと、学部の管理運営の任務に就いている。

研究科全体の運営にあたっては、大学院学則第 41 条で、「研究科に、研究科委員会を置く」と定め、研究科委員会規程において、その審議事項が規定されている。

研究科委員会を構成する委員は、大学院学則及び研究科委員会規程により「学長、副学長、研究科長、研究科担当の専任教員」とされている。研究科委員会の招集者および議長は研究科委員会規程で、「研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。」と規定され、教学事項等の全般に関する権限と責任のもと、研究科の管理運営の任務に就いている。

大学の管理運営に責任を負うべき学長、学部長、研究科長等の役職者に関する規定は、大学学則第 45 条及び大学院学則第 40 条の規定に基づく。それらの選考は、本学園の新潟リハビリテーション大学学長等選任規則に基づき行われる（根拠資料 10-(1)-1【ウェブ】）。また、学長、学部長の職務における権限と責任については、それぞれ、学校教育法第 92 条第 3 項、第 92 条第 5 項に基づく。なお、副学長は、学長が指名し、学長が特命する事項について校務を掌る責務を負い、任期は学長の在任期間内としている。

これらの大学管理運営に関する規程は、学則関係（大学学則、大学院学則）、学長及び部局長選考関係規程（新潟リハビリテーション大学学長等選任規則）、大学運営関係規程（大学運営委員会規程、教授会規程、研究科委員会規程、教員人事委員会規程、自己点検・評価委員会規程、危機管理委員会規則、不正防止委員会規程、ハラスメント防止委員会規則）及びその他の組織図に示された委員会ごとの規程・規則を整備しており、それらに定めた審議手続きに従って運営している。

なお、規程の改廃については、大学学則及び大学院学則、危機管理委員会規則、ハラスメント防止委員会規則については理事会が行い、それ以外の規程は大学運営委員会が行い、理事会に報告することとしている。

以上のように、本学の管理運営体制は、組織図に示された各委員会等の規程はすべて整備されており、学長を頂点とする各部署の「権限」と「責任」を明確にすることによって、情報の共有化、対応の迅速化を図っている。

危機管理対策の実施

本学構成員が遭遇する可能性のある危機に対して、未然に防ぐと共に、的確な対応を行うよう、危機管理体制を敷いている。また、法人全体の危機管理基本マニュアルに代表的なリスクへの対策・対応が定められている。（根拠資料 10-(1)-2）

本学では、危機として、自然災害、事故、事件、健康危機、情報セキュリティ、国際交流、入試等を想定し、自然災害については、年 1 回、地震避難・火災消火訓練を実施し、非常時の機器の使用方法等を確認するとともに、防災意識の啓蒙と避難経路・場所等の対応の周知を図っている。2019 年度は、自然災害である山形県沖地震に見舞われたが、学生たちは落ち着いて行動し、避難所では自発的に高齢者の支援を行い、地域の方々から感謝の意を表された。また、地震を機に学生・教職員の安否確認システムを導入した。健康危機に相当する新型コロナウイルス感染症の拡大にあっては、対策本部を立ち上げて、日々対策を練りながら、迅速な対応を実施している。

各種ハラスメントへの対応は、全教職員を対象とした研修会の実施により理解を深めると共に、派生した事案については、ハラスメント防止委員会 において適切な対応を図っている。学生から

の各種の相談については、ゼミ担当教員及び学年担任制度を設けて、日常的に対応を図るほか、ハラスメント、健康問題などの個別の事案については、学習センター、保健室、クリニックに専門の医師、公認心理師（臨床心理士）資格を持つカウンセラー、看護師、精神保健福祉士、歯科衛生士を配置することで専門的対応を図っている。

学内の日常的な危機管理対策については、警備業務の業者への委託により、施設の異常や盗難等の予防に係る警備業務を実施している。施錠を確実にし、及び監視カメラ設置により盗難を防止するとともに侵入者の防止を図っている。

以上、学長をはじめとする所要の職は、法令上の根拠と大学の基本方針に基づいて整備された各種規程に則った手続により選任しており、教授会等の設置及び権限も明示している。学内の危機管理対策も含め、適切な大学運営を行っている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

学校法人北都健勝学園予算規則（根拠資料 2-4）に則り、予算編成、予算執行を適切に行っている。予算の申請は理事長（経理統括責任者）の指示にて法人本部から各校事務（局）長に予算案の作成を依頼する。各部署の予算申請については当該年度の予算執行状況を確認し、経常経費の見直しおよび学生数を勘案し適正に行っている。また、各校事務長は申請された予算に対してヒアリングを行い、十分検討した上で本部に提出する。法人本部で北都健勝学園全体の予算原案を編成し、最終的には事業計画案とともに評議員会の諮問後理事会で承認される。

予算の執行については、北都健勝学園規則第4章財務関係（根拠資料 2-4）に則り適正に行なっている。総務経理課で作成した予算管理表を、教職員ひとり一人が確認できる共有のサーバーにおき、各々が予算の執行状況を把握しながら予算執行伺書を提出し、予算管理者の決裁を受けている。また、毎月の予算執行状況については各校事務（局）長（予算管理者）にフィードバックし、四半期ごとの予算執行状況については検証を行い理事会、評議員会に報告している。

適正な予算執行及び会計処理を検証するため、法令及び寄付行為に基づく監事監査及び高志監査法人による監査、監事監査規則（根拠資料 2-4）による内部監査を適正に実施しており、5月の理事会にて決算ならびに監査の報告を行っている。

予算執行実績及び決算結果を基に、毎年度、中・長期計画に定めた10年間の財務計画シミュレーションを更新している。

厳しい財政状況を受けて、歳出額の削減及び歳入の確保を推進しているが、毎年度、教育研究活動に支障が生じないよう所要額を確保し、研究費も教授等の職に応じた各教員に予算配分している。また、支出項目ごとの経常的経費に対する割合で見ると、人件費が高い傾向にあるが、本学が少人数教育を特色として、適切なS/T比教員数を確保しているためもある（大学基礎データ表1、表12）。

以上、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

本法人及び大学を支援する事務組織は、学校法人北都健勝学園事務組織規則（根拠資料 2-4）により、事務局の各組織及び職務分掌が規定されており、学内外の環境変化に対しては、組織体制、業務内容等を鑑み、必要に応じた改組・再編を行っている。。

事務局の人員配置計画は、基本的には中・長期計画を踏まえた年度事業計画に基づいており、毎年度「学校法人北都健勝学園事務組織図」として定められる。組織図や職務分掌については、学内構成員に配付される「事務関係ハンドブック」（根拠資料 10-(1)-3）に掲載して周知される。

毎年度、人件費抑制への取組みとして、事務局のスリム化・合理化を図ってきている。現在、本学では、学務課と総務企画課の2課に大きく分かれ、大学運営、教育研究活動支援等に対応している。

学務課は、「教育課程」「学務情報システムの運用及び維持管理」「学生の福利厚生、課外活動」「各種奨学金」「各種証明書の発行」「学生のアルバイト及び就職」「学籍」「臨床実習」「国家試験」「学習支援サービスの提供」「学生生活全般にわたる相談、助言」「学生の保健管理」等に関する事項を担当する。

総務企画課は、「大学の文書管理（起案書等）」「物品の発注、納品等の管理」「予算の執行処理」「実習謝金の支払い処理」「授業料の管理」「科研費の経費処理」「小口清算」「補助金」「機材、機器の使用調整等」「遺失物及び拾得物の保管、廃棄」「校有車両」「施設管理」「市町村との連携」「各種団体との連携」「地域との交流」「高等学校との連携」「学生ボランティア」「地域向け出前講座、各種教室の実施」「他大学との連携」「学生募集及び入学者選抜」「入学者選抜に関する調査及び諸報告」「入試広報」「ホームページの更新、管理」「図書館」「図書・AV・CD教材等の閲覧・貸出」「図書・AV・CD教材等の選定・発注、受入・登録・保管・除籍」「電子ジャーナルの整備」「製本、修理及び廃棄」「文献複写」「レファレンス・サービス」「図書館ホームページ・図書館利用ガイドに関する内容更新・作成」「所掌事務に関する調査及び諸報告」等に関する事項を担当する。

各課内における業務分掌は主担当、副担当を明確にし、日常業務において、進行状況、書類作成等については複数確認を行うことを徹底している。

本学の規模と迅速な対応、情報の一元化を図るため、教務と学生支援を統合し、学務課としている。その他の業務一般を総務企画課が担当している。小規模であるメリットとして、各課の隔たりがなく、学生との距離が近い事務局として機能している。

業務の専門化への対応としては、例えば、研究支援において、URA（リサーチアドミニストレーター）を配置している。また、FD・SD研修会を開催し、教職員が合同で教育課題に取り組むなど教職協働の環境作りに注力している。その他、大学運営、教学に係る会議、委員会等には、事務職員が委員として参画し、対等に協議できる風土が醸成されている。職員の意欲・資質向上の方策として、人事考課制度を導入している。人事考課の中で、上司・部下の面談を通しての意思疎通のやる気を引き出し、適正に評価する人事考課制度が整備されている。なお、評価結果は点数化し、賞与の傾斜配分のための資料として活用している。

事務職員の採用・昇給・異動等については就業規則に基づき、事務局長の意見を聞き、理事長が行う。職員の採用については面接等の採用試験を経て行っている。

以上の通り、事務組織に、大学運営等に関わる適切な組織と人員を配置し、資質向上の取組などを実施していることから、本学の事務組織は適切に機能している。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員については大学の管理運営支援だけでなく、教育研究活動の支援を行うことも重要な業務である。本学のように小規模な組織では、さらに個人の業務領域の広さやスキルの高さが求められる。事務職員の研修については、学内研修のほか、学外研修（学生支援・奨学金関係、外部資金関連、若手大学職員研修等）に関する種々の学協会や他大学主催のセミナー・講習会等）も積極的に利用している。

学内研修では、FD・SD研修会やランチョンセミナーとして、教職員の垣根を超えた研修会を定期的実施しており、教員と事務職員が、協力・連携しながら効率よく業務が進められることを目的としている。FD・SD委員会が、その年のSD研修の方針を決め、研修会を開催している。2019年度は、事務職員独自のSD研修会として「学校会計について、学校法人の基本金問題について」等、教職員合同のFD・SD研修会として「大学基準について～内部質保証を中心に～」 「高等教育の負担軽減について」 「シラバスの書き方について」 「国家試験対策について」 「本学における退学要因及び対応策の検討について」 「研究倫理・不正防止について」 「科研費申請について」 「入学生の学習技能の育成と診断的評価の準備」等を開催した。全教職員を対象とし、知識、情報を共有することで、大きな課題に一丸となって取り組めるよう、一人ひとりの自覚を促している。

以上、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員・教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価
評価の視点2：監査プロセスの適切性
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、学内において大学運営委員会で点検・評価を行うほか、学園の理事会において、中・長期計画に沿って、効果が上がっているかが評価される。

外部評価については7年に一度の大学基準協会による機関別認証評価、5年に一度のリハビリテーション教育評価機構による教育評価認定審査のほか、本学は文部科学省私立大学等経営強化集中支援事業に連続して選定されており、現在も2018年度～2020年度の支援を受けているため、毎年度、文部科学省より、大学運営や経営状況について点検・評価を受けることとなっている。2019年度は、選定時の付帯事項として付されていた、日本私立学校振興・共済事業団の経営相談も受け、文科省の評価の結果、2020年度の継続支援も決定され、本学の改善努力も評価され、付帯事項もなくなった。

さらに、包括連携協定を締結している本学が立地している村上市との、毎年度開催の連携協議会においても、点検・評価がなされている。また、第2次村上市総合計画（2017年度～2021年度）における主要施策にも組み込まれ、「地域の優れた人材の活用や新潟リハビリテーション大学などとの連携により、学校と地域社会が一体となった教育環境づくりを進めます。」及び「新潟リハビリテーション大学等と連携した事業実施により、より効果的な介護予防や健康づくりを推進します。」のフレーズがあり、本学が地域に必要とされていることがわかる。村上市の総合計画に組み込まれたことにより、村上市の総合戦略進捗検討会議でも、本学の地域貢献活動等を中心に評価される。すなわち、本学の建学の精神、理念及び設置の目的を踏まえた、地域の医療現場で活躍する医療人材の輩出や地域への研究成果の還元が評価されている。なお、第2次村上市総合計画審議会には学長が、総合戦略進捗検討会議には、地域・産学連携推進室長が参画している。

学生の教育成果達成度については、国家試験合格率を学部教務委員会と教授会により、臨床実習到達度を本学で開催する臨床実習指導者会議時や教員による実習地訪問時等の情報をもとに各専攻会議により、また卒業生の就職先アンケートの結果を学生支援企画委員会により評価し改善に繋げる体制をとっている。保護者からの評価は、保護者会や面談時に聴取し、組織の改善と中長期計画の進捗管理に反映させている。

また、ホームページ等の広報媒体を利用した情報公開により、財務や大学運営の状況、中・長期計画の進捗状況等を全ステークホルダーに公開することで、学生・保護者・地域住民等は、現状の課題改善や教育サービスの充実が、どのような時間軸で改善・達成されるのか、把握することを可能としている。

法人本部は、財務に関する研修会やSWOT分析（根拠資料10-(1)-4）に取り組むワークショップを開催し、大学の将来像や人材育成、教育方法などについて議論を行う場を設けている。学内の全教職員を研修対象とすることで、教職員の連帯感を生み、大学全体として諸課題に対する共有化が進み、全学一丸となって改革に取り組む素地が出来ている。また外部の大学改革コンサルタント（NPO法人 NEW VERY）を活用した研修も実施しており、学生募集力や休退学率などについて、第三者の視点から厳しい評価を受けている。指摘された課題を着実に改善することを進捗管理に反映させ、志願者数増や財務状況の改善に繋げていく方策としている。また、このような研修を受けることで、内部各所で自律的な改善マインドが付いていくことにより、従来よりも諸課題の改善がスピードアップされる。

これらにより、教育研究環境の整備が図られ、大学に対する評価の向上に結び付けることを目的としているが、効果が得られるまでには、もう少し時間を要する。

監査プロセスについて

外部監査として、高志監査法人による監査を受けている。また、法人内に内部監査室を設け、会計事務の適切性のみならず、事業の効率性や妥当性など、業務全般について、本法人役員としての監事が、年間監査計画に基づいて業務監査を定常的に実施するほか、学生の教育課程にかかる課題についても監査し、その改善策の提示を求める体制となっている。教学の状況分析については、大学運営委員会において、教務委員会、入試・広報委員会、大学院学務委員会、IR推進統括室等の担当部署が評価結果を開示するとともに、学長が、学部長など関連部署での改善を指示することにより、その対応を図っている。同様に、前述したさまざまな外部評価の結果についても、大学運営委員会で共有し、その改善に向けた取組みを図ることとしている。

以上、本学は大学運営の適切性について、学内組織のみならず学外組織からも複数の重層的な点検・評価を受ける仕組みを構築している。定期的な点検・評価を受け、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

(2) 長所・特色

- ・予算執行のプロセスの明確性及び透明性は確保されている。また、内部及び外部の複数の組織による点検・評価や監査が定期的に実施されており、その結果をもとに、不断に改善・向上に向けた取り組みを行っている。さらに、その状況について、毎年度、自己点検・評価報告書や年報を作成し、本学ホームページなどで公表している。

(3) 問題点

- ・大学は、単に専門的な教育や研究を行うだけでなく、地域貢献として、社会とのつながりを強め、研究成果や技術を地域社会に還元することが求められている。特に最近では、少子化、人口減少、地域創生への対応として、行政機関や関係団体等との連携や、地域への就職促進など、さまざまな取組が求められている。それに対し、業務内容の多様化への対応が各人のスキルによるところが多く、委員会や構成員による業務量の偏りも生じている。さらに、事務職員は、短期間で入れ替わる例が多く、大学運営に関する知識を深めてプロフェッショナルな人材を育てることが難しい環境にある。すなわち、状況をよく知っている特定の者に負担がかかる傾向にある。これまで以上に、各種研修会に多くの事務職員を参加させ、スキルアップを図ること等で対応していきたい。
- ・小さな組織であるため、他部署の業務理解、情報の把握はなされているが、データベースの構築並びにデータの一元化はまだ不十分と言える。

(4) 全体のまとめ

大学の総力を発揮した円滑な大学運営のために、教員と事務職員等が連携・協働して業務に取り組む「教職協働」体制をとっている。また、内部及び外部の複数の組織による点検・評価や監査が定期的に実施されており、その結果をもとに、不断に改善・向上に向けた取り組みを行って

いる。さらに、その状況について、毎年度、自己点検・評価報告書や年報を作成し、本学ホームページなどで公表している。

今後は、業務内容の多様化、専門化に対応できる職員の機動的な採用や、弾力的な職員体制の整備が必要であるが、現在のスタッフについては、学内外の研修を活用しつつ、日常業務の中で大学に関する知識等を備える職員を育成することが必要である。

以上、本学は、建学の精神、理念及び設置の目的を実現するために、明文化された諸規程に基づく大学運営を、堅実かつ適切に行っていることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

第10章 第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

法人全体での諸活動を安定して遂行するため、法人の中・長期計画（2015～2025年度）において、各部門（法人、大学、専門学校）が掲げる基本施策の下、年度単位での事業計画により予定施策を実施している。また、中・長期計画については、各部門単位で教職員への説明会が開催され、推進への協力と理解を求めている。

あわせて、大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定を行っており、中・長期財政計画の目標収支差額を定めた6年間の収支・財務シミュレーションを作成し、毎年度見直しを行っている。（根拠資料 10-(2)-1）

このシミュレーションは、中・長期計画に掲げる大規模計画（最近では2020年度着工予定の新校舎建設計画）を中心に、今後の収支実績を想定することで計画達成のためにより確実な財政計画を立てるものである。このシミュレーションを踏まえて、毎年度の予算編成方針大綱の中で、各部門の収支予算差額の目標額が設定されることから、各部門内での運営の改善及び効率化が図られることになる。

以上のことから、本学では中・長期計画ともに中・長期の財政計画は適切に策定されていると判断できるが、財務関係比率に関しては財政計画の中で数値目標が明確でないので、改善する必要がある。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み評価

の視点3：外部資金の獲得状況、資産運用等

本法人が設置する学校は、新潟リハビリテーション大学・大学院（村上市）、新潟看護医療専門学校（新潟市）、新潟看護医療専門学校村上校（村上市）の3校である。

本法人の収支差額は、決して良好であるとは言えず、また年々、厳しさが増す状況にある。これは、本学以外の部門からの影響も大きい。しかし、法人全体で借入金もなく、全

体的に見ると、前述した中・長期計画の遂行、本学の教育研究活動に大きな影響が出る水準ではなく、必要な財政基盤は確立されている。（基礎データ表 9, 10, 11）

本学では収入予算の 80% 程度（基礎データ表 10）を占める学生納付金の安定確保は不可欠である。そのため、毎年度、入学定員を満たす入学者数を確保するための方策を強化しているとともに、重点事業計画として学力不足の学生に対する学習支援による休・退学率の減少、及び国家試験合格率向上に向けた取り組みを強化している。その結果として、休・退学者を減少させることで学生納付金減少の抑制を図っている。

また、毎年度の予算編成においては、無駄な支出減の観点からは、学内各部署、委員会等からの予算要求の際は、予算前年度の予算執行実績、増額理由等を確認するなどして、教育研究費予算の適正配分を図っている。これまで、本学の予定事業計画を遂行するための予算は配分されており、経年劣化に伴う、当初導入の教育研究機器、設備等の老朽化等に係る機器更新に対しても必要な予算を確保し、年次的に進めている。

外部資金の導入においては、文部科学省科学研究費助成事業の受入れ状況は、研究代表者分のみで見た場合、2018 年度では交付件数で 4 件、交付額（間接経費含）で 4,290 千円、2019 年度も交付件数で 4 件、交付額（間接経費含）で 4,420 千円と交付件数・額ともに少ない。そこで、外部資金等獲得活用委員会を中心に、新潟大学研究企画室と連携し、研究支援の強化を図っている。

一方、文部科学省補助金である私立大学等改革総合支援事業や私立大学等経営強化集中支援事業、私立大学等戦略的研究基盤形成支援事業や新潟県補助金である大学魅力向上支援事業等への取り組みは強化しており、その成果が認められ、継続的に選定・採択されている。文部科学省の前述した各種補助金に選定される率については、新潟県内の大学の中では、本学は最も高いといえる。

資産としては、大学運営に必要な土地及び建物、また、物品としては、教育・研究用備品、図書を保有している。専門的な知識・技術と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者の養成という本学の目的を達成させるため、計画的に教育研究用備品の更新が行われており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している（大学基礎データ表 1）。

各組織への教材費や研究費の配分も、教育研究活動に対し、適切な資源配分を行っている。専攻研究費については、学長裁量の競争的資金とし、教員の研究意欲を喚起している。

以上のことから、本学の教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤は確立していると判断できるが、今後の状況変化に備え、入学者数の確保等、収入を増加させる取組みのさらなる強化が必要である。

（２）長所・特色

- ・文部科学省補助金である私立大学等改革総合支援事業や私立大学等経営強化集中支援事業、私立大学等戦略的研究基盤形成支援事業や新潟県補助金である大学魅力向上支援事業等への取り組みは強化しており、その成果が認められ、継続的に選定・採択されており、収入増に寄与している。

(3) 問題点

- ・収入の大半を学納金に依存しているため、学生数の変動で財政状況が左右される。また定員未充足の状況から、せっかく獲得した補助金にも圧縮がかかったの交付となっている。学生募集活動のいっそうの強化が重要である。
- ・本学の建物の一部は、老朽化が進んでおり、建て替えが必要になっている。建物1棟の新築計画のほか、耐震計画を策定し、資金計画と財政状況を勘案しながら、着実に計画を進めていく必要がある。また、多額の資金を要する大規模事業であるため、現行の事業計画に基づく予算編成、財政計画が確実に遂行できるよう、収支・財務シミュレーションにおいて各部門において、収支状況の把握、コスト削減意識の徹底等の予算管理の意識を更に定着させ、収支改善を促進していく必要がある。
- ・シミュレーションに基づく予算編成（又は事業計画）において、財務関係比率に関する指標を取り入れ、より具体的に目標が理解できるよう取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

収支・財務シミュレーション、中長期計画を踏まえた年度予算編成及び事業計画策定の仕組みが整備されており、また、予算執行状況の厳格な管理等が実施されており、中・長期財政計画は適切に策定されている。

また、財政基盤の確立については、今後、新校舎建設という大規模事業を予定していること及び、定員規模の縮小・学生数の減少に伴い、学納金が減少しているため、外部資金の獲得強化はもとより、寄附金などの獲得とともに、いっそうのコスト削減意識の徹底を図っていく必要がある。また、毎年度の予算及び事業計画を目標どおり達成していくことが重要である。

以上、本学は、建学の精神、理念及び設置の目的を実現するために、必要かつ十分な財務基盤を確立するとともに、毎年度、財政計画を点検・更新していることから、大学基準が求める内容を充足していると言える。

終章

ここに完成した自己点検・評価報告書は、前回の認証評価を受審後、6年を経た本学の現状を記したものである。前回受審時は大学院大学として開学7年目であったが、学部は完成年度に達しておらず、学部の卒業生を輩出していない状態での受審であった。その後、継続して、本学の建学の精神、理念及び設置の目的を実現するため、1学部1研究科の体制のもとで、質の高い保健医療専門職を養成し、地域に安定的に人材を供給し続けている。

本報告書の序章にも記したように、本学は、リハビリテーション学を教育研究対象とする単科大学であり、「人の心の杖であれ」をその建学の精神としている。本学の使命は、高齢者や障害を持つ方などに対する身体と心の両面からのケアを通して、豊かで健康的な地域社会づくりに寄与することができる人材を養成することにある。特に本学は、教育と地域貢献が、大学に課せられた二大使命として、教職員全員で重点的に取り組んでいる。

そして、本学が今期の自己点検・評価報告書を作成するにあたり重要視したのは、全学的な内部質保証システムの構築であった。さらに、多様な背景を持つ学生への対応、大学と地域社会・国際社会との連携、本地域の少子高齢化のいっそうの進行、若者人口の東京地区への流出など、大学を取り巻く内外の環境の変化に迅速・柔軟に対応していくことが求められた。そのような中で、本学はさまざまな教育改革の実施、大学ガバナンスの改善などを行ってきた。

今後も高等教育機関としての社会的な期待に応え、責務を一層着実に果たすとともに、本学の理念・目的の実現に向けて、教職員・学生が志を共有しつつ真摯な努力を積み重ねていきたい。

今回の自己点検・評価作業の結果を通して、教育目標の達成状況、優先的に取り組むべき課題、今後の展望についてまとめれば、次のようになる。

基準1 理念・目的

大学の理念・目的を達成しており、十分な検証もなされている。

基準2 内部質保証

大学の諸活動に係る規程は整備され、学内の管理運営体制は整っている。学長を頂点とする最終的な大学としての意思決定を行うシステムは、整備され、PDCAサイクルも各レベルでうまく機能している。教員の教育研究活動、社会的活動等についての評価基準、評価を実施した結果についての教員へのフィードバックの方法等についても確立しつつある。

基準3 教育研究組織

教育研究組織は、学部は、1学部1学科4専攻、大学院は1研究科1専攻（修士課程）で組織しており、リハビリテーション学の教育研究体制は充実している。教育研究組織としては、小規模な大学であるが、その分、社会変化に対しては、柔軟に適応できる組織であり、各種委員会からの提案は、大学運営委員会で迅速に意思決定できる組織となっている。また、地元自治体等の地域社会からの要請についても、地域・産学連携推進室を窓口として地域の需要に即座に対応できる体制をとっている。

基準4 教育課程・学習成果

教育目標に基づく学位授与方針や教育課程については、学生便覧や大学ホームページにて公開されている。詳細な内容については、入学時のオリエンテーションにおいて学生に対し、十分時間をかけ説明している。また、保護者を年1回開催し、現在の状況について説明し、理解を得る機会を設けている。教育課程の編成・実施方針の適切性については、各種アンケートや授業改善ミーティング、意見箱の活用により検証し、よりよいものへと改善している。

教育内容については、法令に基づく国家資格を得るための科目を組み込んでいるため、選択の自由度は制約されるが、導入教育（基礎ゼミ）や人間性を涵養する教養教育をできる限り配置し、大学教育に相応しい科目構成となっている。また、学部と大学院がもつ物的および人的資源を有効に活用するために、相互に協力・連携する体制を拡充し、大学院への進学モデルカリキュラムも設けている。

教育方法については、学生の授業評価や学生成績評価等の客観的データを教育方法の改善に結びつけている。また、履修登録指導は学生の学習進捗度や学生の個別の問題を合わせて相談する重要な場であるため、ゼミ担当教員が責任をもって学生の成績・進路希望を把握した上で、指導を行っている。学生の動機づけを行い、授業に積極的に係わるようするため、統一した「シラバス記入要領」を整備し、授業の前に適切な情報をシラバス等により提供している。また、協調・協同学習、課題解決・探索学習、PBL (Program/Project Based Learning) などの学生の主体的・能動的な学びを引き出す教授法も取り入れている。

教育成果については、学部では国家試験合格率に現れる。最優先課題として取り組んでいるが、十分な成果に結びついていない。大学院においては、「学位規程」において授与の要件および審査の方法を定めており、研究科委員会において、これらの定めに従って学位論文や発表の審査および最終試験を実施している。就職率は100%であり卒業生の満足度も高いことから、現状の教育方法と体制を維持するとともに、学生の高い満足度の維持を図っていく。

基準5 学生の受け入れ

大学開設以来、学部の学生収容定員と在籍学生数の比率を維持することに努め、入学定員について継続的に検討してきている。理学療法学専攻では定員充足率が高く、他の専攻では定員を下回る現状が継続しており、この不均衡の是正のため、他専攻の入学定員を減少させる方策をとってきている。そのうえで、入学定員の確保を目指し、オープンキャンパスにおける体験学習等の実施により、それぞれの専攻の特性・魅力を理解してもらい、高校生の興味を喚起する募集活動を行っていく。また、大学院においては、学部の卒業生が輩出されたことや、東京サテライトキャンパスを設置したことなどをきっかけに、定員充足はV字回復を果たしている。

基準6 教員・教員組織

教員組織は、法令に基づく定数を満たしている。新任教員に対する新任教員研修を初め、FD・SD委員会が主導する種々の企画や活動により、教員の意識が変化し、教育・研究における資質や技能が向上してきている。専任教員の選考については、「教員の採用及び昇任」、

「教員の採用及び昇任に係る審査内規」に基づき、教員人事委員会で審議しており、教員の資質を一定以上の水準保つ努力を行っている。教員組織の課題としては、中堅の年齢層の教員が少なく、今後、補充していく必要がある。個々の教員の教育活動、研究活動、社会的活動、学内活動に対する教員評価システムが整備されつつあり、今後、教員のモチベーションが高まっていくことを期待する。

基準7 学生支援

学生支援は、学生支援企画委員会を中心に実施している。学生の修学支援については、毎年、学業不振等を理由に数名の休学者、退学者が出ていることから、ゼミ担当教員による定期的な面談実施等、早めの状況把握ができる環境を整備している。学生の生活支援については、毎年、健康診断を実施するとともに、学習センターにおいてカウンセリングを行っている。また、学内のハラスメントの防止のために、「ハラスメント防止等に関する規則」が整備されており、学生向けに「ハラスメント防止の手引き」配付し、内容の周知を図っている。さらに学生の進路支援については、キャリア支援センターを設けて対応にあたっている。

基準8 教育研究等環境

教育研究環境は法令に基づき整備されている。しかし、学生の施設満足度調査でみると、満足をしている学生の割合が低いことから、一部の老朽化した棟の建て替え等を含め、整備計画を進めている。教育研究等を支援する環境については、学内において、研究を奨励・支援するための制度や競争的資金が存在する。

基準9 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献活動は、大学の大きな活動目標の一つであり、今後も精力的に取り組んでいく。村上市等の地元自治体をはじめ、各種団体からは、さまざまな依頼を受けており、本学の地域活動は活発化している。地域・産学連携推進室を中心として、大学側からも積極的に発信しており、地元市民との連携だけでなく、他大学、高等学校、海外機関との教育研究における連携も積極的に展開している。とくに「高等教育コンソーシアム新潟」との活動を通じて、県内大学との連携を強化している。

基準10 大学運営・財務

<大学運営>

大学の管理運営体制は、大学運営委員会を最終意思決定機関として位置付けており、学長を中心として研究科委員会、教授会及びその実施機関としての各種委員会の「権限」と「責任」を明確にすることによって、情報の共有化と意思決定の迅速化を図っている。学長がリーダーシップを発揮できる体制ができているほか、管理運営体制に関する規程が整備され、全教職員に規程が浸透している。今後は、更なる教職員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識を高めるとともに、日々の大学活動に関するデータの集積をシステム化し、次の自己点検・評価に繋げていく。

<財務>

学校法人全体の財政は、厳しい状況下にあるものの、借入金はなく、教育研究を遂行するために必要な財政基盤を確立している。一方、本学の建物の一部は、老朽化が進んでおり、建て替え計画を着実に進めていく必要がある。

(むすび)

本学は、各評価項目で記載しているように、歴史が浅く、全国に発信できるような特筆すべき成果は少ないが、地方にある小さな大学としての意義・役割は、教職員全員が共通に認識しており、地方の高等教育機関に課せられた使命－高等教育の機会の提供と地域社会への貢献－を念頭にその実現に向けて、一層の研鑽・努力を重ねて行きたい。

今後、さらに 18 歳人口が減少し続け、入学者の質はこれまで以上に多様化することが予想される。その入学者の変化を察知し、それらに対して質の高い教育を提供していくことが大学の責任である。そのためには教育活動等についての内部質保証システムのさらなる強化は必須事項である。本報告書は、本学の、自己点検・評価活動の最終成果となる。今後の将来構想検討のために貴重な指針として生かすとともに、教育・研究・社会貢献の諸活動で、本学が豊富な成果を生み出していく未来のための原点として活用されることを期待する。

令和 2 年 3 月

新潟リハビリテーション大学

学長 山村千絵

点検評価報告書 正誤表

○点検評価報告書正誤表

頁	行	正	誤
90	下から 2 行目	医療学部では <u>30</u> 名の専任教員（＋助手 4 名）を配置している	医療学部では <u>29</u> 名の専任教員（＋助手 4 名）を配置している
92	上から 9 ～10 行目	教授（学長・副学長含む） <u>12</u> 名（男 <u>7</u> 女 5）、准教授 7 名（男 4 女 3）、講師 8 名（男 7 女 1）、助教 3 名（男 3）の計 <u>30</u> 名（男 <u>21</u> 女 9）	教授（学長・副学長含む） <u>11</u> 名（男 <u>6</u> 女 5）、准教授 7 名（男 4 女 3）、講師 8 名（男 7 女 1）、助教 3 名（男 3）の計 <u>29</u> 名（男 <u>20</u> 女 9）
92	上から 13 ～14 行目	学部・研究科別では、学部で、教授 <u>12</u> 名（男 <u>7</u> 女 5）、准教授 7 名（男 4 女 3）、講師 8 名（男 7 女 1）、助教 3 名（男 3）、助手 4 名（女 4）の計 <u>30</u> 名	学部・研究科別では、学部で、教授 <u>11</u> 名（男 <u>6</u> 女 5）、准教授 7 名（男 4 女 3）、講師 8 名（男 7 女 1）、助教 3 名（男 3）、助手 4 名（女 4）の計 <u>29</u> 名
92	上から 18 行目	大学及び大学院設置基準では、学士課程において学部の基準数が <u>23</u> 名（うち教授 <u>12</u> 名）、	大学及び大学院設置基準では、学士課程において学部の基準数が <u>21</u> 名（うち教授 <u>11</u> 名）、
92	上から 21 行目	専任教員 1 人当りの在籍学生数（S/T 比）は、学部が <u>11.3</u> 、研究科が <u>1.38</u> （大学基礎データ表 1）あわせて <u>7.9</u> であり、	専任教員 1 人当りの在籍学生数（S/T 比）は、学部が <u>11.7</u> 、研究科が <u>1.47</u> （大学基礎データ表 1）あわせて <u>10.9</u> であり、
93	上から 13 行目	学部の専任教員で、博士の学位を有する教員は <u>23</u> 名おり、内訳は医学博士 <u>11</u> 名、	学部の専任教員で、博士の学位を有する教員は <u>22</u> 名おり、内訳は医学博士 <u>10</u> 名、
93	上から 16 行目	国家資格所持者は、医師が <u>2</u> 名、	国家資格所持者は、医師が <u>1</u> 名、
93	上から 28 行目	その年齢を超えて在籍している者が <u>8</u> 名いる。	その年齢を超えて在籍している者が <u>7</u> 名いる。
93	上から 29 行目	大学全体で、70 歳以上が 4 名、60 歳代が <u>7</u> 名、	大学全体で、70 歳以上が 4 名、60 歳代が <u>6</u> 名、

頁	行	正	誤
93	上から 30 ～31 行目	教授に関しては、60 歳代が <u>6</u> 名、	教授に関しては、60 歳代が <u>5</u> 名、
94	上から 2 行目	大学全体では、男性 <u>21</u> 名、	大学全体では、男性 <u>20</u> 名、
99	上から 22 行目	専任教員 1 人当りの在籍学生数は、学部で <u>11.3</u> 研究 科で <u>1.38</u> 全体で <u>7.9</u> であり、	専任教員 1 人当りの在籍学生数は、学部で <u>11.7</u> 研究 科で <u>1.47</u> 全体で <u>10.9</u> であり、